

会報

第85号

国立大学協会

昭和54年8月

(第29卷第3号 通卷第85号)

会報

第85号

8
月
号



国立大学協会事務局

◇目 次◇

●エッセー
教員養成系学部の設置基準をめぐって 東京学芸大学長 太田善麿 7

●学長の国際交流
オーストラリア国大学訪問記 東京水産大学長 佐々木忠義 13

ヒゲの生物学的意義 小野三嗣 124
《窓》 紀元2000年の夢、葉緑素を利用した太陽電池 高橋不二雄 132

事業報告

●諸会議議事要録（5月～6月）

理事会（5. 24）————— 21

会務報告
協議
理事候補者について
常置委員会委員（教員）の選任について
常置委員会委員（代表者）候補者の選考について
昭和53年度国立大学協会歳入歳出決算(案)について
特別委員会委員の交代について
第64回総会の日程について
各委員会委員長報告と協議

理事会（6. 19）————— 32

会長・副会長の互選について
常置委員会委員（代表者）候補者の確認について
監事候補者の選考について
第65回総会の日時・場所等について
次回理事会について

委員等選考役員会（5. 24）————— 34

常置委員会委員（教員）候補者の選考について
常置委員会委員（代表者）候補者の選考について

第64回総会〔第1日〕（6. 19）————— 35

会務報告
協議事項
昭和53年度国立大学協会歳入歳出追加予算（案）について
昭和53年度国立大学協会歳入歳出決算（案）について
昭和54年度国立大学協会歳入歳出予算（案）について
会議出席旅費支給基準の一部改正について
理事の選任について
各委員会委員長報告と協議について

第64回総会〔第2日〕(6. 20)	54
各常置委員会委員長および大学運営協議会地区委員の 選出結果について 大学運営協議会臨時委員(教員)の選任について 監事の選任について 各委員会報告 次回(第65回)総会について	
第31回事務連絡会議(6. 22)	57
総会状況報告 大学入試センター連絡事項 文部省連絡事項	
第1常置委員会(6. 18)	61
外国人教員問題について 連合大学院の問題について	
第1常置委員会(6. 20)	67
委員長の選任について 今後の検討課題について	
第2常置委員会(6. 20)	69
委員長の選任について 今後の検討課題について	
第3常置委員会(6. 18)	71
厚生補導施設に関する問題について	
第3常置委員会(6. 20)	76
委員長の選任について 「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての 要望書」について 今後の検討課題について	
第4常置委員会(6. 20)	78
委員長の選任について 「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての 要望書」について 今後の検討課題について	
第3・第4常置委員会合同会議(5. 14)	80
厚生補導施設に関する問題について	

第5常置委員会 (6. 20)	87
委員長の選任について	
今後の検討課題について	
第6常置委員会 (5. 16)	88
昭和55年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針について	
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について	
非常勤職員に関する実態調査について	
第6常置委員会 (6. 20)	93
委員長の選任について	
今後の検討課題について	
教養課程に関する特別委員会 (5. 23)	94
報告書のまとめについて	
今後の検討課題について	
大学格差問題特別委員会 (6. 18)	100
今後の検討課題について	
図書館特別委員会 (6. 18)	103
今後の議事のすすめ方について	
55年度図書館予算に関する要望について	
教員養成制度特別委員会 (6. 18)	108
アンケート調査結果のまとめについて	
大学運営協議会 (5. 24)	110
大学運営協議会の今後の運営について	
特別会計制度協議会 (5. 16)	112
昭和55年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案について	
創立30周年記念行事準備委員会 (5. 28)	113
記念行事の実施計画について	
●第64回総会国立大学協会事業報告書	116
●諸 会 合	123

要 望 書

大学保健管理施設の増設・充実についての要望書	125
国立大学共同利用研修施設設置・充実に関する要望書	125
大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書	127
学生部関係職員の待遇改善に関する要望書	127
厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書	128
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	128

資 料

会議出席旅費支給基準の一部改正	131
大学設置審議会（大学設置分科会）委員について	131

名 簿

理 事 会	133
常置委員会（6委員会）	133
特別委員会（8委員会）	136
大学運営協議会	138
特別会計制度協議会	139

そ の 他

学長等の異動	141
寄贈図書	143

教員養成系学部の設置基準をめぐって

東京学芸大学長 太田 善 麿

＊

昭和52年11月に当協会の教員養成制度特別委員会が発表した「大学における教員養成——その基準のための基礎的検討——」の序言には、

周知の通り、教育系大学・学部については未だ設置基準の策定がない。しかし、教育系大学・学部の今後の整備にあたっては、教員養成を大学でおこなうについての基準の明確化は不可欠であり、またあらたに設置基準等を策定するにあたっては、教育系大学・学部の現状認識が重要であるとともに、そのあるべき姿についての十分な認識がなくてはならない。

とし、設置基準の根底にあるべき教育系大学・学部のあり方そのものについて十分な考察を加える趣旨をもってこの報告をまとめた由が述べられている。わたしもその委員会の末席を汚す一員であるが、ことに小委員方のお骨折によってすこぶる示唆に富む有益な報告内容を得たことをありがたく思っている。

ところで、そこに「教育系大学・学部については未だ設置基準の策定がない」と記されているのについてであるが、これは教育系大学・学部がその設置認可の上で昭31文部省令第28号「大学設置基準」の適用外におかれているという意味ではなく、現行の「設置基準」には教育系大学・学部についての要素が積極的に盛り込まれていないという意味にとるべきかと思われる。というのは、昭和38年から40年にかけて、「大学設置基準」の改善のために、文部大臣の諮問機関である大学基準等研究協議会が分野ごとに「学部設置基準要項」の検討を行い、13の分野の学部のもの（うち7分野は改正、他は新たに作成）を揃えて昭和40年3月31日に答申したのだったが、「教員養成に関する学部設置基準要項については、その結論を得るに至らなかったため、引き続き検討の必要があること」という留意事項を付したものの同協議会はその年に廃止されて、教育系大学・学部の「設置基準要項」は懸案のまま

残されており、「大学設置基準」もその点いわば空洞のままもち越されているという事情にあるからである。

大学基準等研究協議会が決定したそれぞれの「学部設置基準要項」は、「大学設置審議会内規」で同審議会が大学設置の認可の審査をする際に「参考資料とする」ことになっているが、教員養成系大学・学部については、それがないというだけでなく、前述のように、「大学設置基準」もはなはだよそよそしいのである。「大学設置基準」では、わずかに、第11条の専任教員を規定した別表第3の備考に、

この表に掲げる学部以外の学部における教員数については、当該学部類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定する教科及び教職に関する専門科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとする。

というような応急当局的な定めがあるのと、第41条、附属施設を規定したところに、教員養成に関する学部又は学科は附属学校を置くものときめているのと、この二つが挙げられるにすぎない。専門教育科目に関する図書・学術雑誌の数や、校地・校舎の面積についても、各学部の基準を示した表には載せられず、表に掲げられた類似の学部の例によるの扱いをうけている。

そのようなわけだから、実際に大学・学部の設置認可のための審査にあたる大学設置審議会では、基準運用の必要上「教員養成に関する大学・学部の審査内規について」（教育学保育専門委員会）という申合せを行い、小・中学校教員の養成を目的とする大学・学部の教育課程、教員組織・施設・設備等について審査上の基準を立てているが、これは審議会がその守備範囲で求めた一つの解答たるに過ぎないと言える。

関連して言えば、もう一つ、教員養成系の大学・学部にかかわりの深い「基準」がある。それは、教育職員免許法第5条別表第1備考第1号の2において、教員の普通免許状授与の条件として修得を指定している専門科目の単位は、文部大



臣が教育職員養成審議会に諮問して適当と認める課程において修得したものでなければならないと定めている（昭和28年改正）のによって、教育職員養成審議会が課程認定の審査のために決めている「大学において教員養成の課程を置く場合の審査基準」及び「同内規」である。

その「審査基準」に、「小学校又は幼稚園の教員を養成する場合には、教員養成を主たる目的とする学科等（学部・学科・課程・専攻等の意）を設けなければならないものとする」として、初等教育

教員については目的学科等以外を認めないことを明らかにしているのは注目すべき点であり、その「内規」の方に施設設備面で楽器及び器楽練習室等のこと、あるいは専門図書学術雑誌のうちの教職に関する専門科目関係図書雑誌のこと、それから教育実習校の必要学級数のことなど、実際面の配慮が示されているのも目に留まる点である。しかし、この「基準」においては、教員組織の専門教育科目担当専任教員の必要数について見ると、前記の大学設置審議会の申合せの数より内輪にきめられており、それからも察しがつくように——無理もないこととは思うが——根本的な基準の洗い直しなどということよりも、生じつつある現実の中での裁量の要請が優先しているとも言える。

＊

このような事情の中で、日本教育大学協会が再度にわたって教員養成系の学部の「設置基準要項」の協会案をまとめ、関係方面にその主旨の尊重と実現への配慮を要望したのは、当然と言えば当然のことであった。その第一回目は、昭和39年、「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令」が施行された年で、

教員養成系の大学・学部の学科目の整備の促進の挺にしようという意図があった。またそれは、前述の大学基準等研究協議会が各学部の「設置基準要項」の改正や作成に取り組んでいた時にあっており、難航の予想される教員養成系学部のその方向づけに資せんと趣旨も当然働いていた。題して「教員養成関係学部設置基準要項」（案）と称した。

その第二回目は、昭和49年である（附属学校関係は昭和50年）。前回の案には内容的にもさらに検討を加えるべき点があり、協会内部の意思疎通にも不徹底な点を残していたという反省もあったが、またなし崩しに慣行化し固定化する惧れのある低水準の状態への認識と批判と、それを改善する意欲と努力とを絶えず更新し充実してゆこうという共同の意識にささえられて、引続き息長く検討を重ねることにしたのである。そしてその間、協会内部の諸機関での討議を十分に尽し、ここに示された基準を教員養成系学部が一日も早くみたく必要があるという理解を共通のものになし得たとして、昭和49年6月に「教育関係学部設置基準要項」（試案）を決定するに至ったのである。

教育大学協会が、今回もあえてこれを「設置基準要項」という形でまとめたのは、教員養成系学部の設置基準要項が依然不在状態を続けており、「大学設置基準」もそれに相応した内容のままになっているという状況について注意を喚起する意味は勿論あるが、中心的な関心は、ここに示す基準が必要欠くべからざる範囲のものであることの理解とともに、早急に現状の改善に着手することの当然性の認識を広く各方面に求め、既存の教員養成系学部の画期的な整備に結びつけたいというところにある。同協会では、このころから、共同の重要課題として教員養成系の大学院の性格内容や設置方式の検討に力を注いでいるが、大学院実現の前提として学部の具体的な整備充実の緊急性が一層強く意識されてきた段階で、その推進力となることへの期待をもこめて、学部の基準についての一往の結論をうち出したわけである。

言うまでもなく、「設置基準」というものは、設置の認可のための審査にあたって最低限の条件をみたしているかどうかを判定する際の基準を示すものであるから、

これがそう高度のものになるはずはない。多くの中には、設置後に手をぬいて「設置基準」をみたさなくなる大学・学部もないとは言えないが、それは例外的な存在で、少なくとも既存の国立大学・学部が「設置基準」を下廻るといふ理由をもって当局に整備充実を要求するというようなことは、普通には考えられない。基準の向上は望ましいことに違いないが、それを適用した場合該当する既設の学部が軒並み不合格になるような新しい「設置基準」を立てるなどということはあるまいだろう。「設置基準要項」と銘打ってはいるけれども、教育大学協会の真意は、今後の「設置基準」の改正の一つの目途をこのようなところへ置き、そこへ運んでゆくことができる実態を形づくるように、現状の改善を逐次着実に進めることを求めているのである。既成の予算慣行等の改訂を求めるについては、十分に検討を経た具体的な案を提示する責任があるという配慮も、もちろんあった。

国大協教員養成制度特別委員会の前記の報告書が指摘しているように、教員養成の上で今日是正を要する欠陥の根本は、「中央的規制の強化に傾斜して、現実に教員養成の歴史を担い、その現場であるところの、既設の教育系大学・学部の整備、その学問的強化をややもすれば軽視し、それを低水準のまま固定して来たこと」にあると言えるであろう。そして、「教員養成における目下の急務は、『現場の充実』と『現場での意欲的な取組みの強化』にある」というのも、その通りなのであって、「現場」の当事者はその改善を最も切実に求めているのである。

＊

気にかかることとして、教員養成の開放制の原則と、教員の目的養成並びに計画養成の要請との調和の問題がある。現在の学校の制度や組織を認めた上で、「教員養成は大学で行う」という原則を学部卒業段階で教員たる資格条件を得させる仕組みを基本において認めた場合、ことに初等教育の教員に関しては、目的学部等の必要性は明らかなことである。よしんば、初等教育教員も一般学部が適宜配慮してその養成を担当し成果をあげる可能性があるという、非常に現実から遠い期待をのこすにしても、教職の独自の専門性に即した教育研究体制をとる学部等を置くことの

必要性を否定することはできない。また計画養成の点については、義務教育の完全実施を既定項とする以上、その教員の養成について漠然と予定調和的な充足を願って全く無計画で通すことが許されぬのは言うまでもない。

それはそうなのだけれども、安易に目的養成機関たることに没入することになると、資格付与だけが中心となったり、計画養成の要求を優先させれば、計画者の下請の実施機関という性格のものになったりする恐れがあるのである。現実的必要性への対応ということが、専ら実務的配慮にゆだねられ処理されることになると、そこには手段としての養成所・訓練所しか考えられなくなる、そういう点が問題になる。

国立の教員養成系大学・学部が、現在義務教育教員を中心とする教員の目的養成・計画養成の実質に深く関与していることはあらためて言うまでもないが、これを行政側からの一方的なおしつけに屈した結果と見ることは適当ではない。国立大学としての責任という立場から、教育研究上の必要と強い社会的要請との契合点を求めつつ今日に至り、また現にその緊張関係をより高度のものにすべく努めているのが実情だと思う。前述した養成所化・訓練所化への誘惑を承知の上で、それを克服する意志と努力を貫いてきた実績のもとに、国立の教員養成系大学・学部は明日をひらくために教育研究条件の整備充実を強く求めている。これが容れられることによって、これらの大学・学部は、そこにおける目的養成・計画養成の要素の位置づけを、自主的自律的に更新再確認する機会を得ることは疑いない。身をもってこれらの重荷を背負ってきた国立の教員養成系大学・学部の整備に関しては、従来の子算事務上の基準や慣行を抜本的に改正し、応える道をひらかねばならぬはずだと考える。

オーストラリア国大学訪問記

東京水産大学長 佐々木忠義

*

昭和53年2月、オーストラリア国大学副学長委員会委員長 (Chairman, Australian Vice-Chancellors' Committee) の、ニューサウスウェルズ大学 (University of New South Wales) の副学長 Rupert H. Myers 教授 (Professor Rupert H. Myers, Vice-Chancellor) より、国立大学協会第5常置委員長佐々木忠義に、日本の国立大学長3名を招聘したいという申し出があった。それによると、実はこの申し出は、Myers 委員長の前任者の Z. Cowen 卿教授 (Professor Sir Zelman Cowen) と第5常置委員会の井上前委員 (前奈良教育大学長) との間で、日豪間で少数の学長の国際交流をしようではないか、という話が進められていたことに基づくもので、私はそれを実行することにした。ついでには、主としてオーストラリアの諸大学を視察して貰うために、昭和53年4月から7月の間に日本の国立大学3学長を3週間ほど招聘したいというもので、石塚名古屋大学長、須田神戸大学長、それに私が招かれることになった。そしてその訪問記を私が書くことになったのである。専攻分野がまるで違う三人の訪問記だから、共通点だけを記した、いわば訪問日記的な内容にすれば“中^みらずと雖も遠からず”，ときめこんで本稿をまとめた。そういえば、三人共殆ど行動を共にしているので、その点「遠からず」であろう、と思ったりなどしている。

*

5月28日(日)：午前6時10分シドニー空港着。オーストラリア国大学副学長委員会秘書の Frank S. Hambly 氏と通訳の Robyn Fletcher 嬢の出迎えを受け、国内線で首都キャンベラ(Canberra)へ、午前9時10分着。オーストラリア国立大学 (Australian National University : ANU) 副学長の Low 教授 (Professor D. A. Low) の出迎えを受ける。午後はキャンベラ市内見学。夜は、オーストラリア国立大学長代理 J. Blackburn 氏 (Mr. Justice Blackburn) 主催の夕食会 (Scarth Room, University House) に招かれる。ゲストは Professor D. A. Low (Vice-Chancellor), Emeritus Professor D. N. T. Dunbar (Chairman, Universities Council, formerly Deputy Vice-Chancellor), Dr. E. S. Cra-wcour (Far Eastern History, Research School of Pacific Studies), Mr. K. Jones

(Secretary, Department of Education), Mr. F. Hambly (Secretary, Australian Vice-Chancellors' Committee), Professor F. W. E. Gibson (Director, John Curtin School of Medical Research), Professor A. J. Youngson (Director, Research School of Social Sciences) たちである。

5月29日(月)：午前、オーストラリア国立大学アジア関係図書館を見学の後、日本大使館に大河原大使を表敬訪問。午後は、同大学法学部長 D. W. Greig 教授 (Professor D. W. Greig) を表敬訪問の後、アジア研究学部 (Faculty of Asian Studies) の Common Room での学部長 A. H. Johns 教授主催の昼食会に招かれ、学部のスタッフ、学生、並びに同大学の日本語研究協力者たちと日本事情や日本語等について懇談しながら会食した。昼食後、自然科学研究部門 (Research School of Physical Science) の責任者代理の K. J. Le Couteur 教授 (Acting Director, Professor K. J. Le Couteur) を表敬訪問し、見学した。続いて、太平洋研究部門 (Research School of Pacific Studies) の責任者代理 R. G. Ward 教授 (Professor R. G. Ward) を表敬訪問し、施設を見学した。夜は、ANU の Bruce Hall での、副学長 Low 教授主催の夕食会に招かれた。ゲストは、Professor I. G. Ross (Deputy Vice-Chancellor), Professor A. H. Johns (Dean, Faculty of Asian Studies), Professor A. Alfonso (Department of Japanese), Professor W. Hayes (Acting Director, Research School of Biological Sciences), Professor K. J. Le Couteur (Acting Director, Research School of Physical Sciences), Professor H. W. Arndt (Chairman, Board of the Institute of Advanced Studies) Professor R. stc. Johnson (Chairman, Board of the School of General Studies)。

5月30日(火)：午前、教育省を表敬訪問の後、生物科学研究部門 (Research School of Biological Sciences) の責任者代理 W. Hayes 教授 (Professor W. Hayes) 並びに化学研究部門 (Research School of Chemistry) の部長 D. P. Craig 教授 (Professor D. P. Craig) をそれぞれ表敬訪問し施設を見学した。午後は、大河原大使主催の昼食会に出席。日豪間の文化、学術交流、経済問題等について懇談した。17時10分キャンベラ空港発、シドニー経由で19時45分ブリスベイン空港着。グリフィス大学副学長代理 Jackson 教授 (Professor Jackson), Ho 教授 (Professor Ho) 等の出迎えを受ける。Jackson 教授主催の夕食会に出席。ゲストは、Professor Ho (School of Modern Asian Studies), Dr.

Des Connell (Chairman, School of Australian Environmental Studies : A. E. S.), Professor Masters (School of Science), Dr. Samisoni (Registrar)。

5月31日(水) : 午前, グリフィス大学 (Griffith University) を表敬訪問, 副学長代理 Jackson 教授, 副学長補佐 Alan Cole 氏 (Mr. Alan Cole, Assistant Vice-Chancellor), Ho 教授等と懇談した後, 大学のキャンパスを Cole 氏の案内で Jackson, Ho 両教授等と共に見学した。なお Connell 博士の案内で A. E. S. の施設や School of Science を見学した。School of Science では部長の Doddrell 博士 (Dr. Doddrell, Chairman) がその内容について説明してくれた。続いて, 同博士の案内で大学の管理部へ。そこで Registrar と会談の後, 構内の University House で Jackson 教授主催の昼食会に出席。ゲストは Sir Theodor Bray (Chancellor), Mr. Alan Cole (Assistant Vice-Chancellor), Mr. John Topley (Registrar), Mr. Kev See (Business Manager), Mr. Page (University Librarian), Dr. Roger Kitchig (School of A. E. S.), Mr. Eiji Kato (Language Center)。これらの大学の関係者とグリフィス大学の内容とか両国間の大学の協力, 学者や留学生の交流等について懇談した。午後は, Registrar, Mr. Kato, Mrs. Fuller 等の案内でオーストラリア特産の珍しい動物コアラ (Koala) の保護地 (Lone Pine Koala Sanctuary) を訪れた。筆者はジェームズクック大学 (James Cook University) を訪問のため石塚, 須田両学長と分れて, 17時5分プリズベイン空港を出発。18時50分にタウンズビル (Townsville) 空港に到着した。ジェームズクック大学副学長代理 Trollope 教授 (Professor Trollope) の出迎えを受ける。同教授主催の夕食会に出席。ゲストとして次の各位が出席。Professor and Mrs. K. J. C. Back (Vice-Chancellor, James Cook University of North Queensland), Professor and Mrs. D. H. Trollope : Hosts (Deputy Vice-Chancellor, James Cook University of North Queensland), Professor and Mrs. C. Burdon-Jones (Head, School of Biological Sciences, James Cook University of North Queensland), Professor and Mrs. K. P. Stark (Chairman of Academic Board and Head, Department of Civil & Systems Engineering, James Cook University of North Queensland), Professor and Mrs. E. Scott (Head, Department of Education, James Cook University of North Queensland), A/Professor and Mrs. R. P. Kenny (Department of Marine Biology & Zoology, James Cook University of North Queensland), Dr. and Mrs. N. E. Milward (Department of Marine Biology & Zoology, James Cook Uni-

versity of North Queensland), Dr. and Mrs. J. S. Bunt (Acting Director, Australian Institute of Marine Science), Dr. and Mrs. T. Ikeda (Research Leader, Pelagic Biology Group, Australian Institute of Marine Science), Mr. and Mrs. R. Williams (Executive Officer, Great Barrier Reef Marine Park Authority)。

6月1日(木) : 午前, 生物科学部門 (Research School of Biological Science) を見学, 生物科学上の諸問題特に魚貝類の増養殖問題について意見の交換をした。続いて美しいキャンパスを一巡り参観した。諸学科の幹部各位と昼食を共にした後, 13時15分タウンズビル空港発, プリスベイン空港に帰着。石塚, 須田両学長と合流して17時10分発空路シドニーへ, 18時25分シドニー空港着。

6月2日(金) : マックワリー大学 (Macquarie University) 副学長 Edwin C. Webb 名誉教授 (Emeritus Professor Edwin C. Webb, Vice-Chancellor) を表敬訪問, 建築設計家 W. V. Abraham 氏 (Mr. W. V. Abraham, Architect-Planner) の案内で大学の各種の建造物を見学。続いて, University Staff Club での昼食会に招かれる。出席者は, 副学長 E. C. Webb 名誉教授を始め, 副学長代理 B. E. Mansfield 名誉教授 (Emeritus Professor B. E. Mansfield, Deputy Vice-Chancellor), W. V. Abraham 氏, R. J. Howatson 氏 (Mr. R. J. Howatson, Bursar), A. J. T. Ford 氏 (Mr. A. J. T. Ford, Registrar) の各位。午後は, School of Biological Sciences (S. B. S.) と Centre for Environmental Studies (C. E. S.) を訪問し, S. B. S. の責任者 F. V. Mercer 教授 (Professor F. V. Mercer, Head of S. B. S.), 生物学教授の G. B. Sherman 氏 (Professor G. B. Sherman, Professor of Biology), C. E. S. の所長 F. H. Talbot 教授 (Professor F. H. Talbot, Director of C. E. S.) 等と懇談した。副学長招待の University Union での夕食会に出席。

6月3日(土) : 午前, 午後共に自由時間。夜は, 副学長の招待でシドニーオペラハウスでオーストラリアバレエ見物。

6月4日(日) ~ 5日(月) : 日豪基金の堀氏 (シドニー駐在) の協力で各種の観光。

6月6日(火)：午前、シドニー大学を訪問、興味のある部門を見学の後、それらの部門について副学長 B. R. Williams 教授 (Professor B. R. Williams, Vice-Chancellor) と懇談した。続いて、同氏主催の昼食会に招かれる。昼食後、Sydney Teachers College を訪問、このことも含めて更に懇談した。

6月7日(水)：午前、ニューサウスウェルズ大学 (University of New South Wales) を訪問、副学長 Rupert H. Myers 教授 (Professor Rupert H. Myers, Vice-Chancellor) と懇談の後、Private Dining Room, Square house, University Union での同氏主催の昼食会に招かれる。ゲストは、次の3副学長代理 Professor R. E. Vowels, (Pro-Vice-Chancellor), Professor J. B. Thornton, (Pro-Vice-Chancellor), Professor A. H. Willis (Pro-Vice-Chancellor) の外に Professor T. Kotono (Visiting Professor of Economics), Dr. J. T. Yamaguchi (Lecturer in Marketing), Mr. K. L. Jennings (Registrar) 等。昼食後、須田学長は Japanese School を訪問。石塚学長は University School of Medicine を訪問、医学部長 R. J. Walsh 教授 (Professor R. J. Walsh, Dean, Faculty of Medicine) 等と懇談。筆者は Faculty of Biological Sciences を訪問、生物科学部長 B. J. Ralph 教授 (Professor B. J. Ralph, Dean of Faculty) 等と懇談した。夜は、副学長宅での夕食会に招かれ、副学長夫妻とその家族、ゲストの R. J. Walsh 教授夫妻 (Professor & Mrs. R. J. Walsh), B. J. Ralph 教授夫妻 (Professor & Mrs. B. J. Ralph), D. M. McCallum 教授夫妻 (Professor & Mrs. D. M. McCallum) 等と夕食を共にしながら歓談した。

6月8日(木)：午前8時45分シドニー発メルボルンへ、10時空港着。T. A. Hazell 氏 (Mr. T. A. Hazell, Protocol Officer) の出迎えを受ける。ホテルで J. Patone 氏 (Mr. J. Patone, Registrar's Office) に会う。早速メルボルン大学 (University of Melbourne) に D. O. White 教授 (Professor D. O. White, Chairman of the Professorial Board) を表敬訪問。C. D. Richards 氏 (Mr. C. D. Richards, Secretary, Faculty of Medicine) の案内で医学部を見学。A. T. J. Bell 氏 (Mr. A. T. J. Bell, Registrar) にも会見。続いて、Private Dining Room, Union House での、メルボルン大学副学長 Sir David Derham 教授 (Professor Sir David Derham, Vice-Chancellor) 主催の昼食会に招かれる。ゲストは、Professor Emeritus Sir Lance Townsend (Assistant Vice-Chancellor), Prof-

essor D. O. White (Chairman of the professorial Board), Mr. A. T. J. Bell (Registrar), R. D. Marginson (Vice-Principal), Mr. W. B. Eggington (Senior Lecturer in Japanese), Mrs. P. Sherriff (Tutor in Japanese), Mr. T. A. Hazell (Protocol Officer) 等。午後はその他の大学関係者と懇談。

6月9日(金)：午前、ビクトリア州総理大臣代理・教育大臣 (Deputy Premier of Victoria and Minister of Education) L. H. S. Thompson 氏並びに教育省事務総長 R. L. Shears 博士 (Dr. R. L. Shears, Director General of Education) を表敬訪問の後モナッシュ大学 (Monash University) へ。副学長 R. L. Martin 教授 (Professor R. L. Martin, Vice-Chancellor) 主催の昼食会に招かれる。食後、副学長を始め大学の関係者と夕刻まで懇談。夜は、メルボルン大学副学長 Sir David Derham 教授主催の City Club での夕食会に招かれる。食後、同氏の招待で会食者一同メルボルン劇場で芝居“Beaux-Stratagem”を見物。

6月10日(土)：大学訪問の予定がないので終日自由。我々の希望があれば、下記の場所に案内しますという大変親切な配慮があった。

The National Gallery of Victoria, The Royal Zoological Gardens, The Royal Botanic Gardens.

夜は、日本総領事招待の夕食会に出席。

6月11日(日)：12時20分メルボルン発、13時20分ホバート (Hobart) 空港着。タスマニア大学 (University of Tasmania) の車でタスマニア島沿岸をドライブの後、同大学副学長 D. E. Caro 教授 (Professor D. E. Caro, Vice-Chancellor) 主催の夕食会に招かれる。

6月12日(月)：午前、大学の会議室で、副学長、副学長代理 C. H. Miller 教授 (Professor C. H. Miller), A. R. Oliver 教授 (Professor A. R. Oliver, Deputy Chairman of the Professorial Board), 農業科学部 (Agricultural Science), 芸術学部 (Arts), 商経学部 (Economics and Commerce), 教育学部 (Education), 工学部 (Engineering), 法学部 (Law), 医科学部 (Medicine and Science) 等の各部長と会談。G. Dickens 氏 (Mr. G. Dickens) の案内で図書館を見学の後、大学のキャンパス

を一巡。続いて Modern Languages Department を訪問し、日本語学科の教官たちと懇談した。大学の食堂で副学長主催の昼食会の後、Tasmania College of Advanced Education を訪問。夜は、Senior Common Room での副学長主催の夕食会に出席。

6月13日(火)：午前、石塚、須田両学長は産婦人科を訪問、医学部長 A. F. Cobbold 教授 (Professor A. F. Cobbold, Dean of Medicine), J. F. Correy 教授 (Professor J. F. Correy, Head of Department OB. and GY.) 等と懇談。筆者は別行動でホバートの水産施設を見学、J. Olley 博士等と懇談し、オーストラリア特にタスマニアの年間漁獲量や魚種等についても意見の交換をした。17時5分ホバート発、メルボルン経由で19時25分アデレード空港着。アデレード大学 (Adelaide University) の副学長 D. R. Stranks 教授 (Professor D. R. Stranks, Vice-Chancellor), D. Healey 氏 (Mr. D. Healey, Chairman, Centre for Asian Studies) 等の出迎えを受ける。

6月14日(水)：午前、アデレード大学クラブでアジア研究センターの内容等を中心に懇談の後、副学長主催の昼食会。午後は、副学長や副学長代理 E. S. Barnes 教授 (Professor E. S. Barnes, Deputy Vice-Chancellor) 等と懇談。夜は、アデレード大学とフリンダーズ大学 (Flinders University) の両副学長主催の夕食会に招かれる。

6月15日(木)：午前、フリンダーズ大学副学長 R. W. Russell 教授 (Professor R. W. Russell, Vice-Chancellor) を表敬訪問し懇談の後、私共3学長に夫々関係の深い科学を見学。続いて、副学長主催の昼食会。午後は、郊外のブドウ園を見学の後、郊外でフリンダーズ大学副学長代理 K. Hancock 教授 (Professor K. Hancock, Pro-Vice-Chancellor) 招待の夕食会。大学の関係者等と懇談した、Hancock 教授等に見送られてアデレード空港を21時15分に出発。22時45分にパース空港に到着。D. V. Hewson 氏 (Mr. D. V. Hewson, Personal Assistant to Vice-Chancellor) 等大学の関係者の出迎えを受ける。

6月16日(金)：午前、西オーストラリア大学 (University of Western Australia) 副学長 R. Street 名誉教授 (Emeritus Professor R. Street, Vice-Chancellor) を表敬訪問、懇談の後大学の諸施設を見学。日本語学科の教官各位とも懇談。副学長主催の昼食会

に招かれる。ゲストは、Professor A. R. Main (Zoology), Dr. H. Watanabe (Microbiology), Mr. R. Angeloni (Vice-Principal), Mr. K. Boston (Japanese Studies), Dr. E. P. Hodgkin, Mr. D. W. G. Treloar (Economic) 等。午後は、同大学の D. Dunn 氏と共にマードック大学 (Murdoch University) を訪問。副学長代理 Arthur Beacham 教授 (Professor A. Beacham, Acting Vice-Chancellor), 秘書の Dan Dunn 氏 (Mr. D. Dunn, Secretary) 等と懇談し、School of Veterinary Studies, School of Environmental Studies 等を見学。副学長主催の夕食会に招かれる。夜は、パースコンサートホール (Perth Concert Hall) でのコンサートに招かれ、Bolton 教授等と共に出席。

6月17日(土) : 終日自由行動。夜は、R. Street 副学長主催の夕食会に招かれる。ゲストは、Mr. G. A. Kennedy, Professor A. R. Billings, Mr. A. R. Krishnan, Mr. K. S. Boston, Mr. Genichi Takizawa (Consul General of Japan), Mr. M. Ogawa (W. A. I. T.), Professor Appleyard 等。

6月18日(日) : 14時45分、我々一行はパース国際空港を出発、オーストラリア国の多数の関係各位に深甚な感謝の気持を残してジャカルタ経由で帰国の途についた。

事業報告

諸会議議事要録

日時 昭和54年5月24日(木) 13:30~17:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 向坊会長

岡本, 香月各副会長

今村, 大池, 前田, 畑, 斎藤, 北村, 林, 武藤, 若槻,

須田, 小坂, 岡, 野本, 神田, 池田, 蟹江各理事

広根(第3), 山岡(第4)各常置委員長

官島, 蓼沼各監事

岳中(教養課程に関する特別委員会)委員長

(大学入試センター) 加藤所長, 田保橋管理部長

理事会

向坊会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように述べられた。

本日は、本協会の決算関係事項および来る6月総会における役員・委員の改選に関する事項その他についてご審議願うためにお集まり頂いた。なお、本日は理事会終了後、引続き大学運営協議会が開かれる予定となっているのでお含み頂きたい。

なお、このたび芦田理事(愛媛大学長)に代り、野本愛媛大学長が新たに理事に就任されたのでご紹介する。

また、調査報告書発表に関する説明のため、「教養課程に関する特別委員会」の岳中委員長が出席されたので、ご了承頂きたい。

次に、竹下事務局次長より配付資料の説明があったのち、議事に入った。

(1) 要望書の提出について

文部省が構想してきた「放送大学」に関する法案が国会で審議されているが、この新しい形態の大学の健全かつ適正な発展を図るため大学側として意見具申をしたいと考え、理事ならびに常置委員長各位の了承を得て去る4月27日、3項目から成る要望書を文部大臣ならびに衆・参両院文教委員会委員長に提出した。なお、公立大学協会側より共同提出の申入れがあったので、連名で提出をしたのでご了承頂きたい。

(2) 大学の履修課程の弾力化について

大学の履修課程の弾力化を意図し、当協会では昨年の6月総会の議を経て「大学卒業(中退)者で入学する学生の既修の単位認定について」の要望書を文部大臣宛提出したが、その後文部省では大学設置審議会大学基準分科会の意見も徴し、このたび「学生の既修単位の取扱い」を定め、これを去る3月12日付文書をもって各国公私立大学長宛通知した。これによって、本協会の要望の趣旨が達成されることになったの

I 会務報告

会長より以下のことについて報告があった。

で、ここにご報告する。

(3) 共通入試関係事項について

① 記者会見について

共通第1次試験を取り入れた新しい制度による大学入試が終了した段階で、去る4月6日、第2常置委員会ではその結果を基に問題点の検討を行い、来年度の大学入試の実施方針について協議した。当日は大学入試センター所長も出席され、隔意のない意見交換が行われたが、そのあと文部省記者クラブからの申入れに応じ記者会見を行い、若槻委員長が委員会の審議経過について報告された。当日の状況の詳細は、後ほど委員長より報告があると思われるが、取敢えず以上のことをご報告する。

② 日教組からの申入れについて

去る3月29日、日教組山川中央執行委員等3人が本協会を訪れ、会長宛に「共通1次試験に関する申し入れ書」を提出した。石塚事務局長がこれを受理し、この旨を第2常置委員長に連絡した。

③ 座談会の開催について

本年度の共通入試の終了にあたって、NHKの企画により「新しい大学入試——評価と注文」というテーマによる座談会が開かれ、これが4月15日(日)朝のテレビで放映された。国大協側から私が出席し、大学入試センター所長、全国高等学校長協会会長、その他と意見交換を行ったので、ここにご報告する。

(4) オーストラリア国大学副学長の招待について

予て計画を進めていたオーストラリア国大学副学長の招待について、去る4月24日、関係大学長によって構成された「招待準備委員会」を開催し、これの受入れの具体的計画について打合せを行った。

副学長一行3人は去る5月20日に来日され、目下、所定のスケジュールに従って国内各地の諸大学、諸施設等を巡回中である。関係大学には種々お世話になるがよろしくお願ひしたい。

(5) 特別会計制度協議会について

去る4月5日、第38回特別会計制度協議会が開催され、文部省側から「昭和54年度国立学校特別会計予算」の内容について説明をうけ、これについて隔意のない意見交換を行った。なお、当日配付された資料の一部をご参考までに本日配付した。

また、去る5月16日には第39回協議会が開催され、文部省側から「昭和55年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案」について説明をきき、意見の交換を行った。文部省の説明によれば、55年度も厳しい状況下にあるということであった。

(6) 大学設置審議会(大学設置分科会)委員候補者の推薦について

予て当協会から推薦している大学設置審議会(大学設置分科会)委員のうち、近く任期満了となる2名の委員の補充について、文部省から5月末日までに候補者(複数)を推薦されたい旨の依頼があったので、両副会長とも協議し、次の4学長を推薦することにしたのでご了承を得たい。

佐賀大学	池田数好学長
愛知教育大学	橋爪貞雄学長
鳥取大学	綾部正大学長
香川大学	幡 克美学長

(7) 大学入試センターの評議員について

本協会の中国・四国地区代表理事として入試センターの評議員を委嘱されていた芦田(前)愛媛大学長が去る3月31日をもって学長を退任されたため、その後任候補者について同地区理

事の間で協議の結果、竹山広島大学長が選出されたので、入試センター所長に対しこの旨通知した。

(8) 国大協宛要望書について

前回理事会に報告した以後に、当協会宛提出された要望書は「資料22」のとおりであり、関係委員会に回付したのでご報告する。

II 協 議

1. 理事候補者について

会長から次のとおり述べられた。

各地区世話大学から、各地区において互選された新理事候補者が「資料4」のとおり報告があったので、この名簿を6月の総会に提案してよろしいかお諮りする。

これについて、とくに異議なくこれを総会に提案することを承認した。

2. 常置委員会委員（教員）の選任について

会長から次のとおり述べられた。

常置委員会の教員委員については、去る2月14日の理事会の際、各常置委員会の審議事項等の関係もあるので、特別の事情がない限り従来の取扱いどおり現任者を再任することとされた。それで、その旨を関係各大学に照会中のところ、いずれも「了承」の回答があったのでご報告する。

なお、前回理事会の際、第6常置委員長より申出のあった同委員会所属教員委員1名の交代のことについては、本日午前中の委員等選考役員会で協議の結果、申出どおり処置することの了承が得られたので、この旨ご報告のうえお諮りする。（資料5）

これについて、とくに異議なく承認されたので、直ちに委嘱の手続きをとることにした。

3. 常置委員会委員（代表者）候補者の選考について

会長から次のとおり述べられた。

常置委員会委員（代表者）候補者の選考については、本日午前中開催の「委員等選考役員会」において、「資料7」の選考方針に基づき選考の結果、「資料8」の案を得たのでお諮りする。

ついで、竹下事務局次長より資料について詳細な説明があり、審議の結果異議なく承認されたので、これを6月総会の際、新理事会に諮ったうえ総会に付議することとした。

4. 昭和53年度国立大学協会歳入歳出決算(案)について

会長から、昭和53年度国立大学協会歳入歳出決算(案)についてご審議願いたいと述べられ、ついで事務局よりその資料について説明があった。

以上の説明があったのち審議に入り、宮島監事（筑波大）より、会計監査の結果適正に処理されている旨の報告があり、異議なく承認されたので、6月総会の際付議して追認を得ることとした。

なお、関連して事務局長から、今回（54.3.31）の「国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正」に伴う本協会の「学長以外の委員の会議出席旅費支給基準」の改正について提案があり、異議なく承認された。

5. 特別委員会委員の交代について

会長から、学長の交代による特別委員会委員

の選任について「資料20」のとおりお諮りすると述べられた。

ついで、竹下事務局次長より資料について説明があり、異議なく原案どおり承認された。

6. 第64回総会の日程について

会長から、来る6月開催の第64回総会の日程を「資料11」のとおりとしてよろしいかお諮りすると述べられた。

ついで、竹下事務局次長より資料について説明があり、異議なく原案どおり承認された。

7. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

(1) 第1常置委員会（北村委員長）

① 助手問題について

この問題については、第1常置と第6常置の合同で構成された「助手問題に関する小委員会」において協議を進めているが、この問題に対して第1常置としては、将来の問題と当面の問題の二つの問題を考えている。将来の問題としては助手のあり方や位置づけの問題を根本的に考えなければならないが、この問題に関連して最近大講座制の問題が提起されているので、この問題とのかかわりを含めて時間をかけて全般的な組織の問題として検討を加える考えである。しかし、当面の研究助手の待遇改善問題は放置することができないので、差し当り現状の組織体系を認めたなかで、研究助手の待遇改善を図ることを検討したい。これについての第1常置の目下の具体案としては、研究助手の一部を講師に切り替えることができないかということを考えており、この案をもって近く合同小委員会で協議することになっている。

② 大学院問題について

これに関しては、農学系の連合大学院構想が相当進展している状況にある。ところが、その進展のなかで情勢にかなりの変化が起きているということを聞くので、近く委員会を開いて当該の農学系の方から説明を伺う予定にしている。なお、総合大学院の方はスピーディな進展はないが、文部省としては漸次これの設置を進めていく姿勢を示している。

③ 放送大学について

これについては一度だけ文部省の方から報告を聞いた。その際に出た主要な意見は、現在の建設予定地（3.3万㎡）では、将来構想としては狭いと思われるので、もっと広大なものにするべきではないかということであった。

(2) 第2常置委員会（若槻委員長）

先程の会長からの会務報告にもあったように、去る4月6日に第2常置委員会を開催し、今回行われた54年度共通第1次学力試験の結果を基に問題点の検討を行い、来年度の大学入試の実施方針について協議した。共通第1次試験は今回が最初であり、これの実施の結果新しい問題点も幾つか出てきたので、これに対する検討をしなければならないわけであるが、一方、来る6月までに55年度の入試実施要項を発表しなければならないという事情もあり、大学入試センターから早急に来年度入試の実施方針について国大協で検討してほしいとの要請があった。それで、共通第1次試験の大筋に関わる問題の検討は後日に委ねることにし、当日は今回の試験実施の結果、検討を要すると思われる実施上の問題を中心に討議を行った。入試センターでは、今回の共通第1次試験実施直後に内部の諸会議を開いて試験実施結果の検討を行い、

また高等学校側との連絡協議会をも開催して意見交換を行い、それらの結果を整理して「検討依頼事項」として当日提出されたので、これを基に検討を行うことにした。その問題点と検討結果は次のとおりである。

◎昭和55年度共通第1次学力試験関係

①試験実施期日について

共通第1次試験の実施期日を遅らせてほしいとの高校側の要望があるが、この問題については54年度入試の際、苦勞して1月に繰り下げた経緯もあり、現行のシステムではこれ以上遅らせるのは無理であることから現行どおりとした（1月12日（土）・13日（日）に共通第1次試験、1月19日（土）・20日（日）に追試験、2月9日（土）～15日（金）各国立大学の出願受付、3月4日（火）から第2次試験、3月20日（木）までに合格発表）。

②高等学校既卒者（浪人）の出願方法について

54年度入試の際には、浪人も現役と同様に出身校経由で出願したが、出願もれなどのトラブルもあり、高校側から浪人については入試センターに直接出願とするよう強い要望があった。これについては入試センターの検討に委ねたが、55年度は直接出願ということになった。

③試験場について

幾つかの特定の県から、受験生の便宜上県内各所に試験場設置の要望が出されているが、この問題については、共通第1次試験は大学入試の一部であるから大学の施設で行うのが当然であり、もし試験場が足りない場合にはなるべく大学の近くで管理運営ができる所で行うべきであるとの建前に立ってこの要望には応じないこととした。

④出題教科・科目について

これについては、科目数を減らせという要望

と高校教育の正常化のために減らすべきでないという意見とがある。当委員会としては、共通第1次試験の出題科目は必修科目に限られており、これは高校教育の正常化のためには妥当な措置と考え、55年度もこれを変更しないことにした。

⑤追試験について

今回の共通第1次試験の実施結果では追試験の受験者は大都会に集中しており、地方大学では受験者が殆どいなかったところもある。それと、追試の理由も軽微なものが多かった。しかし、この制度をにわかに廃止することもできないので、55年度もこれを実施することにしたが、試験場を減らすことにした。

⑥正解の公表時期、成績の個人通知について

今回は当日の試験が終了した時点でそれぞれ正解の発表を行ったが、これに対して、第1日目に正解を発表すると受験生の気持を乱し、翌日の試験に差支えるという苦情が出ている。そこで55年度は2日目の試験が終わったあとで一括して公表することにした。なお、高校側から要望のある成績の個人通知については、共通第1次試験は大学入試の一環であるので、その成績を個々に通知することは行わないこととした。

⑦身体に障害のある志願者が行う大学協議について

これについては、共通第1次試験の受験についてのみ特別措置を必要とする身障者もあるが、従来どおり、大学協議を行わせることとした。

⑧受験番号、選択科目の未記入・誤記入に関する措置について

このような場合、すべてを0点扱いにするには問題はあるが、試験の公正という見地からやむをえない。しかし、このようなミスを生

じさせないため、解答用紙や問題冊子の注意事項で、採点せず0点とすることを明記し、また試験終了時に試験監督者が受験番号や選択科目のマークを確認させることとし、監督者の個々の注意は行わぬこととした。

◎第2次試験関係

①学力検査の出題教科・科目について

第2次試験の科目数を減らしてほしいとの高校側からの要望であるが、これは各大学の判断に任すべきことであって、今後とも各大学が第1次試験との関係を考慮して検討されることを期待する。

②二段階選抜について

これについては、高校側から廃止の強い要望が出ているが、今回これを実施予定の大学でもこれを取り止めた大学もあり、明年度は更に減少すると思われるので、その状況を見ることとした。

③共通第1次学力試験と第2次試験との配点比率の公表について

これについては、第2次試験で面接等を取り入れている大学においては、第2次試験の成績を数値で示すことが困難であるという事情があるので、すべての大学に公表を義務づけることはできない。しかし、そのような問題のない大学にあっては、なるべくこれを公表するのが望ましいと考えられる。現在は約半数の大学が公表している。

④第2次募集について

これについては、今回の入試の結果、学科ごとの募集定員を決めた大学で定員割れが起きたという状況が出てきた。このような大学では、第2志望、第3志望の学生を取るよりも、予め一定の定員を留保しておいて第2次募集を行うほうが大学側にもメリットがあるので、この点

について総会で注意を喚起することにした。

⑤職業課程出身者の推薦入学について

これについては、現在かなりこれを実施している大学もあるが、この要望が強く出ているので、このことを考慮されるように要望することにした。

⑥学部・学科の内容、特色等の周知について (第2次試験のための案内書の作成)

第2次試験は、学部・学科の特性などに応じた試験を行うといっているが、高校側からすれば、その特性がどのようなものかよくわからない。そこで、進学指導に役立てるため、各国・公立大学の学部・学科の内容・特色ならびに第2次試験の概要等をまとめた資料がほしいという要望が出されている。入試センターでは大学の同意と協力が得られれば、これを一冊のものに編集して10月の受験出願前にこれを刊行することを考えているということである。

以上が第2常置の入試問題に関する議事の概要である。これについては理事会の承認を得なければならないのであるが、大筋については昨年度の入試と変更はないのでご了承いただきたい。

◎国際バカロレアについて

文部省は、大学入学資格に「国際バカロレア」の合格者を加えるということを検討しているということであるので、第2常置としてもこれの内容を知る必要があるため、専門委員に委託して文部省保管の資料を基に検討して頂き、その結果を委員会で報告して貰った。国際バカロレアは、世界各国にある外国人子女教育のための国際学校が集まり、そこの卒業生に対して統一的に行っている大学入学資格試験である。この試験の内容はわが国の共通第1次試験の内容とは異なるが程度はかなり高く、日本の大学の教養課程の内容のものも含まれているという

ことであり、この国際バカロレアの合格者に対し共通第1次試験の受験資格を認めることについては、あまり問題はないように思われる。

◎昭和56年度以降の共通第1次試験について

55年度の共通第1次試験については、大筋の変更はしないことになったが、56年度以降のことについては、これから各大学での検討も進むことであろうから、それらをふまえて、第2常置としてはこれの改善について検討すべきではないかと考えている。

◎国・公立大学入試問題連絡協議委員会における協議について

共通第1次試験に関しての国立大学側と公立大学側の連絡協議のために設けられた「国公立大学入試問題連絡協議委員会」が去る4月28日に開かれ、国大協側3名、公大協側3名の委員が出席して協議したが、公大協側からは次のような意見があった。

①試験場について

試験場設定を出身高校の所在する都道府県内で行う方式と、都道府県の枠を越えて受験者数を広域の圏で割当てる方式があるが、この点については入試センターで検討すべきである。

②追試験について

追試験受験者の実態からみて、廃止を考慮してもよいのではないか。

③特殊な大学（芸術系大学の場合）において特定の教科・科目の配点について

ある芸術系大学から、共通第1次試験の特定の教科・科目の重視ないし無視についての問題提起があったが、これは1大学の意見で正式な協議題ではない（この問題についての当日の協議では、どの特定科目を重視するかは、配点比率で工夫すべき問題であり、配点を0点とすべきではないとの意見一致をみた）。

④各大学における不合格者の点数通知について

不合格者の点数通知は、共通第1次試験実施に伴って、好ましくないと思われる（この問題についての当日の協議では、各大学の判断によって共通第1次試験と第2次試験の総合点又は第2次試験の点数を通知することとし、共通第1次試験の成績を単独で通知することはしないことが了承された）。

⑤試験監督に学生アルバイトを使うことについて

公立大学の一部では、これまで学生アルバイトを試験監督に雇用していたが、共通第1次試験でも同様の措置が考えられないか（この問題についての当日の協議では、監督者は、大学教育の一環としての試験に教育者として責任を有する者でなければならないので、他大学の教官の応援、または高校教員の補助者委嘱によるべきであるとされた）。

⑥共通第1次試験のための経費について

実施担当者会議の公立大学出席者にも旅費を計上すること、試験問題輸送費のうちの一部について公立大学負担となっている例があり公立大学の性格から困難がある。また、学内試験場整備費について、公立大学分経費について主管国立大学の配分支給に連絡不十分な点がある（このことについては実施担当者会議で説明協議することとした）。

⑦受験票、写真票について

受験票に記載の「試験実施大学」の表現が試験場誤りの要因となっていること、写真の貼りかえ等の不正行為の防止などのことが提議された（これに対しては入試センターで検討中である）。

⑧今後の連絡協議委員会開催について

公大協と国大協、センターとの間に連絡不十分な点があるので、これを改善する必要があり、この3者の連絡協議を今後「国公立大学入試問題連絡協議委員会」と正式名称を付けて、年間2～3回この委員会を開催することにした。なお、これについて公大協・国大協の両事務局の理解が得られれば、入試センターが事務的なバックアップをすることにした。

◎試験場の問題について

共通第1次試験の試験場は府県別に置くという大筋については異存はない。しかし、高校の数は多いが大学の数が少ない県にあっては、共通第1次試験の負担の公平という見地からすれば、無理を強いられるところがある。その状況の最もひどいのが神奈川県で、横浜国立大学の場合はその限界にきているということであるので、近接県との協力体制を考慮し、55年度は何等かの対策を講ずるべきではないかと考える。

以上で共通第1次試験に関する問題についての若槻委員長からの報告を終り、ついで加藤入試センター所長から次のように説明があった。

①受験番号、選択科目の未記入・誤記入に関する措置について

これらの場合は失格にするということを公示してあったが、「失格扱い」は問題が大きいため、「受験した」扱いにし、採点は0点とした。各大学からは、このようなことが起こらないように、監督者がその場で個々に注意を与えることにしてはどうかとの注意もあったが、明年度からは解答用紙や問題冊子にこのことを注記することにした。更に、今回は試験終了10分前に最後の注意をしていたが、これを「試験終了の宣言」をした後に注意を与えることにした。

②受験票の表記について

受験票に表記されている「試験実施大学」というのを「試験場」と誤解したケースがみられたので、このような混同を避けるため受験票のデザインを工夫することにした。

③成績請求表について

これは国立用、公立用、再募集用というように色分けをして間違いを防ぐことにした。

④「昭和55年度国・公立大学のガイドブック——入学志願者のために——」の作成について

配付資料にあるように各大学の学部・学科の内容・特色を紹介するような進学案内の刊行を計画している。これについては各大学のご協力が得られれば入試センターで編集し出版したいと考えている。これは市販のかたちで9月中旬頃刊行の予定であり、各大学からの原稿は7月下旬までに提出願うことにしている。高校側はこれによって各大学の学部・学科の内容を一覧できることになると思っている。なお、公大協の方ではこれについて理解が得られている。

以上の説明に関して、①事務が煩雑という理由で回答しない大学がある場合はその大学の分はブランクになるのか。②項目に「望ましい学生の資質」など答えにくい点もある。③大学としては募集要項のなかで必要と思われる事項を知らせているのでそれで十分ではないか。④受験指導に役立つようなものを作るのはむずかしい、などの意見が交されたのち、これについては第2常置と入試センターが更に検討を加え、大学の特質、望ましい学生の資質、学科の特色および配点比率等書きにくい項目は取り除き、今回は一般的に書きやすい事項だけに絞り、「その他」の欄を設け、そこに各大学の希望によってその他のことを自由に書けるようなものにして取りまとめを進めることになった。

⑥昭和55年度の共通第1次試験の実施要項について

大筋では昨年度と全く同じ形式になるが、実施期日が1月12日(土)、13日(日)となった。今回の主な改正点としては、①受験資格者に「文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者」を追加した。②また、「文部大臣の指定した者」に、新たに国際バカロレア資格を有する者で18才に達した者を追加することにした。③出願方法について、高等学校卒業見込みの者以外の者(高等学校を卒業した者、大学入学資格検定合格者等)は、出願書類を直接大学入試センターへ郵送により提出することとした。

また、受験案内に「前年度受験案内との主な相違点」ということについて、特別のページを設けて、高校卒業見込の者(高校長へ)とそれ以外の者(入試センターへ)の出願書類の提出先を明示した。また、案内の内容には受験手続きの誤り、書類の不備がないようにわかりよく説明した。なお、来年度からは、出願の追加受理はしないことにした。

以上の説明に関連して、①高校の調査票に不正確な記載があるので、調査票の記載はとくに正確を期するよう高校側に伝えられたい。②報道関係への発表は、入試センターと第2常置の合意のもとに行われるよう配慮されたい。③試験場増設のことについて外部から申入れがあった場合には、入試センターはそれらの陳情者に対し、試験場の設定は国大協の申合せに従うことが基本方針であり、各国立大学長はその申合せのなかで決定することになっており、自由裁量できる事項ではないということを伝えるようにしてほしいなどの意見が述べられた。

(3) 第3常置委員会(広根委員長)

① 就職問題について

国公立大学8団体による昭和54年度の大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せが行われたが、これについては、既に会長名で各大学長に連絡があったとおりである。

② 留年問題について

この問題も検討課題となっているが、課外活動施設の問題の検討がある程度見通しがついた段階で取り組むことにしている。

③ 課外活動施設の整備充実について

これは基準面積の拡大のことも含めた問題であるが、第4常置の方で福利厚生施設の拡充の問題が検討されており、それとも密接に関連する問題であるので、必要に応じ共同の場で検討することになっている。この問題のポイントとしては、課外活動の実態が変ってきているので、それを把握するための調査を行うこと、課外活動施設、特に文化系の課外活動施設の管理運営方式の確立、課外活動施設拡充の条件の究明などがある。このような作業を進めるため先般(5月14日)文部省の学生課長に来て貰い、厚生補導施設に関する考え方をきき意見交換をした。

④ 要望書の提出について

第4常置と共同で「学生部関係職員の待遇改善に関する要望書」および「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書」を提出したいのでご承認を得たい。

(4) 第4常置委員会(山岡委員長)

① 学寮問題について

学寮問題については50年暮以来第3常置と共同で審議を続け、52年11月に中間的なまとめとして「今後の学寮のあり方(参考資料)」(学寮

問題小委員会案)を作成し、一応審議を打切った。これは中間報告ではあるが、各大学の参考に資するためこれを「会報」(83号)に掲載して公表した。

② 要望書の提出について

本委員会関係の要望書として、保健管理施設(資料13)、共同利用研修施設(資料14)、奨学制度(資料15)に関する3つの要望書と、第3常置との合同による学生部関係職員の待遇改善(資料16)に関する要望書があるが、いずれも前年度のもの内容に変更はないので説明を省略する。その他第3常置との合同提案による「厚生補導に関する施設の基準面積の改正について」(要望)(案)がある。これは新規の要望であるのでご審議をお願いする。

以上の説明により、これらの要望書の総会提出が承認された。

(5) 第5常置委員会

(佐々木委員長欠席のため竹下事務局次長説明)

去る2月20日に委員会が開かれ、次の3つの議題について協議した。

第1の議題は「昭和54年度の第5常置関係予算について」であり、これは文部省の予算案が決定した段階で、文部省関係官から第5常置に関係する予算(教育・学術・文化の国際交流、外国人教師・在外研究員・内地研究員、留学生等に関する予算)の内容をきき意見交換を行うというもので、例年この時期に行われているものである。この議題に関しては、特別招へい教授、国際研究集会、留学生の日本語教育の問題等が論議された。

第2の議題は「中国留学生問題について」であり、54年度から始まる中国からの派遣留学生

のことについて、その後の中国側との折衝の経過とこれの受入れの仕方等について文部省側より説明をきき意見交換を行った。この議題に関しては、「派遣留学生」という新しい形態の留学生の扱いのことが主として論議された。

第3の議題は「オーストラリア3副学長の招待について」であり、これの招待日程案について協議が行われ、その大筋が了承されたので、その具体的受入れ計画については「招待準備委員会」(各訪問大学の学長等をもって構成)に委託することにした。オーストラリアの3副学長はこの日程案に従い去る5月20日に来日されたが、当日佐々木第5常置委員長が国大協を代表して成田空港まで出迎えられたので、併せてご報告する。

(6) 第6常置委員会(今村委員長)

① 研究技術専門官制度について

この専門官制度の新設に関する要望書を昨年12月1日文部省に提出したが、文部省では実態調査等を行って考え方をまとめるということで検討を進めている。

② 定員削減問題について

当委員会でまとめた調査報告書「国立大学における定員削減の現状と問題点」を参考までに文部省関係官に渡し、定員問題に対する配慮方を要請したが、この定員削減の問題はなお今後の検討課題である。

③ 55年度の特例会計予算概算要求の編成方針について

去る5月16日の午前に本委員会を開き、55年度特例会計予算概算要求の編成方針について文部省関係官から説明をきいた。これは例年行っているもので、文部省の方針案に対する本委員会としての意見をまとめ、これをその後に開催

される特別会計制度協議会に反映させるためのものである。その際に取りまとめられた意見、要望としては、①基準的経費の増額、②光熱水料関係経費の増額、③教官研究旅費の増額、④定員削減との関連における清掃など外注経費の増額、⑤大講座制における予算積算基準の明確化、⑥国際交流事業の強調、などであり、これを同16日午後開催の特別会計制度協議会において提言した。

④ 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

これは例年人事院の給与勧告前に提出する例になっているので、今年も「資料18」のとおりその案をまとめた。審議のうえ承認が得られれば総会に提出したいのでお諮りする。なお、この要望のなかで今回新たに取り入れたのは教官の停年制に関する事項で、これについては大学の管理機関において決定するとされている現行制度を維持されるよう要望した。なお、この要望書では事務職員の待遇改善に触れていないが、この点についても検討の要があると思われる。大学職員の特殊性を説明するのはむずかしい点があるが、今後給与問題小委員会でのこの問題を検討することにしたい。

⑤ 非常勤職員問題について

これについては、前総会以後の宿題になっているが、いま給与問題小委員会においてその関係資料を集めながら検討を進めており、必要により実態調査を行うことも考えている。

⑥ 学費問題について

これについては、学費問題小委員会において目下のところ理念問題について検討をすすめているところである。

以上の報告に関し、提案の「国立大学教官等

の待遇改善に関する要望書」についてはこれを総会に提出することを承認した。

(7) 教養課程に関する特別委員会

(岳中委員長)

配付した資料（教養課程組織改編に関する調査報告書）の終りの部分（83ページ）に、この報告書が出来るまでの経緯が述べてある。ここに記されているように、当初は教養部組織の改編の実情について、情報の交換を主とするケーススタディということから始めたのであるが、その検討結果を報告書にまとめてはどうかという要望もあった。そこで、報告書作成の作業を進めることになり、ほぼ原稿も整ったので、この要旨をまとめた「教養課程組織改編に関する実情調査報告書の抄約」を作成し、昨年秋の総会でこれを基に説明を行い、報告書の印刷公表について承認を求めた。ところがその際に、報告書の公表については、その成案を予め理事會に呈示し承認を得る定めとなっているので、その手続きを踏む必要があるとの提議があったので、その後最終原稿の取りまとめを進め、本特別委員会の承認を経て、本日ここに完成した報告書をもって提案する次第である。了承が得られればこれを総会に提出することにしたい。

以上の報告ののち、その内容の概要についての説明があり、この調査報告書を総会に提出することが承認された。

(8) 図書館特別委員会（今村委員長）

去る5月17日に小委員会を開催し、国立大学図書館協議会（図書館長・事務（部）長をもって構成）常務理事会の関係者を交え大学図書館の今後のあり方について意見交換をした。この結果に基づき、近く委員会を開催してこの問題

について協議することを予定している。

(9) 教員養成制度特別委員会 (須田委員長)

先般「一般大学・学部における教員養成ならびに教育系大学院に関するアンケート」をお願いしたが、目下その回答の整理をすすめているところである。そのような状況であるので、来る6月総会にはその中間報告というかたちで報告はしないで、もう少し詰めたうえ追加のアンケート調査をも行って更に整理をすすめたうえで11月総会に報告することに予定を変更したのでご了承願いたい。

(10) 創立30周年記念行事準備委員会

(香月委員長)

来年7月に迎える本協会創立30周年に際し、これを記念する行事を実施することが決定されたが、これの実施準備に当たる「記念行事準備委員会」の設置が前回の理事会で認められたので、去る4月18日以降数回の会合を開き、その

全般的構想や具体的計画について検討してきた。その内容については石塚事務局長より報告願いたい。

ついで石塚事務局長より概ね次のような報告があった。

記念行事として、まず記念式典ならびに祝賀会を挙行することにし、その時期は一応来年秋の総会終了の翌日ということにした。

次に、この機会に記念誌の刊行を行うことにし、これの編集に当たるため3人の委員による小委員会を設置して検討を進めている。

以上の二つの記念行事のほかに記念品贈呈のことも考えているが、まだ具体案は立っていない。

以上をもって本日の議事を終了し、ついで林理事(富山大学長)より、来る6月12日をもって任期満了により学長を退任する旨の離任の挨拶があり、これに対し会長より謝辞が述べられ、閉会した。

理 事 会

日 時 昭和54年6月19日(火) 12:00~13:00

場 所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 向坊会長

岡本、香月各副会長

今村、大池、前田、畑、岡本(舜)、斉藤、北村、丸山、

石塚、三上、若槻、須田、綾部、竹山、山岡、神田、岳中
井上各理事

広根(第3)、佐々木(第5)各常置委員会委員長

宮島、夢沼各監事

【議 事】

本日午前の総会において選任された新理事による理事会が開催され、慣例に従い向坊会長を議長に選出して議事に入った。

1. 会長・副会長の互選について

初めに向坊議長より次のとおり述べられた。

新しい理事会として、最初に先ず会長・副会

長の互選をお願いする。本日は構成員の過半数が出席されているので、理事会として成立している。なお、互選の結果、会長・副会長の交代があった場合には、今回の総会関係の行事が終了した時点から執務するという前例となっているので、お含み願いたい。

ついで、これの選出方法について協議の結果、投票方式によることになり、開票立会人は理事を兼ねない常置委員会委員長をお願いすることにした。

(1) 会長の互選について

出席理事21名により単記無記名投票を行った結果、向坊理事（東京大学）が得票過半数をもって会長に選任された。

(2) 副会長の互選について

このことに関し向坊会長より次のように諮られた。

副会長の選任については、2名共旧帝大より選出されないようにという従来慣例があるが、これに従うことによりよろしいか。また、互選の方法を投票による場合、2名連記方式とするか、1名毎に行うことにするか、いずれがよろしいか。

これについて協議の結果、いずれも従前の例によることになり、旧帝大とその他の大学の2グループに分けて単記無記名による投票が行われた。その結果、岡本理事（京都大学）、香月理事（千葉大学）の両理事がそれぞれ得票多数をもって副会長に選任された。このあと新会長・副会長よりそれぞれ就任の挨拶があった。

2. 常置委員会委員（代表者）候補者の確認について

新会長・副会長の決定に伴い、本日午後選任

が行われる常置委員会委員（代表者）候補者の確認を行った結果、変更の必要がないことが確かめられたので、前回（5月24日）の理事会において選考された名簿のとおり総会に提案することとした（この確認措置は、会長・副会長は常置委員会の委員にはならない定めとなっているため、新会長・副会長が委員と重複していないかを確かめるためのものである）。

3. 監事候補者の選考について

任期満了に伴い今回の総会において改選される監事（定員2名）の候補者として、筑波大学、東京医科歯科大学、東京芸術大学、東京学芸大学の4学長が選出され、明日（総会第2日）午前中に開かれる各常置委員会における新委員長の決定を俟ってこの中から総会で選任が行われることになった（監事は常置委員会委員長を兼ねることができないので、新委員長決定以前の段階においては定員以上の候補者を選定しておく必要がある）。

4. 第65回総会の日時・場所等について

来る11月総会の日時・場所を次のとおりとすることが了承された。

日 時：昭和54年11月14日（水）、15日（木）

なお、事務連絡会議は16日（金）とする。

場 所：学士会館

5. 次回理事会について

岡本副会長（京都大学長）が本年末をもって任期満了により退任される関係から、次回理事会は特別に地元の京都において開催することとし、期日は11月1日（木）ということにした。

委員等選考役員会

日 時 昭和54年5月24日(木) 11:00~12:00
場 所 国立大学協会会議室
出席者 向坊会長, 岡本副会長, 香月副会長

向坊会長主宰のもとに開会。

初めに会長より次のように挨拶があった。

本日は、去る2月14日開催された理事会の申合せにより設置された「委員等選考役員会」を開いて、(1)常置委員会委員(教員)候補者の選考、および(2)常置委員会委員(代表者)候補者の選考、についてご審議頂くことにしているのでもよろしくお願ひしたい。

【議 事】

1. 常置委員会委員(教員)候補者の選考について

このことについて会長より次のとおり説明があった。

常置委員会委員(教員)については、去る2月14日の理事会の際、各常置委員会の審議事項等の関係もあるので、特別の事情のない限り現任者の再任を願うこととされ、その旨関係各大学に照会したところ全員了承の旨回答があったのでご報告する。

なお、第6常置委員会所属の教員委員については、去る理事会の際、第6常置委員長より、その中の1名を交代したいとの申出があったので、そのように取り計らってよろしいかお諮りする。

ついで事務局より補足説明があり、「資料3」の原案どおり了承された。

2. 常置委員会委員(代表者)候補者の選考について

このことについて会長より次のとおり説明があった。

常置委員会委員(代表者)候補者については、去る2月14日の理事会後、各大学長に照会して3月31日までにその所属する常置委員会の希望を「第1順位から第3順位まで」提出願った。その希望回答を基に、各委員会の委員定数、委員構成(大学種別、地区別の配分)および教員委員との関係等を勘案して調整を施し、「別紙7」のような委員候補者名簿案を作成したので、これについてご審議願ひたい。

ついで事務局より原案作成に至るまでの経過について次のとおり説明があった。

来る6月総会における常置委員会委員(代表者)の改選に当たって、各大学長に所属委員会についての希望照会を行ったが、その結果は「資料4」のとおりである。これによると、第1希望として従来所属していた委員会を挙げたものは70大学、変更を希望したものは16大学となっている。なお、そのほかに「特に希望なし」が3大学あった。これを各委員会別に整理すると「資料5」のようになり、委員会相互の間に人数のアンバランスがみられる。

それで、これを各委員会の定数に合わせるための調整が必要となったが、その調整に当たっては「資料6」に示した諸条件(大学種別、地区別の配分、教員委員との関係等)を勘案して処理することとした。なお、その際、現会長・

副会長および現委員長については、特別な配慮を払うほか、特に今回所属変更の希望があったものは、できるだけその意向に添うよう取り計らうこととした。その他、新旧交代の面も若干配慮した。

その結果まとめられたのが「資料7」の委員候補者名簿案であり、これによると、第1希望どおりのもの68大学、第2希望によるもの17大学、第3希望によるもの1大学となっている。そのほか「特に希望なし」が3大学あり、これについては適宜処理した。また、これによる各委員会の新旧交代数は同表に記載のとおり $\frac{1}{2}$ から $\frac{1}{3}$ の範囲に亘っているが、全体の平均では約3割が入れ替ったことになる。

次に、これの地区別配置の状況は「資料8」とおりで、一応各委員会にそれぞれの地区の大学が均等に配分されている。なお、大学種別

による各委員会への配分については、種別に関する一定の基準というものが特にないため資料としての呈示は控えることにしたが、常識的な区分——総合大学、複合大学、単科大学、教育大学、医科大学等——の観点からみただけ限りでは、概ねバランスが保たれている。

以上、回答の結果と調整の方法等について略述したが、よろしくご審議をお願いしたい。

以上の説明ののち資料に基づいて検討が行われ、原案どおり了承された。

最後に会長より次のように述べられ、本日の議事を終了した。

(1)と(2)の議題についてご了承が得られたので、(1)については本日午後開催の理事会に附議して決定し、また(2)については理事会の了承を得たうえ6月の総会に附議することにしたいので、お含み願いたい。

第64回総会（第1日）

日時 昭和54年6月19日（火）10：00～17：00
場所 国立教育会館大会議室
出席者 各国立大学長

向坊会長から開会の挨拶があったのち、代理出席について、山梨医科大学から岩井副学長、高知医科大学から俵副学長が出席された旨の報告があった。

(1) 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説明があった。

(2) 今回総会の日程について

会長から、今回総会の日程については、去る5月24日開催の理事会において協議した結果、別紙（資料3）により運営することになった旨の説明があり、了承された。

I 会務報告

会長から、以下の諸事項について、それぞれ次のとおり報告があった。

1. 前回総会以後における学長の交代について

会長から、前回総会以後交代された学長について次のとおり紹介があった。

（大学名）	（前学長）	（新学長）
室 蘭 工 業	竹内 栄 （事務取扱）	吉田 正夫 （事務取扱）
宇 都 官	金子 義久	近藤 正巳
東 京 農 工	福原満洲雄	諸星静次郎

お茶の水女子 市古 宙三 井上 茂
横 浜 国 立 久保村隆祐 野村 正七
富 山 林 勝次 柳田 友道
徳 島 山田 憲吾 岡 芳包
香 川 円藤 真一 幡 克美
愛 媛 芦田 譲治 野本 尚敬

2. 前総会以後の主な事項の報告と追認について

(1) 要望書の提出等について

去る11月総会において決議された「研究技術専門官制度の新設に関する要望書」については、総会終了翌日（12月1日）会長および第6常置委員長が文部事務次官にこれを提出し、要望懇談した。その際、第6常置委員会が取りまとめた「国立大学における定員削減の現状と問題点」をも併せて提出し、定員問題に対する配慮方を要請した。

次に文部省が構想してきた「放送大学」に関する法案（放送大学学園法案）が前通常国会に提出されたが、この新しい構想の大学のあり方に関し大学側の意見を具申したいと考え、各理事および各常置委員会委員長の了承を得て3項目からなる要望書を作成し、去る4月27日文部大臣ならびに衆・参両院文教委員会委員長あて提出した。なお、この要望について、公立大学協会から共同提出の申入れがあり、連名により提出することとしたので、この点も併せてご了承頂きたい。

なお、昨年6月総会の議を経て文部大臣あて提出した「大学卒業（中退）者で入学する学生の既修科目の単位認定について」の要望書について、その後文部省では大学設置審議会大学基準分科会の意見も徴し、この要望の趣旨に添う取扱規定（学生の既修単位の取扱い）を定め、

これを去る3月12日付文書をもって各国公私立大学長あて通知した。これにより、本協会の要望が達成されたので、ここに報告する。

(2) 文部大臣との会見について

内藤新文部大臣の就任にあたり、昨年12月15日、会長、岡本・香月両副会長が同大臣を訪問し、当面の諸問題について懇談した。その際、折柄問題となっていた授業料の改定に関し、値上げは当分行わないよう配慮されたい旨特に要請した。また、引続き井内事務次官および佐野大学局長に対しても同趣旨の申入れを行った。

ついで、12月27日にも、香月副会長が本協会を代表して高村政務次官および井内事務次官と面談して重ねてこのことを要請した。

(3) 共通入試関係事項について

① 共通第1次学力試験の実施について

国立大学の入試改善を図るために制定された共通第1次学力試験が、去る1月13、14日の両日全国的規模において実施されたが、大学入試センターならびに各大学の周到な準備と総力を挙げての努力によって無事完了した。

② 記者会見について

共通第1次試験を取り入れた新しい制度による大学入試が終了した段階で、去る4月6日、第2常置委員会ではその結果を基に問題点の検討を行い、来年度（55年度）の大学入試の実施方針について協議した。そのあと、文部省記者クラブからの申入れに応じ記者会見を行い、若槻第2常置委員会委員長から委員会の審議経過について報告された。

③ 日教組からの申入れについて

去る3月29日、日教組山川中央執行委員等

3名が本協会を訪れ、会長あてに「共通1次試験に関する申入れ書」を提出した。石塚事務局局長がこれを受理し、この旨を第2常置委員長に連絡した。

④ 座談会の開催について

本年度の共通入試の終了にあたって、NHKの企画により「新しい大学入試——評価と注文」というテーマによる座談会が開かれ、その模様は4月15日（日）朝のテレビで放映された。国大協から会長が出席し、大学入試センター所長、全国高等学校長協会会長、その他教育評論家、解説委員等と意見の交換を行った。

(4) 大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

昭和54年度大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する国公私立大学・高専団体の申合せについては、昨年暮以来大学団体側あるいは大学側と企業側との懇談会を開いて検討してきたが、過去数年の実情や企業側の採用計画等の関係から、54年度においても昨年と同様に10月—11月の線〔求人（求職）のための企業と学生との接触（会社訪問等）は10月1日以降とし、選考開始は11月1日以降とする〕で実施することになった。

なお、このことについては、過般（3月12日付）会長名をもって各国立大学長あて通知し、趣旨の徹底方について配慮方を依頼した。

(5) 学長の国際交流について

予て計画を進めていたオーストラリア国大学副学長の招待については、第5常置委員会の検討結果に基づき、去る4月24日開催の「オーストラリア国大学副学長招待準備委員会」におい

てその受入れの具体的計画がまとめられ、別紙（資料23）のような日程で実施されることになった。

これに従い、副学長一行3名が去る5月20日に来日され、3週間に亘り国内各地の国立、私立の各大学を始め関係機関、諸施設等を訪問視察し、去る6月10日無事帰国された。

ここに所期の成果をおさめることができたことをご報告するとともに、種々ご配慮頂いた関係大学に対し深く感謝申し上げる。また、これについて、オーストラリア国大学長から丁重な礼状を頂いた。

(6) 諸団体との会見について

① 日教組大学部との会見について

日教組からの申入れにより、昨年12月4日、第6常置委員会の高梨、舟橋両専門委員が畠山大学部長ほか5名と会見し、国大協が構想推進している「研究技術専門官制度」の問題について意見交換を行った。

また、引続いて12月12日には、今村第6常置委員長が畠山大学部長ほか6名と会見し、日教組大学部が去る11月国大協総会開催にあたって提出した「大学教職員の生活・労働条件改善と定員・予算増についての要請」に提起されている諸問題について意見の交換を行った。

② 全国大学生協連との会見について

全国大学生協連からの申入れにより、去る5月14日、山岡第4常置委員長が福武生協連会長ほか2名と会見し、大学の福利厚生施設の充実に関する国大協会長あて要望書の趣旨説明をきき、施設基準改正の問題等について意見交換を行った。

③ 「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」との会見について

予て当協会に対し「在日韓国人（朝鮮人）の国立大学教官への就職差別撤廃」を要望していた「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」の代表幹事徐龍達氏（桃山学院大学教授）より、昨年9月13日の会見に続き再度会長に面談したいとの申入れがあり、去る5月24日私が同氏と会見し、「外国人教員問題」について意見をきき懇談した。この外国人教員問題については、この会見の直前に公立大学協会の基本問題委員会が見解を公表した経緯もあり、同氏から、国大協においても早急に検討されたい旨の要望があったので、第1常置委員長に検討方を依頼した。

(7) 特別会計制度協議会について

去る1月5日に第37回特別会計制度協議会が開催され、同日午後内示が予定されている「昭和54年度予算についての大蔵省原案」について文部省側より説明を受け、これについて意見交換を行った。

ついで去る4月5日、第38回協議会が開催され、文部省側から「昭和54年度国立学校特別会計予算」の内容について説明を受け、これについて隔意のない意見交換を行った。

また、去る5月16日には、第39回協議会が開催され、文部省側から「昭和55年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案」について説明をきき、意見交換を行った。

なお、この協議会で配付された資料の一部は各大学事務局に配付されているので了承頂きたい。

(8) 大学運営協議会の運営について

国立大学の管理運営の改善に寄与する目的のために本協会が昭和38年に設置した「大学運営協議会」が、最近数年間休会状態にあることに関し、昨年11月総会の際、これの運営について再検討されたい旨の提言があったので、去る2月14日開催の理事会でこの問題を協議した結果、取敢えず一度協議会を招集し、今後の運営方針について話し合いを行うことになった。

この協議会は去る5月24日に開催され、大学の管理運営の現状や本協議会の役割等について自由な討議が行われたが、結論としては、この問題を検討するための小委員会を設け、現況に即した協議会の運営方法を検討するということになったので了承を頂きたい。なお、当日の懇談会の空気としては、折角設置した協議会であるのでこのまま存続した方がよいが、その開催回数は年2回以上と規定せずに「必要な都度」ということが適当であろうということであった。そのようなことで、一応小委員会で検討のうえ、その結果を次回総会にご報告したい。

なお、以上のほか、その他の事項については、資料5「国立大学協会事業報告書」を参照願いたい。

II 協議事項

1. 昭和53年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

事務局から、「昭和53年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)」(資料6)について説明があったのち、会長から、本案は理事会には事前に諮り承認を得ているが、総会には、従来の慣行により事後承認をお願いすることに理事会で

も了承されているので追認願いたい旨述べられ、異議なく追認された。

2. 昭和53年度国立大学協会歳入歳出決算(案)について

事務局から、「昭和53年度国立大学協会歳入歳出決算(案)」(資料7)について説明があったのち、宮島監事から、監査の結果適正に処理されている旨報告があり、異議なく承認された。

3. 昭和54年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局から、「昭和54年度国立大学協会歳入歳出予算(案)」(資料8)について説明があった。

これについて、宮島監事から、事務費計上額44,460,000は前年度より減額となっているが差支えないかとの質疑があり、これに対し事務局から、過去の実績を基に試算したので差支えないと考えている旨応答があった。

ついで会長から、本案についても理事会には事前に諮り承認を得ているが、総会には、従来の慣行により6月総会の際お諮りすることに理事会でも了承されているので、ご承認願いたい旨の説明があり、異議なく追認された。

4. 会議出席旅費支給基準の一部改正について

会長から、今回(54.3.31)の「国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正」に伴い、本協会の規則のうち、これに関連のある二つの規則の改正を図る要があるので、「資料9」についてお諮りする旨説明があったのち、事務局から、「会議出席旅費支給基準の一部改正(案)」(資料9)について説明があり、異議なく承認された。

5. 理事の選任について

会長から、本総会では理事の選任を行うことになっているが、先般来各地区で互選を願った理事候補者は別紙(資料10)のとおりであるので、これについて選任を願いたい旨説明があり、原案どおり承認された。

ついで会長より次のように付言された。

ついで、本日昼食時に新理事会が第2特別会議室(2階)で開催されるので、新理事ならびに現在の各常置委員長と監事はご参集願いたい。

6. 各委員会委員長報告と協議について

前総会以後の各委員会の審議状況について、各委員会委員長から大略次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会(北村委員長)

前総会以後、委員会を数回開催し、次のような問題について協議した。

① 大学院問題について

本委員会は、これまで大学院問題、とくに新設大学における博士課程整備拡充の問題を取り上げ、これの具体化として各大学が構想推進している連合大学院、総合大学院の内容を検討し、これを推進する方向で努力を重ねてきた。一方、文部省の方では、この連合大学院設置の要求を受けて農林水産系連合大学院に対して創設準備費をつけ、文部省内に調査会を設けてこれの具体的検討が進められている。第1常置では、連合大学院のあり方等について農林水産系の創設準備室よりその検討の経過をきき、これに対し意見や要望を呈してきた。

文部省は5月の末頃に「農水産系連合大学院構想の骨子(案)」というものをまとめたが、こ

れによると、今までの構想であった全国一本の農林水産系大学院方式が、農学系と水産系の二つに分離され、農学系は関東地区、中部地区、中国地区、四国地区、九州地区の5ブロックに分けてそれぞれ研究科を設置し、1ブロックには8つの専攻を作る構想になっている（水産系については、地区の区分はなお検討中であるが、1ブロック2専攻とされている）。そして、この専攻は、当該専攻分野の登録教官が最も充実している参加大学の学部を基礎として設置するとされている。ここで問題となるのは、専攻が「学部単位」に作られるということと、実力のない所には専攻が置かれぬ、ということである。この案によると結局は一つの大学が拠点となる可能性が多分にあり、他の参加大学の整備充実にはつながらぬことになる。また、このように専攻が学部単位で設置されることになると、連合大学院と総合大学院の両方を構想している大学は支障を来すことになる。この点について文部省側は、大学側がそのいずれを選ぶかを決定したうえで概算要求をするべきだとの考えのようであるので、今後各大学ではどちらか一方に方針を決定しなければ博士課程の設置は進展しないという事態となってきた。

この案は農学部系統の委員は了承したらしいが、これを関係各大学にフィードバックした場合、専攻科を作れない大学はこれをどう受け取るであろうか。それらの大学は連合大学院に参加してもその大学自体は整備されないことになる。そのような問題のほか、この連合大学院については教官および学生の移動旅費の支給をどうするかという問題や教官の8年任期制との関わりからくる研究施設充実への困難性の問題等が考えられる。これらの問題は、明後日の文部省との懇談会で文部省側の意見を伺いたいと

考えているが、連合大学院参加を考えている大学にとっては大きな問題であるので、その状況をここにお伝えする。

なお、総合大学院については、文部省は充実した大学にはこれを設置するという方針で、各大学からの概算要求に基づき個々に対応していくとのことで、神戸大学では3年計画による博士課程設置が進行している。

大学院問題については以上のとおりであるが、連合大学院の問題については創設準備室に関係されている諸星東京農工大学長から状況報告をお願いしたい。

ついで諸星学長より次のとおり報告があった。

農学系としてはこの連合大学院問題について過去10年位前から検討を重ね、昨年5月に創設準備室が出来、私とその室長になった。それから現在に至る間に文部省の中に調査会（メンバー10人）が設けられ、3回会合が開かれた。また、それとは別に専門家による分科会（メンバー5人）が昨年12月に出来、これも3回会合を持った。しかし、現在まだ具体的なことはまともっていない。それで、まだ正式な報告をする段階でない。

先程ご説明のあった農林水産系連合大学院を農学系と水産系の二つに分けることはまだ決っていない。また、ブロックの数や専攻の数についても同様である。それらの点については現在検討中であり、公表できる段階ではないので、今後も国大協等の意見も参考にし、できるだけよい方向にもっていきたいと考えている。現在申し上げられるのは以上の程度のことである。

以上の報告に関し、連合大学院の問題について種々意見の交換があったのち、会長から、こ

の問題については、明後日に開かれる学長会議で文部省に説明を求め、それにより今後の対策を考えてはどうかとの発言があり了承された。

② 助手に関する問題について

助手の待遇改善については、第6常置委員会と合同で小委員会を設けて検討しているが、その際、現在の制度を維持しながら助手の待遇改善を考えるか、現行の制度を抜本的に改革して待遇改善を考えるかが問題となった。このことについて、第1常置で協議した結果、当面は、現在の制度を崩さないでこの問題に対応していくことにし、制度上の問題は今後の検討課題とした。

なお、助手はその職務の実態からして研究助手、実験助手、臨床実験助手、事務助手に分類されるが、ここで待遇改善上問題になるのは研究助手である。特に古手の研究助手を講師に切り替えてほしいという要望も出ており、そのためには、切り替えの理由付が必要となり、その理由付等について第6常置委員会でまとめることになり、その原案が、まとまった段階で第1常置と第6常置が合同で検討することになった。

③ 不完全講座の解消について

現在、全国の大学で不完全講座ないしは不充足講座というのが非常に多く、この問題を解消してほしいとの要望は強い。それでこれの改善を図るため、抽象的な文案でもよいから要望書を出してほしいとのことだが、それにしても何かの根拠を示す必要がある。この不完全講座の問題については、各大学の実情が異なり、また大学側がそのような条件を了承して設置した等の経緯もあって、この要望書をまとめるのは仲々むずかしい事情がある。

④ 外国人教員問題について

この外国人教員問題の中身には二つの問題がある。その一つは50年暮に「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」という団体から国大協会長宛に「在日韓国人（朝鮮人）の国立大学への就職差別撤廃に関する要請書」が提出され、定住外国人——特にアジア人——を国立大学の専任教官に登用する途を開いてほしいとの要望があったことである。これは、生活権の擁護とか平等の法理とかの問題が絡んでいる。

一方、この外国人教員の問題は、国際化が進みつつある現状から国会でも取り上げられ、1、2年前から「国公立大学に外国人教師を任用する途を開く措置」を立法化しようとの動きが出てきて、文部省でも目下その法案の国会提案の準備を進めている状況である。

本委員会では、会長からの委託を受けてこの問題を検討することになったが、この問題は法制問題との絡みもあり、法律専門家抜きで議論するのはむずかしいと思われる。なお、公立大学側では、公大協の基本問題委員会でこの外国人教員問題を検討し、現行法でも解釈の仕方外国人を国公立大学の教官に採用できるとの見解を出している。

本委員会では昨日この問題を審議したが、ここでは、①この問題は法律問題が絡むのでここで審議するのはむずかしい、②優秀な外国人教師を採用する問題はよいとして、もう一方の要望の問題も一緒に扱うのか、③外国人教師を採用した場合、外国人だけの講座（例えば英語・英文学）ができてよいのか、などの意見があり、結局早急な結論はむずかしいということになって継続審議ということになった。

以上の報告に関し種々意見の交換があったのち、会長より、この外国人教員の問題については、第1常置では組織制度的な見地から、また

第5常置では国際交流関係の見地からそれぞれ継続審議をお願いしたい旨説明があり、了承された。

(2) 第2常置委員会（若槻委員長）

① 昭和55年度の共通第1次試験の実施方針について

去る4月6日に委員会を開いて、来年度の共通第1次試験の実施方針について検討した。その際、大学入試センターより所長、管理部長も出席し、本年度の共通第1次試験実施の結果について、入試センターの委員会で検討した内容や、高校側との連絡協議会で出された要望事項等について紹介があった。それらの報告に基づいての協議の詳細は「会報」84号26ページ以下に記されているのでご参照頂きたい。要するに54年度の実施結果を反省し、55年度の実施方針を決めるということであったが、共通第1次試験は今回初めて実施されたことでもあり、また55年度の入試実施要項を6月までに決めなければならないという事情もあったので、来年度についてはその大綱は変えないことにした。

その際論議された主要な点を簡単に述べると、①試験実施期日については、これを繰り下げてほしいとの高校側からの要望もあるが、これまでの検討の経緯からして本年度の方針どおりとし、55年1月12日（土）、13日（日）ということにした。②高校既卒業者（浪人）の出願方式については、高校側より、出身高校経由でなく入試センターへ直接出願するようにしてほしいとの強い要望があり、この問題については入試センターに検討方を依頼したが、その後、来年度は直接出願ということになった。③試験場について一部

の地方から県庁所在地以外の場所にもこれを設置してほしいという要望があったが、共通第1次試験が大学入試の一部である以上、大学の所在地で試験を行うのは当然のことであるので、試験場増設は取り上げないことにした。ただ、県内に高校が沢山あり受験者が多いため、試験場設置や監督者の配置に難渋している大学が一部にある（特に神奈川県の場合）。このように特定の県の大学に負担が過重になるということは問題なので、近接県との融通を考えて受験生の割当計画を立てるよう入試センターに検討方を依頼した。

そのほかの問題として、④出題教科・科目についてこれを減らしてほしいとの要望もあるが、これも従来の検討の経緯よりして変更しないことにした。⑤追試験の実施については、本年度はこれの受験者が少なかったが、来年度もこれを実施することにした。ただし試験場の数は減らすことにした。⑥正解の公表時期については、本年度は試験第1日目と第2日目にそれぞれこれを公表したが、来年度は2日目終了後に一括公表することにした。その他2、3の問題があったが、大体において本年度に倣って実施するという事になった。ただ、実施の細目については、大学側の意見も徴しているので、できる範囲でこれを尊重するよう入試センターに要望した。

第2次試験については、①出題教科・科目を減らしてほしい、②二段階選抜をやめてほしい、などの要望が出されているが、これは各大学が自主的に決める問題である。そのほか、③第1次試験と第2次試験の配点比率を公表してほしいとの要望もあるが、これについてはできる大学ではそのように取り計らってほしい。④第二次募集（予定定員を公示し

て行う二次募集)についてもこれの要望が強いということをお伝えしておく。そのほか、⑤進学指導に役立つため、受験生の出願前に、各国公立大学の学部・学科の内容、特色を周知するようにしてほしいとの要望もあり、このことについてはその要望に応えることにし、その編集、発行は入試センターにお願いすることにしたのでご了承いただきたい。

② インターナショナル・バカロレア (IB) について

文部省は、このIB制度を大学受験の資格として認め、来年度の共通第1次試験にこれを適用する方針であるので、その内容について本委員会の専門委員に調査をお願いしたが、その結果によるとそのレベルは相当高いものであるので、これを大学受験資格とすることについては第2常置委員会でも問題がないとの結論であった。ただ、このIBの資格を取ってきた者を外国人と同じ扱いにするかどうかの問題は各大学で検討する要がある。また、日本人が国外でインターナショナル・バカロレアを取って帰国した場合の取扱いについても検討の余地がある。なお、外国人の大学入試に関連して留学生——特に私費留学生の扱いの問題がある。留学生の入学選抜については各大学まちまちの対応をしているが、ある団体から、私費留学生については共通一次を課さないで留学生統一試験で判定してほしいとの要望がある。これも今後の検討課題である。

③ 共通第1次試験に関する56年度以降の問題点について

去る5月25日開催の小委員会で56年度以降の共通第1次試験に関する問題点について整理し、次期の委員会に送りをすることにした。当日の協議の主な内容は次のとおりである。

①共通第1次試験の実施期日の問題については、採点期間や降雪の問題等がある現在の期日を簡単に動かせないが、全般の方式の検討との関連で考えていく。②二次募集については、国立大学の入試期が一本化され受験の機会が1回となった経緯から、一部の入学定員を留保して二次募集を行うことは受験生には好ましい措置と考えられる。また、これによってよい学生が得られることも考えられるので、これを実施した大学の意見なども伺いたい。

③昭和57年度から高等学校の指導要領が改定され、教育の多様化が図られることになる。これによると必修科目は大幅に減ることになるので、これに伴い共通第1次試験の内容を考慮する必要がある。早急に検討を始める必要がある。④現在の共通第1次試験は、その成績を自己採点した上で志望大学を決めることとしているため、模擬試験的なものに化すおそれがある。それは好ましくないし、そのようなものになると受験者がふえてくる心配もある。

次に、⑥公立大学が共通第1次学力試験を利用することになったことに伴い、試験実施の際の責任分担等の問題が生じてきたので、この点を明確にする必要がある。⑥私立の一部の大学が共通第1次試験に参加する問題については、文部省でもその方向で検討してほしいとの意向であるが、現在の組織のままではこれの実現はむずかしい。

その他、共通第1次の試験科目を大学により自由度をもたせる問題、私費留学生の入試についての問題、第2次試験のあり方の問題等について、今後第2常置委員会として検討しなければならないと考えている。

(12時30分から午後1時30分まで休憩)

この間、第2特別会議室において新理事会を

開催、午後1時30分より総会開催。

(ここで議長を交代し、岡本副会長が司会に当たり議事を続行)

7. 役員等の選任について

(1) 会長、副会長の選任について

議長から、本日昼食時に行われた理事会において、会長、副会長の互選が行われた結果、向坊会長、岡本・香月両副会長が再選された旨の報告があり、新会長、副会長よりそれぞれ挨拶があった。

(2) 常置委員会委員の選任について

① 代表者である委員の選任について

議長から次のように諮られ、異議なく承認された。

常置委員会の委員(代表者)候補者については、去る2月14日の理事会の決定に基づき、5月24日午前には会長、副会長ならびに在京理事からなる委員等選考役員会を開催して、別紙選考方針(資料12)を基に協議して「資料13」のように委員候補者を選考し、同日午後開催の理事会に諮り「資料13」のとおり決定された。ついては本案のとおり選任することの可否についてお諮りしたい。

② 教員委員の選任について

議長から次のとおり報告があった。

常置委員会の教員委員については、理事会が選任することになっているが、これについては5月24日午前開催の「委員等選考役員会」及び同日午後の理事会において、次期の教員委員を選考した結果、別紙(資料14)のとおり選任し、その所属大学および本人の承諾を得て、それぞれ委嘱したのでご報告する。

8. 各委員会委員長報告と協議について

(午前の続き)

(2) 第2常置委員会(若槻委員長)

午前中の若槻委員長の報告に続き加藤大学入試センター所長から、来年度の共通第1次学力試験の実施方針等について、概ね次のように説明があった。

第1回目の共通第1次学力試験が無事完了しご同慶に堪えない。第1次試験のあり方については先程の委員長の報告に尽きるが、若干補足したい。

① 実施要項について

来年度の実施方針については、国大協とも連絡をとりつつ検討してきた結果、その大筋については変更しないことになった。去る6月11日文部省から、大学入学者選抜実施要項の一部改正通知が出され、続いて6月13日、大学入試センターから各国公立大学宛に実施要項を通知した。この実施要項のうち、前年度との主な相違点は次の通りである。

イ 出願資格に関し、文部大臣が指定した在外教育施設の当該課程を修了した者および国際バカロレア資格を有する者を加えたこと。

ロ 高等学校卒業見込みの者以外の者(いわゆる浪人等)の出願は、直接大学入試センターあてとしたこと。

ハ 受験案内等の記述の平易化および志願票・受験票等の様式の一部を改め、誤記入防止とチェックを容易にするよう改善を図ったこと。

ニ 試験の際、解答用紙に記入する受験番号のマーク洩れやマークミスを防止するため、記入事項の注意を試験終了10分前に行

っていたものを終了後とするとともに、解答用紙にも注意書きを付することにしたこと。

ホ 正解発表を試験1日目と2日目にそれぞれ行っていたものを全試験終了後の2日目に一括行うよう改めたこと。

② 国・公立大学ガイド・ブック刊行について

高等学校側の強い要望に基づき、各国公立大学の学部・学科の特色等を一覽的に見られる大学案内のようなものを国大協、公大協及び大学入試センターの三者の編集により作成することとなり、実際の作業は大学入試センターが担当することになった。これは9月中旬の出版を予定しており、原稿提出は7月一杯としているのでご協力をお願いしたい。

③ 入試センターの研究部門も充実してきたので、共通第1次試験のデータを蓄積し、その解析を行って改善のデータを作りにしている。その結果は国大協に連絡する。

④ 追試験について

今回は追試験受験生が少なかったので、今回は試験場を減らして、全国を7ブロックに分け、1ブロックについて1大学だけをお願いして実施してはどうかと考えており、具体的な方法等について今後国大協と連絡のうえ検討していきたい。

⑤ 試験場に関する問題について

数ヵ所の地域において、高等学校側等から試験場を県内ブロック別に増設してほしいとの要望が出ているが、大学入試センターでは、共通第1次学力試験は、選抜試験の一環として国・公立大学の責任において実施するものである旨を説明している。それとは別に、神奈川県地区と大阪府地区等の志願者が

多いことから、隣接県との協力体制の問題が第2常置委員会で論議され、大学入試センターにも連絡があった。この受験生を隣接県に振り分けることは、どの高等学校をどの県に入れるかという地区割りの問題もあって、入試センターが機械的に行うことには懸念がある。そこで関東地区については、国大協会長に連絡し、当該地区の話し合いによる対処方をお願いした。

⑥ 高等学校の教育課程の改正に関する問題について

高等学校の教育課程の改正が57年度から実施される見通しであるが、高等学校側からこれに基づく共通第1次学力試験の大綱を55年度までに示してほしいとの要望がある。新教育課程に基づく教科書は55年末でないといふ出来上らないが、学習指導要領と説明書はできているので、これを基に大学入試センターでは教科専門委員会で近く検討を始めることにしている。この進め方等については第2常置委員会とも連絡をとりながらとり運びたい。

以上の説明に関して質疑応答ならびに意見交換が行われたあと、向坊会長から次のような説明があった。

神奈川県地区などの問題については、第2常置委員会と大学入試センターから連絡をうけており、事情は承知している。国大協としては、共通第1次試験の実施に関して申合せがあり、困った地区があれば近隣地区が協力するという約束がある。応援の仕方としては、受験生を振り分ける方法と教職員を応援に派遣する方法が考えられる。前者は振り分けの手順など難しい問題がある。東京地区の入試担当者会議に非公式に聞いたところ、規模についてははいえないが

応援の用意はあるとのことであった。この問題については第2常置委員会で検討したうえ、東京地区で関係者が集まって検討する必要がある。

本問題についての質疑応答ならびに意見等は、概ね次のとおりである。

- 試験場の設定について神奈川県地区が無理のないようにするため、東京地区でその解決策を考えて欲しいということであるが、もともと共通第1次学力試験は国大協としては全大学協同で実施することを決めており、一部に負担が片寄らないようにすることが基本である。実施しやすいので現在受験は府県単位で行っているが、文部省の入試実施要項では「最寄りの国立大学」となっており、大学入試センターの受験案内書にも「原則として」となっている。受験生が多い所では隣接する都道府県の国立大学を指定できることにしてもよいのではなかろうか。
- 入試センターでは現在、所定どおり作業を進めており間もなく受験生の都道府県別確定数が出される。神奈川県地区の場合について隣接県へ受験生を振り分けることとなれば、ある地域の高等学校の生徒を東京のある国立大学が設定した試験場で受験させることになる。この線引き等については国大協等でご検討された結果を指示頂ければ検討したい。大学入試センターの措置により線引きしてもよいが現段階では国大協でご検討頂いた方がよいと考えている。

(3) 第3常置委員会（広根委員長）

昨年6月以降新たな課題として留年問題と課外活動の問題を取り上げて審議してきたが、留

年問題については課外活動の問題の見通しがついた段階で本格的に審議に入ることとした。

① 課外活動施設の整備充実について

課外活動の問題は主として施設の整備充実に関する問題であるが、これに関しては昭和40年に大学学術局学生課から出された通達「国立大学における厚生補導に関する基準的な施設・設備」に示された基準的面積の拡大などの問題が含まれるので、これの検討に当たっては文部省学生課の考え方をきいておく必要があるということになった。

一方、第4常置委員会でも目下福利厚生施設の基準面積の改定の問題を取り上げているので、第4常置と合同で文部省側の意見をきくことになり、去る5月14日にこの合同会議を開催した。その際の学生課長の話では、大学の施設全体としては教育研究施設の整備については大体見通しがついてきたので、今後は学生の厚生補導関係施設について、前向きに取り組んでいきたいということであった。それで、これを踏まえて基準面積の拡大を含めて施設の整備充実に向けていきたいと考えている。

課外活動施設の整備充実の問題への取り組み方について、ここで若干具体的にご報告し、ご意見を伺いたいと思う。

ア サークル部室の在り方については、多くの場合、特定サークル専用部室ではなく共用が望ましいこと。

イ 学生会館（又は学生会館）とサークル部室との関係をどうするか。

ウ サークルの専用部室の必要性等について検討すること。

エ 複数キャンパスを持つ大学とそれ以外の大学とを分けて考える必要があること。

以上のような問題と取り組みながら基準面積の拡大を含めて施設の整備充実を図っていきたいと思うが、その際問題となるのは、国有財産としての管理方式をいかにするか、特に文科系のサークル部室の管理方式をいかにすべきかということである。そのような問題も併せて検討し、そのうえで要望書のまとめもしたいと考えている。このために小委員会を設けて取り組んでいきたい。

② 要望書について

総会のご承認があれば「学生部関係職員の待遇改善に関する要望書」（資料21）および「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書」（資料22）の2件の要望書を提出したい。これは、いずれも第4常置との共同提案であり、前者については、今までにも同趣旨の要望を提出しており、一定の成果をあげてきたが重ねて要望するものである。後者は、新たに要望するものであるが、これについては第4常置委員会からも報告があるものと思う。

(4) 第4常置委員会（山岡委員長）

これまで第3常置委員会と合同で審議してきた学寮問題については、学寮問題小委員会がまとめた中間報告「今後の学寮のあり方（参考資料）」を「会報」第83号に掲載したが、これに対し特に批判も寄せられていないので、今後の学寮のあり方については大体このような考え方でよいのではないかと考えている。

現在、第4常置では福利厚生施設の基準面積の改定の問題を検討しているので、以下その状況を報告し、そのほか要望書提出についてもお話ししたい。

① 福利厚生施設の拡充整備について

5月14日に開催した第3常置委員会との合同

会議に文部省から学生課長ほか係官のご出席を頂き説明を伺った。その際、同日付けでまとめられた厚生補導関係施設状況調の資料を貰ったが、それによると現在厚生補導関係施設の充足率は概ね30%とみることができる。

大学の教育研究施設が漸時充足してきており、これからは学生の厚生補導施設を整備しようという方向へ向いつつあるように思われる。学生会館の例をあげれば、昭和34年頃から設置されてきたが、43～48年の間は学園紛争の影響で皆無となっている。49年になって漸く岩手大に作られ、以後各年毎にいくつかの大学に設置され、現在、国立大学の約半数の46大学にこれが設置されている。

今後、これをどうするかということ、基準面積の拡大も含め、第3常置委員会とも共同して検討していきたい。

なお、これは第3常置委員会の関係であるが、昭和50年以降課外活動施設（サークル共用施設）の整備が大分進んでおり、10大学に12施設が設置されたが、これを更に促進するため第3常置委員会から報告があった基準的面積の改定問題も含めて推進をはかりたい。

また基準面積について具体的にこれをどうするかについては、例えば学生定員だけを基準にして面積を算定したのでは十分なものは作れないので（特に医科大学などの場合）、学生定員に教職員を加えて考えてはどうかなどの問題もある。学生課長もこの基準面積の改定の一案として、教員養成を行う大学・学部などには、教育上の見地からサークル活動の整備充実を図ってはどうかと考えているとの私見を述べられた。また特別会計制度協議会においても教育施設部関係官から基準面積の改定について前向きな姿勢が示されたとのことである。このような状況

を踏まえて、今回初めて「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書」（資料22）を提出することになった。この要望書の内容は漠然とした表現となっているが、取敢えず意思表示だけをしておいて、検討が進んだら改めて具体的な要望をしたいと考えている。

② 学生の厚生に関する諸要望書について

5月14日の委員会において次の要望書を総会に提案することが了承されたので、ご承認頂ければ提出したい。なお、これらの要望書はこれまでも提出してきたものであるが、更に促進を図るため続けて要望をすることにした。

- 大学保健管理施設の増設・充実についての要望書（資料18）
- 国立大学共同利用研修施設設置・充実に関する要望書（資料19）
- 大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書（資料20）
- 学生部関係職員の待遇改善に関する要望書（資料21）

資料18の大学保健管理施設の増設・充実については、これまでの要望の効果もあって、その設置状況は単科大学以外の大学では、3大学を残すだけとなっている。しかし新設大学にも保健管理施設が必要であると考え、更に推進をはかるために引き続き要望していくこととした。なお、人事面の充実については、保健センター所長に教授定員を配置すること、講師を助教授に振替えること、などが着々進行しているが、看護婦が1人では足りないのもう1人定員化してほしいとの要望があるので引き続き要員増員等を要望していくことにしたい。

資料19の共同利用研修施設の設置・充実については、現在では設置より充実の方に力点が置かれる段階に至っていると思われる。既存の施

設についても多くの要求が出されており、例えば、若干の体育施設を付置することによりその利用が拡がることなどが提起されている。また、この施設は地区の共同研修について大きな成果を収めているが、この施設の管理を担当する大学では管理要員の供出や運営費の補填等の負担を伴うことになり、小規模の大学では管理を担当し得ないので、管理費を充実してほしいとの要求がある。内容の充実をはかることが今後の目標になると思う。

資料20の奨学制度の拡充の問題については、昨年度は大学院生について増額ならびに定員増がはかられたが、国立大学の学部学生については、据え置きとなった。今までは、毎年少しずつ増額されてきた経緯もあるので何とか増額されるように要望していきたい。

資料21の学生部関係職員の待遇改善問題については、学生部長の指定職適用について大学の規模の大小にかかわらず実施してほしいとの要求等があり、引き続き要望していきたい。

以上の説明に関し概ね次のような意見交換があった。

- 「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書」（資料22）を見ると、基準面積があたかも学生定数できまるようになっているが、現実には学生定数だけでは割り切れない面が多い。寒冷地の大学では、冬期は屋外の活動が不可能で全て屋内で行われる。このため施設の充実をはかろうとしても学生定数との関連で難しい状況である。そこで、要望書を一部修正し、後段を「……を実現するため地域の特性、大学の特性など考慮に入れ、現行の基準面積をそれぞれの大学の特性にそって適当な規模に拡大し……」のように

改めて頂きたい。

- この要望書(案)は種々の事情により異なる状況があることを含んだ上で簡単な表現にしたものであるが、施設の拡充に関し方々の大学から要望もあるので、要望書提出の際申し添えるつもりである。なお、案文を修正することについては、本来であれば委員会に再度諮るところであるが、総会において訂正した方がよいという決定をされるなら原案を変更してもよい。

以上の結果、資料18, 19, 20, 21の要望書はそれぞれ報告通り承認され、資料22については明日の第4常置委員会に諮らうと、明日午後の総会に再度提案することとなった。

(ここで15分間休憩のあと議長を交代し、香月副会長が司会に当たり議事を続行)

(5) 第5常置委員会(佐々木委員長)

去る2月20日、文部省から、川村国際教育文化課長、光田留学生課長ほか担当官のご出席を頂き、昭和54年度第5常置委員会関係予算(教育・学術・文化の国際交流関係予算)、中国留学生問題ならびにオーストラリア国大学副学長の招待などの問題について協議した。なお、このオーストラリア国大学副学長の招待については、その受入れの具体的計画を立てるため、別途に「オーストラリア国大副学長招待準備委員会」というものが設置されたので、本委員会との関連上このことについても付言したい。

① 昭和54年度第5常置委員会関係予算について

昭和54年度教育・学術・文化の国際交流関係予算案概要ならびに昭和54年度予算案の概要をもとに、主として外国人教師、在外研究員関係予算について、文部省担当官から説明をきき意見交換を行った。

② 中国留学生問題について

今年度から開始された中国からの派遣留学生に関する問題について検討した。今回の派遣留学生の学費は中国政府の費用によってまかなわれるもので、従来の国費留学生や私費留学生とは性格が異なるものである。また、中国はわが国とは学制を異にするため、大学入学までの修学年数が2年間足りない。このため中国では、大学に半年間在学した学生を吉林師範大学の赴日留学生予備学校に集め、日本語等を1年間学習させ、一定のルールのもとに成績のよい者を選抜し、これをわが国の大学に受け入れる形で進めている。しかし、この方法によっても、従来の大学入学資格になお半年の不足がある。なお、最近文部省ではこれを1年間としてもよいかどうかについても検討しているようである。

③ オーストラリア国大学副学長招待について

オーストラリア国大学副学長招待の受入れ準備を進めるため向坊会長を委員長とし、各訪問大学の学長を委員とする「オーストラリア国大学副学長招待準備委員会」が設置され、去る4月24日に委員会が開催され招待計画等について種々検討された。

副学長一行は5月20日に来日し、約3週間滞在して各大学、関係機関等を訪問したあと、6月9日に1名が、10日に2名が離日した。なお6月8日には国大協主催による懇談会が行われ、次いで国大協会主催のレセプションが催された。今回は3週間という長い滞在であり、また当方の招待の前に先方からの招待で3人の学長がオーストラリアを訪問し歓待を受けた経緯もあったため、従来の学長招待の際にはなかった新しい試みとして国立劇場、N響、歌舞伎招待等を行った。日程等詳細については「資料23」をご覧ください。

以上の報告のあと、中国留学生問題に関し概ね次のような意見交換が行われた。

- 中国からの留学生は、少ない生活費しか支給されていないと聞いているが、果してそれで生活できるかどうか。また地元の団体から補助するというような話もあるようだが、実情はどうか。
- 実費給与ということでその金額は非常に少ない。宿舎は中国側の施設を利用しているので生活面のことは何とか賄っているようだが、日本の学生との交際などは出来ないようである。仮に地元団体等が経済的援助してもその金は大使館に渡り、留学生は最低勉強だけ出来るようになってきているようである。これは先方の方針であり仕方がないのではなかろうか。また留学生が不満をかこっている様子は見られない。
- 小遣も少なく、日本の学生との交流も出来ないようでは留学の意義に疑問もある。来年は理科系100名の中国留学生が来るが、年齢が若いのでこのような経済生活についてどのように感じるか気がかりである。
- 中国側の関係者も留学生の生活問題は関心をもち検討しているようである。
- 学制の相違から大学入学までの修学期間が2年間不足する問題については、1年半の予備教育を受けて来れば入学資格を与えることになったのであろうか。またこれが1年間でもよいという意味はどういうことであらうか。
- 1年半の予備教育を受けた者で成績のよい者を受け入れるということは、文部省と中国との間でそのような約束があったようである。ただ、最近、文部省から電話で、この予備教育期間を特例として1年間でよいことに

するよう考える余地があるかどうか検討したいとの連絡があった。

留学生は発展途上国も含め諸外国から来ているが、学部学生については、日本に居住していて各大学の試験に合格した者が受け入れられてきた。今回の中国留学生の場合は現地に居住したままで資格試験を受け、それに合格した者を日本の大学に入学させるという手続きとなっており、従来の諸外国の留学生の場合とは異なったものである。

- これは重要な問題であり、文部省だけで決められるものではないと思う。第5常置委員会で取り上げ十分検討して頂きたいと思うが、正式議題として討議されている段階であらうか。
- 文部省は、第5常置委員会だけではなく、国大協として会長かあるいはそれに代る者に加わってもらい、文部省を中国側の代弁者として国大協関係者から意見を聞いて検討のうえ、文部省に設けられている調査委員会で討議していく意向のようである。第5常置委員会としては正式議題として取り上げている。
- 国大協会長として、文部省や中国側と話し合ったことはないが、中国から要人が来日する折には、しばしばこちらの考えを申し述べている。例えば、留学生はただ勉強をするだけでなく日本のことをよく知って貰いたいこと、理工系偏重とか留学生の急増は困るということなどを伝えている。また7月に訪中するのでその際にもこのことをよく伝えたい。
- 第5常置委員会で正式に取り上げ、国大協としてしっかりした意見を文部省に出していく必要があらう。
- 第5常置委員会としても努力していきたい。吉林大学における1年間の教育期間の間

題については、昨年秋の総会で第5常置委員会として報告もした。しかし正式に取り上げることにはなっていないので協力をしてきたというわけである。

- 「学部留学生」ということになっているので、法規に従って処理しなければならない問題である。

以上のような意見交換ののち、この中国派遣留学生問題については、理事会で正式に取り上げ、何れかの委員会に付託するかを決めることになった。

なお香月議長から次のような報告があった。

国際交流が盛んになってきたことに伴い、国際研究集会の会場やこの集会の参加者の宿泊施設を持つ会館を作ることが必要であるとの要求に対し、53年度と54年度に文部省にこれの調査費がつき、学术交流会館の設置調査に関する委員会が今年設けられた。会館は東京に作られる模様であり、明後日の学長会議の際に文部省から報告があると思うが、そのような計画が進行中であることをご報告する。

これに関連して、外国人の長期滞在の場合の宿舎についても配慮してほしいとの要望があり、これについては第5常置に検討を委託した。

(6) 第5常置委員会（今村委員長）

去る5月16日に委員会を開催したので、その際の協議を中心にご報告する。

① 大学財政問題について

昭和55年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針について文部省側の説明をうけ、これについて意見交換を行った。そのあと、来年度の概算要求に当たって大学側として特に要望した

い事項について協議し、これを当日午後開催の特別会計制度協議会において口頭で要望した。その内容は、①基準経費の増額、②定員削減に関連する外注経費の増額、③教官の学会等出席旅費の増額、④国際交流強化のための予算措置等である。

② 給与問題について

例年関係方面に提出している「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」（資料24）を審議した。総会のご了承があれば引き続き提出したい。この内容については例年と余り変わらないが、前回と変わった点は次のとおりである。

第5項の「研究教育関係職員の待遇の抜本的改善を図ること」についてであるが、前回総会後に「研究技術専門官制度の新設に関する要望書」を提出した経緯を踏まえてその表現を改めることにした。なお、前回の「研究教育補助職員」とあるのを「研究教育関係職員」というように改めた。なお、この研究技術専門官制度については、文部省でいま検討作業が進められている。そのほか、ここでは大学の一般事務職員の問題に触れていないので、今後検討したいと考えている。

第6項は、いま問題になっている公務員の定年問題に関連して、国立大学教官の停年問題に言及したもので新しい事項である。ここでは、大学教官には教育公務員特例法があり停年もそれに基づいて各大学の管理機関が定めているので、現行制度を維持されるよう要望している。

③ 非常勤職員問題について

非常勤職員問題については、国立大学としてそれぞれ特性をもっている大学の事情をきいたが、更に実態を調査するなどして検討を進めたいと考えている。

④ 学費問題について

授業料問題については、学費問題小委員会において長期的展望の下に検討を進めている。

⑥ 助手問題について

助手の待遇改善問題については、第1常置と第6常置の合同小委員会で審議しているが、なかなか歩調が揃わず難航していた。最近になって当面可能な方法で進めるということになり、第1常置から助手の一部を講師に振り替える案が示されいろいろ議論した。この振替えについては、既に各大学がらの概算要求にも出されているが、これの推進を図るためには、何のためにこれを行うかという理由を説明しなければならない。それは、研究教育体制上の必要からということになるが、どういう情況、条件に合ったものにするかを詰めなければならない。これについては第6常置の専門委員会で検討中であり、ある程度の結論を得たら合同の小委員会を開いて内容を詰めていきたいと考えている。

⑥ 昭和55年度予算に関する要望書について

例年のことであるが、第6常置委員会では「昭和55年度予算に関する要望書」について検討中であり、この結果を理事会に諮ったうえ、秋の総会前に関係方面に提出することにしたいので、この取扱いについては会長、副会長および第6常置委員長に一任願いたい。

以上の報告に関し次のような意見交換が行われた。

- 定員問題については、第4次定削の初年度の積み残し0.2%を最後にどうするかという問題についても留意願いたい。
- その点は具体的にはむずかしいが、現在ペンディングということである。
- 定削については、国立大学の教育職、医療職が除かれたが、そのしわ寄せが一般職員に

きており、他省庁に比べて高い率となっているようであるので検討願いたい。

- 一般事務職員について、文部省関係職員だけが削減率が高くなっているとは思われないが、一応、第6常置委員会で調べたい。

以上の結果、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」(資料24)が承認され、また第6常置委員会で検討中の「昭和55年度予算に関する要望書」を次回総会前に関係方面へ提出することについても了承された。

(7) 図書館特別委員会(今村委員長)

大学図書館の充実整備を図るため、その今後のあり方についての検討を進める一方、例年提出している「大学図書館の予算に関する要望書」についても検討した。

図書館の問題としては、最近学術情報システムのことが中心課題となっており、膨張する学術情報に対処するため学術情報センターや大型計算機センターとの連携によるシステムの確立を考えている。この問題は図書館協議会でも作業を進めているので、これと連携をとって検討を進めたい。なお、図書館予算についても作業を進めているので、これの提出については先程の「予算に関する要望書」と同様の手続きとすることをご了承いただきたい。

(8) 教員養成制度特別委員会(須田委員長)

52年11月に公表した「大学における教員養成—その基準のための基礎的検討—」以後の検討課題として、①教育系大学・学部における大学院の問題と、②一般大学・学部における教員養成の問題の二つを取り上げることにし、これの検討資料を得るため各大学の実情を調べるアン

ケートを実施した。このアンケート結果のとりまとめの作業を進めているが、内容が複雑なため時間を要している。なお、先般のアンケートでは教員養成大学・学部の教員養成の問題を取り上げていなかったが、一般学部の教員養成に関連して教員養成学部がしわ寄せを受けている面もあるので、それらの点に関するアンケートを追加したいと考えている。

次にこれからの作業のスケジュールであるが、これまで数字資料を整理していたが、これを基に9月頃に文章化して各大学にアンケートをしたい。これには2カ月くらいの期間が必要なので、秋の総会に正式報告には至らないと思う。それで、来年春頃を目処に取りまとめたいと考えている。中間報告として以上ご報告する。

(9) 教養課程に関する特別委員会

(岳中委員長)

51年9月以降行ってきた教養課程問題に関するフリートキングおよび既に教養部改革を実施ないし進行中の大学についてのケーススタディを基にして「教養課程組織改編に関する調査報告書」(資料25)をとりまとめ、本日の総会に提出した。この報告書作成の経過については巻末に簡単に述べてある。報告書の内容については説明を省略するが、冒頭に「要約」があるので、これによって大体の構成を紹介する。

本報告書は10章より成り立っており、第1章では問題点を挙げ、第2章では教養部組織改編の方向を主として教官の研究・教育条件の立場から論じている。3章から7章までの5つの章では、いろいろな方式で教養部の改編を実施した大学の事例を紹介している。第8章は東京大学の教養学部の組織改善計画について述べ、第9章では再び教養部の組織改編の方向を主とし

て大学における一般教育改善の立場から論じている。そして、最後の第10章では、教養部を置かない大学の実情と問題について触れた。以上がその概要であるが、これのご承認をお願いしたい。(承認)

(10) 大学格差問題特別委員会(岡本委員長)

いわゆる新設大学の充実整備を推進するための方策について検討し、51年に「格差是正に関する中間報告」をまとめた。その際の基本的な考え方というのは、少なくとも学部段階においては予算、定員、施設設備等の条件を各大学平等にすべきであるということであった。そのほか学内格差の問題についても若干触れている。いわゆる新設大学の整備充実は、修士課程の設置や教養部の充実が漸次進められ、最近では博士課程の設置や教員養成系の修士課程の設置も一部に実現して、進展の方向に向いつつあるが、修士課程が設置されても教官研究費や研究設備の充実は余り図られていない。しかし、この是正を要求していくためには、それが本当にいわれない格差であるのかどうか、また本来格差はあってもよいのかどうか、という点についても検討していく必要があると思う。

そのようなことで、今後も引き続き個々の改善策について検討し、是正の努力を続けることにし、専門委員に委託して目下個々の格差の実情の調査を進めている。

なお、病院ベッド数の格差に関する問題もあるが、これについては医学教育に関する特別委員会をお願いすることになった。

(11) 医学教育に関する特別委員会

(北村委員長)

新設医科大学の附属病院におけるベッド数の

不足と格差の問題については、岡本委員長からお話を伺っている。この問題については大学附属病院と関連教育病院との関係の問題もあるが、新設医科大学に対し600床という基準を定めているのは問題なので（設置基準では学生100に対し800ベッド）、これについては7月中に一回委員会を開き、他の問題と一緒に討議することにしたい。

(12) 創立30周年記念行事準備委員会

(香月委員長)

本協会は来年7月13日をもって創立30周年を迎えることになるが、この機に記念行事を行うということが前回の総会で承認された。これに基づき、その準備に当たる委員会を設け記念行事の企画立案を進めているが、現在のところ概ね次のようなことを考えている。

第一は記念式典の挙行であり、これは来年秋の総会終了の翌日、学士会館で行いたいと考えている。当日は記念講演も予定しているが、講師は目下未定である。この式典に続いて簡素な記念パーティーを催す計画である。また、この機会に国大協の30年史を編纂発行したいと考えているが、その詳細は事務局長より説明願うこ

とにする。

これについて事務局長から次のように報告があった。

記念式典を創立記念日（7月13日）に挙行するのはむずかしいので、来年秋の総会の機会を利用することを考えた。通常秋の総会は3日間（総会2日間、事務連絡会議1日）であるが、これを1日延長して第3日目（総会終了の翌日、事務連絡会議の前日）に記念式典を挙行する案を立てた。会場は諸般の事情から学士会館ということにした。記念誌刊行については、昭和55年10月までに完成することを目標としており、原稿執筆依頼は本年7月1日、締切りは9月末とし来年5月末までにこれを整理して印刷に回す手順としている。この記念誌の体裁はB5判、布製とし、ページ数は大体250ページ程度と予想している。その内容は別紙「目次(案)」のとおりである。なお、この中の「随想」には、会員全員からの寄稿を考えているので、ご執筆方よろしくご配慮頂きたい。

概ね以上のような構想で編集作業を進めているが、これが完成したら、来年10月末までに記念品とともに関係者各位に郵送したいと考えている。

第64回総会（第2日）

日時 昭和54年6月20日（水）13：00～13：50
場所 国立教育会館大会議室
出席者 各国立大学長

向坊会長主宰のもとに開会。

1. 各常置委員会委員長および大学運営協議会地区委員の選出結果について

事務局から、本日午前中に開催された各常置

委員会において行われた各常置委員会委員長の互選の結果および正午の休憩時間中に各地区大学毎に行われた大学運営協議会の地区委員選出結果について、次のとおり報告があった。

○常置委員会委員長

- 第1常置委員会 北村新潟大学長
- 第2常置委員会 若槻大阪大学長
- 第3常置委員会 広根山形大学長
- 第4常置委員会 山岡高知大学長
- 第5常置委員会 佐々木東京水産大学長
- 第6常置委員会 今村北海道大学長

○大学運営協議会地区選出委員

- 北海道・東北地区 小池北見工業大学長
- 関東・甲信越地区 宮島筑波大学長
- // 加藤信州大学長
- 中部地区 豊田金沢大学長
- 近畿地区 脇坂滋賀医科大学長
- 中国・四国地区 三谷島根大学長
- 九州地区 神田九州大学長

2. 大学運営協議会臨時委員（教員）の選任について

会長から、次のとおり発言があり、異議なく承認された。

大学運営協議会の臨時委員の選任については、本来、大学運営協議会を開いてお諮りすべきところであるが、便宜この席を借りて委員の方々のご了承を得たい。

大学運営協議会の臨時委員の任期が今回満了となるが、この際、現在の雄川（東大）、今堀（東大）、山田（京大）、林（京大）の各臨時委員に再任をお願いしたい。

なお、昨日の総会で、大学運営協議会の今後の進め方については、小委員会を設けて検討することにしたい旨述べたが、改めて小委員会を設ける程のこともないと思われるので理事会でこの問題を検討することとしたい。その結果は次回の総会にお諮りすることとしたいので、ご了承願いたい。

3. 監事の選任について

会長から、昨日の理事会で監事の候補者を選考した結果、宮島筑波大学長および吉田東京医科歯科大学長の両学長に監事をお願いしたいということになったので、そのように監事の選任を行ってよろしいか、と諮られ、異議なく承認された。

4. 各委員会報告

本日午前中に開催された新メンバーによる各常置委員会の審議状況について、各委員長より大略次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会（北村委員長）

本委員会としては、今後次の問題を検討していきたい。

- ① 大学院問題、特に農学系の連合大学院については、文部省の「構想の骨子（案）」も出されているので、最終決定に至る前に連合大学院のあり方等について早急に検討を進め、要望していきたい。また、工学系の連合大学院についても設置の方向に向かって具体案ができたならそれを連絡して貰って検討したい。
- ② 国立大学の組織については、最近いろいろな変動が現われており、大学院ではいわゆる大講座制というものが増えつつあるが、これについては講座定員が不明確な点がある。一方、各大学には不完全講座ないし不充足講座が多くあり、研究教育上支障を来している状況がある。それで、これらの点の整備充実を図るため、各大学の講座の組織の中身や教官数などの実態についてのアンケートを行うことにした。
- ③ 外国人教員採用問題については、今後とも

検討を進めていきたい。

(2) 第2常置委員会(若槻委員長)

昭和55年度共通第1次学力試験については、大綱において昭和54年度と変らないが、細部の改善について検討し、これを文書にまとめて入試センターに申し入れることにした。その内容は概略次のとおりである。

- ① 受験生の割当てなどの点で過重な負担を強いられている特定地域の大学の不公平な条件を除去するため、より広域的な視点から受験生の割振りを行うこと。
- ② 試験場の設定等については、各大学からの意見を可能な限り尊重すること。
- ③ 試験実施の細目については、入試センターからの指示は必要最低限に止め、各大学の実情に応じた対処にまかせること。
- ④ 入試センターからの指示で統一することが必要と考えられる事項についても、更に吟味されたいこと。
- ⑤ 各大学での共通1次試験実施に必要な経費は、すべて支給されるよう努力されたいこと。

入試センターへの申し入れの内容は概略以上のとおりであるが、その他の共通入試に関する問題として次のことを協議した。

私立医科大学の共通1次試験参加の問題については、問題点があつてすぐには実現できないが、今後とも検討する。私費留学生の受験については、日本人と同じ扱いにしないでほしいとの要望があり、この問題について協議したが、これについては従来どおりでよいとする見解と優遇措置を講ずべきであるとする意見とがあり、統一した意見は得られなかった。この問題については、私費留学生の事情を考え、各大学でそれぞれ対処して貰うより仕方がないと思わ

れる。

その他、57年度から実施される高校の新教育課程への対応の問題、共通第1次試験実施期日の繰り下げの問題等が論議されたが、これについては各大学の意見もききながら検討することとした。

(3) 第3常置委員会(広根委員長)

- ① 昨日、第4常置委員会から提案された「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書」案に対する修正意見の取扱いについて検討した結果、この問題は今後細目について検討を深め、必要に応じて要望等していくものであるので、今回の要望書は総括的な事項に止めることとして、原案どおりとすることとなった。
- ② 今後の検討課題としては、留年問題と学生の課外活動施設の拡充問題があるが、当面は学生の課外活動施設の拡充問題について小委員会を設けて検討を進めることとした。

(4) 第4常置委員会(山岡委員長)

- ① 本委員会も昨日提案した「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書」を検討したが、原文のままとすることとなった。この問題は、今後第3常置委員会とも十分連絡をとりながら検討を進め、具体的な要望をまとめたいと考えている。
- ② 今後の検討課題としては、学寮問題、奨学生問題、学生の教育研究災害傷害保険の問題等を取り上げていくこととなった。

(5) 第5常置委員会(佐々木委員長)

本委員会は、従来から検討している国際交流関係の諸問題を今後も検討していくが、当面は

招へい外国人教師等の宿泊施設の問題を取り上げることとなった。現在、この種の施設をもっている大学もあるが、一方、施設がないために外国人教師等を招へいできない例もあるので、各大学の実情を詳細に知ることが先決であるということで、アンケート調査をお願いすることになった。その結果は次回総会に報告したいと考えている。

(6) 第6常置委員会(今村委員長)

- ① 例年「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」および「予算に関する要望書」を提出しているが、これは今後も行いたい。
- ② その他の問題としては助手問題、定員削減問題などがあるが、助手問題については、第1常置の方針に基づく待遇改善案が専門委員会でもとまったら、第1常置と意見交換をして煮詰めていきたい。定員削減問題については、第4次定員削減の積み残しの処理と今後の定員問題への対応を考えなければならぬ。そのほか、非常勤職員の問題についての

具体的調査や大学の事務職員の待遇改善の検討などがある。

- ③ 現在第6常置委員会の中に定員問題、大学財政、給与問題、学費問題の4つの小委員会が設けられているが、それぞれ今後とも審議を継続したい。

以上の報告ののち、会長から、「昭和55年度予算に関する要望書」および「図書館予算に関する要望書」は、適当な時期に提出を予定しているので、文案および提出時期については、会長、副会長および第6常置委員長に一任願いたい旨の発言があり、了承された。

5. 次回(第65回)総会について

会長から、次回総会を11月14、15の両日に、事務連絡会議を11月16日に神田学生会館で開催したい旨が諮られ、異議なく承認された。

以上をもって第64回総会の協議を終り、会長から閉会の挨拶があった。

第31回事務連絡会議

日 時 昭和54年6月22日(金) 10:00~14:00
場 所 国立教育会館大会議室
出席者 各国立大学事務局長
(説明者) 大学入試センター田保橋管理部長
(事務連絡) 国松人事課長、石井学生課長、七田学術課長

開会に当り会長から次のような挨拶があった。

事務局長各位におかれては平素から大学運営について一方ならぬご努力を頂き、この機会に会長として厚くお礼申し上げる。

今回の総会は、19、20日の両日開かれ無事終了した。その詳細については後刻石塚事務局長

の方から報告があると思う。今総会では特に大きく議論された問題はなかったが、新設大学における博士課程設置の問題について若干論議があり、この問題については昨日の学長会議でも討議された。

なお、当面する大学・学術行政の諸問題についての文部省側の考え方については、昨日の学

長会議における文部大臣の挨拶にその要点がまとめられているので、後程その要旨を記した資料をお配りしたい。

ついで、事務局から配付資料の説明および会議日程の説明があったのち、次のように今総会の状況報告が行われた。

I 総会状況報告

1. 会務報告

石塚事務局長より別紙資料「第64回総会概況」に基づき、総会における会務報告について次のように説明があった。

(1) 前総会以後における学長の交代について別紙(資料4)により報告があった。

(2) 前総会以後の主な事項の報告と追認について

以下の事項について報告があった。(詳細は総会議事要録参照)

① 要望書の提出等について

② 文部大臣との会見について

③ 共通入試関係事項について

(イ) 共通第1次学力試験の実施について

(ロ) 記者会見について

(ハ) 日教組からの申入れについて

(ニ) 座談会の開催について

④ 大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

⑤ 学長の国際交流について

⑥ 諸団体との会見について

(イ) 日教組大学部との会見について

(ロ) 全国大学生生活協同組合連合会との会見について

(ハ) 「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」

との会見について

⑦ 特別会計制度協議会について

⑧ 大学運営協議会の運営について

2. 議事概要

石塚事務局長から別紙資料「第64回総会概況」ならびに「国立大学協会事業報告書」に基づき、総会における議事概要について次のように説明があった。

(1) 昭和53年度国立大学協会歳入歳出追加予算, 昭和53年度国立大学協会歳入歳出決算, 昭和54年度国立大学協会歳入歳出予算, 会議出席旅費支給基準の一部改正について

以上4件について資料6, 7, 8, 9により事務局から説明し, いずれも異議なく総会で承認された。ついではこの件につき事務連絡会議においてもご了承頂きたい。(了承)

(2) 理事の選任について

別紙(資料10)のとおり新理事が決定された。

(3) 会長, 副会長の選任について

新理事会において互選を行った結果, 次のとおり決定された。(いずれも再任)

会長 向坊 隆(東京大学長)

副会長 岡本 道雄(京都大学長)

” 香月 秀雄(千葉大学長)

(4) 常置委員会委員の選任について

① 代表者である委員の選任について

別紙(資料13)のとおり新委員が決定された。

② 教員委員の選任について

別紙(資料14)のとおり理事会で決定された旨報告があった。

(5) 常置委員会委員長の選任について

総会2日目の午前中に開催された各常置委員会において委員長の互選が行われ, 新委員長が

次のとおり決定された。(いずれも再任)

- 第1常置委員会 北村新潟大学長
- 第2常置委員会 若槻大阪大学長
- 第3常置委員会 広根山形大学長
- 第4常置委員会 山岡高知大学長
- 第5常置委員会 佐々木東京水産大学長
- 第6常置委員会 今村北海道大学長

(6) 監事の選任について

6月19日の理事会で監事候補者の選考を行い、これを総会に諮った結果、宮島筑波大学長、吉田東京医科歯科大学長の両学長が選任された。

(7) 大学運営協議会地区委員の選出および臨時委員(教員)の再任について

総会の席を借りて大学運営協議会の地区委員の選出と臨時委員の再任についての協議が行われ、いずれも決定された。

(8) 各委員会の委員長報告と協議

総会1日目に、前総会以後の各委員会の審議状況について各委員長から報告があり、また、提案の要望書はいずれも採択された。総会2日目には、当日午前中に開催された各常置委員会の審議状況について各委員長より報告があった(詳細は総会議事要録参照)。

以上をもって、事務局長からの総会関係事項についての報告を終了した。

(5分間休憩)

次に関連して、本協会の創立30周年記念行事の実施計画について、石塚事務局長より次のとおり報告があった。

明年迎える本協会の創立30周年に際し、記念行事を実施することが前総会で承認されたので、その準備を進めるための準備委員会が設けられた。その構成は次のとおりである。

委員長 香月秀雄副会長(千葉大学長)

- 委員 市岡 正道(東京医科歯科大教授)
- 〃 吉田 寿雄(東京大事務局長)
- 〃 平間 巖(東京医科歯科大事務局長)
- 〃 小島和太郎(千葉大事務局長)
- 〃 丁子 尚(国立大学協会参)
- 〃 石塚龍之進(国立大学協会事務局長)

この準備委員会において、これまでにまとめられた記念行事(案)は概ね次のとおりである。

(1) 記念式典挙行

① 記念式典

日時 昭和55年11月20日(木)

(秋季総会の翌日開催を予定)

会場 学士会館(神田)

② 記念講演

記念式典終了後。講師は未定。

③ 祝賀パーティ

記念講演終了後。

(2) 記念誌発行

別紙「国立大学協会30年史(仮称)」のような内容により編纂する。本年7月1日より執筆依頼を始め、来年10月末までに完成して関係者に送る予定である。体裁はB5判、横組み、布製で、約250ページ程度のものを考えている。

(3) 記念品贈呈

適当なものを考慮中である。

ついで、昨日開催された学長会議の概況について報告があった。

II 大学入試センター連絡事項

共通第1次学力試験に関する事項について、田保橋大学入試センター管理部長より次のような報告ならびに説明があった。

(1) 全国国・公立大学ガイド・ブックの発行について

これは高校側からの要望に基づき作成するもので、入試センターで取りまとめを行う。

(2) 明年度の共通第1次学力試験実施に当たりの主な改善点について

(イ) 高等学校既卒業者(浪人)の受験出願は、出身高校経由でなく入試センターへの直接出願とした。

(ロ) 試験問題の正解の公表は1日毎にしないで2日分をまとめて、試験終了日の1月13日に一括して行うことにした。

(ハ) その他、受験者がミスをしないための種々細かい配慮をした。

(3) 試験場の問題について

これには次の二つの問題がある。

(イ) 試験場の増設(高等学校側からの要望)

(ロ) 試験場設定に難渋している大学への対策——隣接県との協力体制について(大学側からの要望)

以上の2点のうち、第1点の高等学校側の要望については、大学側の管理運営の責任上から、これに応ずることはむずかしい。第2点の大学側の要望については、行政区域の関係があってもむずかしい点があるが、当該大学と隣接県の大学との協議により問題の処理をしてほしいと思う。

(4) 私立大学の共通第1次学力試験参加の問題について

この問題については、第2常置委員会において慎重に検討しているが、国立大学が試験実施の責任の主体となる現行の方式では、参加大学の間口を拓げることは困難な点があるので、今後国大協、文部省、入試センターの3者で協議して結論を出すことにしたい。

(5) 高校の教育課程の改正について

高等学校の教育課程が57年度から改正されるが、それに伴い60年度から大学入試の内容が変ることになる。これに関連して、高等学校側から55年度中に共通第1次学力試験実施の大綱を示してほしいという要望がある。しかし、この時点では教科書が出来上がっていないので、その要望に応ずるわけにはいかないが、大学入試センターにあっては、今後、文部省ならびに国大協の協力を得てこの問題を検討し対応するよう考えている。

(以上で午前中の会議を終了)

III 文部省連絡事項

文部省から国松人事課長、石井学生課長、七田学術課長の3人が出席し、それぞれ次のような説明があった。

○ 国松人事課長

既に各大学に文書依頼をしているが、この月末に東京で開かれるサミットの際に不測の事態が起こらないよう、各大学では管理面で格別のご配慮をお願いしたい。

○ 石井学生課長

① 東京サミット期間中は、学生の動静について特にご留意願いたい。

② 学寮の寄宿料について

5月1日から公務員宿舍料金が改訂され、これに伴い大学の学寮のうち「新々寮」の料金値上げ問題が出ている。この秋頃には、若干料金の改訂があるかもしれないのでご了承を頂きたい。

○ 七田学術課長

6月19日の学術審議会総会で討議された次の二点の問題について、配付資料を基に詳細な説明があった。

- ① 「今後における学術情報システムの在り方について（中間報告）」の概要。
② 中国との学術交流の進め方について（審議

まとめ）

以上をもって、本日の会議を終了した。

第1常置委員会

日時 昭和54年6月18日（月）13：30～16：00

場所 学士会分館8号室

出席者 北村委員長

竹内、前田、近藤、金勝、川上、辰野、館、橋爪、脇坂、

山田、神田、井上、蟹江各委員

下沢、白田、坂井各専門委員

（文部省）遠藤高等教育計画課長

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日はご案内のように外国人教員問題についてご審議いただくわけであるが、ご通知を差し上げた直後に、連合大学院の問題について緊急にお諮りしたい事情が生じたので、この問題も併せてご協議をお願いしたい。

以上の挨拶ののち議事に入った。

【議事】

1. 外国人教員問題について

このことについて委員長より次のような趣旨説明があった。

このたび外国人教員問題を本委員会で取り上げることになったが、この外国人教員問題については二つの問題がある。その一つは、数年前の50年暮れに「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」という団体から当協会会長宛に「在日韓国人（朝鮮人）の国立大学への就職差別撤廃に関する要請書」が提出され、定住外国人一特にアジア人一を国公立大学の専任教員（専任講師以上）に登用する途を開いてほしいとの要望があったことである。その後もこの要請活動は繰り返

返し行われたが、この問題は外国人に関わる事柄であるということから、当時第5常置委員長がこれを担当し同委員会でも協議された。しかし、この問題は法制上の問題との関わりもあって、仲々結論には至らなかった。そのようなことから、同懇談会の代表幹事が向坊会長に直接面会を求め、公立大学側はこの問題に積極的な取り組みをしているので、国立大学側においても早急に何らかの意見をまとめてほしいと要請した。それで会長は、本委員会に対し、この問題を制度的な観点から検討されるようにと要請された。しかし、この問題は、前述のように法制上の問題が絡むので、その点を踏まえた協議が必要と思われる。

一方、この外国人教員の問題は、国際化が進みつつある現状から国会でも取り上げられ、一昨年頃より「国公立大学に外国人教師を任用する途を開く措置」を立法化しようとの動きが出てきた。これを受けて文部省では「国立又は公立の大学の外国人教員の任用等に関する特別措置に関する法律案（試案）」を作成し、国大協（第5常置委員会）の意見も徴し、法制局とも折衝を重ねて国会提案の準備を進めてきた。しかし、前通常国会にはこの法案提出は見送られ

ることになった。

この外国人教員問題については以上のような経緯があるが、この問題をどのように処理したらよいかについて、これからご討議をお願いしたい。

概ね以上のような説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

- この外国人教員というのは定員内の扱いになるのか、それとも枠外のものなのか。
- 定員内のものである。
- この外国人教員問題については二つの問題があるとのことだが、ここではそのいずれを論議するのか。
- 国際交流の進展を図るため外国人教師を招聘する制度を確立するという国会での動きは最近のことであるが、定住外国人の国公立大学教官登用の運動の方はそれ以前からのことであり、これには生活権の擁護とか平等の法理とかの問題が絡んでいる。しかし、この後者の問題も前者の問題の中に含まれるものと思われる。今回公大協の基本問題委員会が出した「外国人教員問題について」の見解は、全外国人を含めて扱ったもので韓国・朝鮮人の問題に限定したものではない。また、文部省が準備している法案も全外国人を対象としたものである。なお、この法案の内容に関し、同懇談会では、制限条項を設けることは外国人への差別であると疑義を提出している。
- 大学教員懇談会では、定住外国人に対する差別を撤廃し平等に扱えと要求しているとのことだが、日本国籍がない者を日本人と同等に扱うことができるのか。
- その辺のところは法律の専門家でないとは

からない。

- ここでは一般外国人の国公立大学教員採用の問題として取り上げることになるであろう。公大協の基本問題委員会の見解では、外国人の教員採用には積極的姿勢を示しているが、外国人を管理職にすることについては慎重な態度をとっている。この外国人を公務員に任用することについては、いわゆる「法制局見解」（外国人は、公権力の行使又は国家意思の形成に参画する公務員に就任することは不相当であるとする解釈）というものがあり、これをどうすべきかという問題がある。
- 国大協が法解釈の問題について一定の見解を出すということは、政治的関わりがあり問題がある。この問題を解決するには法律を変える必要があると思われるが、相当専門的な問題になる。

ここで、この外国人教員問題に対する文部省側の対応について遠藤高等教育計画課長より概ね次のような説明があった。

この外国人教員の問題について文部省で考えていたこと、その後の経緯等についてご説明する。最近国会において、外国人を国公立大学教授等へ任用できる途を開くための立法化の動きがでてきたので、昨年4月頃このことについて国大協の第5常置委員会にその経緯を説明し意見を伺った。ついで6月には、これに関する文部省の試案（国立又は公立の大学の外国人教員の任用等に関する特別措置に関する法律案についての試案）がまとまったので、その内容を説明し意見を徴した。それらの過程を経てまとめられた法案の内容は概ね次のようなものである。

国籍を問わず優秀な人材を国公立大学の教授、助教授等に採用できる途を開く。これらの外国人教員は教授会には参加できるが、人事に

関する事項については関与できない。なお、これまでの外国人教師制度は残すことにする。これらの規定は国立大学共同利用機関などについても準用する。

このようなものを用意して国会提出を予定していたが、前通常国会では国会審議の事情で見送りとなった。

その間にこの法案のことが新聞等で報道され、韓国・朝鮮人大学教員懇談会やその支援者達は集まりを開いてこの問題を検討し、人事権に関する制限は不当であるとの決議をし申入れを行っている。

そのような経緯を経て、公立大学協会の方では基本問題委員会でこの問題を検討し、外国人の国立大学教員への任用は立法措置によらなくても現行法の解釈次第で可能であるとの見解を出し、これが去る5月の公大協総会で了承されたということで外部に公表された。

文部省としては、外国人に国立大学教員任用の途を開くことには賛成であり、法律上許されるなら人事権の制限もしたくない気持であるので、この見解の趣旨には異論はないが、立法措置は不要であるとする意見には同意できない。

従来、外国人は公権力を行使する職務にはつけないことになっており、人事権は公権力の行使とみられている。それで、外国人教員にこれを認めるについては、政府の法理との調整が仲々むずかしい。それで文部省としては、どれだけ制限条項が必要であるかを検討して立法措置でこの点を解決したいと考えている。

なお、この問題についてのいま一つの意見としては、ここで定められている程度の給与で優秀な外国人教師を招くということはむずかしいので、優遇措置を考えるべきであるとの意見がある。

以上の二点がまだ煮つまっていないが、それらの点を検討して次回の国会に法案の提出をしたいと考えている。

以上の説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

- 現行法でも外国人を国立大学教員に採用できるのか。
- 現在の外国人教師、外国人研究員は大学と当人との個人契約ということになっており、普通の任用ではない。
- 従来の外国人教師制度を残しておいて、そのほかに専任教官任用制度を設けて二本建とするのはおかしいとの批判があるが、その点どう考えるか。
- そのような批判はたしかにある。
- この外国人教員の問題については、大学の教育を高めるため優秀な外国人に来てもらいたいという発想と、定住韓国・朝鮮人の生活権確保という要求との二つの要素が絡んでいるが、それをどう考えたらよいか。われわれとしては、まず大学をよくするというのを考えるわけであって、結果的にこれが定住韓国・朝鮮人の問題の解決にもつながれば結構ということであろう。
- 教育、研究の面で日本は随分外国の世話になっているので、もっと国際交流を盛んにする必要がある。ただ、この外国人教員の問題は法律問題が絡むので、第1常置で検討するのは無理なように思われる。国大協としては、文部省からの諮問があったら、特別委員会でもつくって検討するのがよいと思う。
- 文部省としては、この問題は国際交流との関係もあるので、第5常置委員会に対し、このような案で法制局と折衝したいがよいかと

いうことを二度ほど諮った。これに対し同委員会では特に反対意見はなかった。また、公大協にもそのことを諮ったが、別段異議はなかった。そのような経緯があったが、次の国会に法案を提出する際には改めて了承を得たいと考えている。

- 外国人を正規の専任教官に採用することは、学問の国際化につながる大きな問題である。それで、現行制度でこれができるかできないかという問題の以前に、大学として専任の外国人教師を迎えることの意義について考える必要がある。現在の制度による外国人教師は1年ごとの契約であるので、いわばお客様扱いであるが、これが公務員ということになればわれわれの仲間ということになり、そこに大きな違いがある。
- 外国人を正規の教官に採用するのはよいが、これに人事権を与えることの可否のことはわれわれにはよく分からない。これの是非をここで論ずるのは場違いのように思われる。
- この外国人教員の問題については、現在のところ法理上の制約ということがあるが、この問題は日本の将来の教育を考えてどうするのが一番よいかという観点から考えるべきものである。それで、一度各大学にアンケートをしてその意見を問うてみるのもよいと思う。なお、外国人を採用した際、場合によっては外国人教官だけの講座ができる可能性もあるので、外国人教員の採用は何パーセントまでにするというような点も考えておく必要がある。
- 外国人の正規教官採用の問題は大きな問題であるので、これを受入れる場合どのような姿がよいかについて第1常置と第5常置で意

思統一をする必要がある。日本の大学はアメリカやドイツと違った特殊性があるので、外国人が教授会に参加した場合にどういうことが起こるかなどについて、学長の意見を徴した方がよい。

- 人事権なしの教授会参加という点であるが、教官の差別問題が紛争の原因になることがある。同一条件にしないと問題を起こすおそれがある。
- 現在の1年契約の制度も外国人教師に対する差別といえる。それに比べれば、たとえ人事権がなくても今度の差別は少なくなる。
- この改善措置は現在の状態よりよくしようという気持でやっていることであるから、問題があるからといってこれを放置すべきではない。ただ、制限の線の引き方が問題となる。
- 外国人教員採用に関する法解釈の問題は別として、外国人教員を迎えて講義して貰うことについて、現状を踏まえてそのメリット、デメリットを検討してみてもどうか。採用に当たって日本人と同等の条件にするかあるいは差別をつけるかの法解釈上の問題は、第1常置で取扱うのはむずかしい。
- 昨年第5常置にこの問題を諮ったとき、人事権制限の案で国会に出すと説明したが、これに対し差別をつけることは問題であるとの意見もあった。次回の国会にこれを提案する際には、なるべく人事権の制限をなくしたいと考えているが、これに対する意見をききたいと思っている。
- この外国人教員任用制度を立法化する場合も現行の外国人教師制度は存続させるのか。
- 二本建とすることの理論的説明はむずかしいが、現実問題として現在の外国人教師の定

員切替えがむずかしいという事情がある。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のような提言があり、了承された。

会長には本日の審議の状況を伝えることにし、この問題に関する法理論を取り上げるか、そのための特別委員会をつくるかなどのことについては、明後日（6月20日）の委員会で討議することにしたい。また、第5常置でこれを検討することについてもその時に諮りたい。そのようなことで、この問題は継続審議ということにしたい。

2. 連合大学院の問題について

このことについて委員長より次のように説明があった。

本委員会では、新設大学の博士課程設置を中心として大学院の整備拡充問題を審議してきたが、連合大学院問題についてはこれの推進を図っている関係者からの報告を基に検討を続けてきた。このうち、農水産系連合大学院の場合は全国一本の組織で、その教官は個人参加ということになっており、その場合、これの予算配分の仕方や教官・学生の移動旅費の支出などのことが大きな問題となったので、その旨を関係者の方に伝え、更に検討されるよう申し入れた。

一方、総合大学院の方は、文部省としては幾つかの大学にこれを設置する方針で、大学からの概算要求に基づいて個々に審査をし、整備された大学には地区別配置を考慮して逐次これを設置する姿勢でいる。

ところで、農水産系連合大学院のことであるが、当委員会から申し入れた問題について創設準備室で検討することになっていたが、先月末に文部省は「農水産系連合大学院構想の骨子

(案)」というものをまとめた。これによると、連合大学院は全国で1組織であるが、農学系と水産系は分離され、農学系は関東・中部・中国・四国・九州の5地区にそれぞれ研究科を置くこととされている（水産系については、地区の区分についてなお検討中）。なお、専攻は農学系では8専攻、水産系では2専攻とされている。そして、この専攻は、当該分野の登録教官が最も充実している参加大学の学部を基礎として設置する、とされている。つまり、専攻は学部単位につくるということであり、実力のない所には専攻を置かないということになっている。このように、急速に従来の構想とは違った方向に変化してきた。

これについて、関東甲信越地区ではこの案を了承したとのことであるが、これからこれを関係各大学にフィードバックするとのことである。しかし、この案によると実力のない大学は専攻をつくれないうことになり、その予算は中央に吸い上げられることになる。これでは、参加大学の整備充実にはつながらない。なお、工学系連合大学院についても同じ方式で考えるということのようである。

ところが、このように専攻が学部単位で設置されるとなると、連合大学院と総合大学院の両方を構想している大学は支障を来すことになる。つまり、一つの学部が連合大学院と総合大学院の両方に参加することはできないので、一度総合大学院に参加した学部は、連合大学院に参加する場合にはそこから抜けなければならないことになる。そのような大きな構想の転換が、この5月末から6月初めにかけて生じてきた。

そういうことで、連合大学院について本委員会ですべてこれまで検討し報告してきたことと大きな

差がでてきたので、各大学でもこれの対応を考えてもらわなければならなくなった。今まで、総合大学院と連合大学院との関連ということは考えなかったが、急にこのような事態となったので、その経緯をご報告しご意見を伺いたい。

ついで次のような意見交換が行われた。

- この構想(案)によると、一つの大学で連合大学院と総合大学院を両立させることはできなくなる。大学の中には連合大学院でなければならない大学もあるが(例えば単科大学の場合など)、一方では連合大学院に参加しつつ総合大学院の設置を考えている大学もある。そのような大学は連合にするか総合にするかの二者択一を迫られることになる。
- 総合大学院は、大学内で処理できるので運営上問題はないが、連合大学院の場合は個人参加であり、しかも8年任期ということもあるので、予算の分け方がむずかしい。修士課程と博士課程の差額が特定大学の整備に向けられると、他の参加大学にはつながらないことになり、却って大学間の格差が生ずることになる。農学系大学院は56年度以降発足ということであるが、そのとき総合大学院をつくれなところは連合大学院に参加することになり、各大学は連合か総合かいずれを選ぶかの選択を迫られることになる。このような事情の変化は各大学に報告しておかないとその判断に迷うことになるので、明日の総会の際に農水産系連合大学院創設準備室に関係のある東京農工大学長から説明して貰いたいと考えている。
- この構想(案)にいられている「最も充実している参加大学の学部」というのは1地区

に一つか。また、個人参加というのに「基礎学部」を基礎として専攻を設置するというのはどういうことか。

- 個人参加の登録教官が最も充実している参加大学の学部を「基礎学部」として、それを核として専攻を設置する。関東地区を例にとれば、東京農工大学に5専攻程度、新潟大学に2~3専攻、他の1専攻をどこかの大学に置くというようなことになり、その他の大学には専攻はつくれな。このように「基礎学部」を基礎として専攻を設置することになると、総合大学院をつくらうとするときにその学部はこれに入れなという点が問題となる。
- そのような形だと、各地区の母体となる学部の教育は薄弱となるのではないか。学部内に連合大学院に参加する教官と不参加の教官がいると、内部の調整がむずかしいのではないか。
- 基礎学部のある所は有利になるが、これがな所は不利になる。母体がない大学の整備は遅れることになる。その他教官・学生の移動旅費の件もまだ解決しておらず、連合大学院についてわれわれが疑問としていた点が解消されていない。
- このようなシステムだと学内でごたごたを生ずることになる。
- この連合大学院の構想案に関する問題点については、明日の総会の際に報告することにした。

概ね以上のような意見交換が行われたのち、関連して助手の待遇改善問題、不完全講座の充実問題等に関し若干意見が交され、本日の議事を終了した。

日時 昭和54年6月20日(水) 10:00~12:15

場所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 香月副会長

北村委員長

吉田, 前田, 金勝, 秋田, 井上, 川上, 館, 橋爪, 山田,

須田, 谷口, 小坂, 幡, 具島, 岳中各委員

第1 常置委員会

北村委員(新潟大)が座長に推薦され、同委員司会のもとに開会した。ついで、各委員の自己紹介があったのち議事に入った。

【議事】

1. 委員長の選任について

まず、委員長の互選を行い、従来の慣行等確認のうえ協議した結果、北村委員が前回に引き続き委員長として選出された。

2. 今後の検討課題について

議事に先だち、本委員会のこれまでの審議経過について概略説明があったのち、次の諸問題について協議が行われた。

(1) 大学院問題について

このことについて委員長から次のような経過説明があった。

昭和24年に発足した新制大学においては、博士課程の整備拡充が長い間の懸案になっていた。他方、既設の博士課程を持つ大学においても、新しい学問的要請に応じた総合的な研究教育を行い得る新大学院の設置が近年の課題となってきた。連合大学院構想と総合大学院構想は、それぞれ以上の前者と後者の問題の上に成り立つ大学院の改革案であり、国大協はその創設のために従前から継続してバックアップしている。

総合大学院については、旧七帝大を中心に構

想が進んでおり、見通しも明るい、連合大学院については種々問題点が残されている。前回、東京農工大学の川村教授から、関東地区の農学系連合大学院構想について、同創設準備室で作成された資料をもとにご説明頂いたが、運用面で例えば、①教官任用について、②学生、教官の大学間移動について、③連合大学院による予算吸い上げとその波及効果について、④拠点大学の負担増について、などの問題点がある。

国大協としては今後審議し、かつ大学側の意向が十分反映して実現されるようバックアップしていくことになる。

以上の説明に対し、次のような意見交換があった。

- 関東地区の農学系から連合大学院についての要望書が出ているのであれば、当然これについては国大協にも関連があるということになる。
- 前述の要望書は、現在文部省で留保されているので、暫く静観することとし、必要が生じ次第検討を開始することとしたい。
- 工学系も農学系に準じて連合大学院を創ることになった。ところでそのうち農学系については、既に文部省及び国大協に要望書を提出しているが、文部省は、その内容に関して、従来のような講座単位のものでは、旧体制の上乗せにすぎないという理由で消極的な

見解を示している。

- 連合大学院の内容については、十分整備されたものでなければならないので、学位審査だけの大学院にならないように注意のうえ要求していきたい。
- この問題については枠組だけの決定なら別であるが、実質的なことは、具体的な問題が出てこないと検討できないのではないか。なお、この問題は関心のある学部が中心になって、分科会方式で検討すればよいと思う。
- 連合大学院については、農、工学系の問題であるが、大学間で処理出来ない問題もあるので、最終的には、やはり国大協レベルで検討を進める必要がある。文部省から、具体的な実施案を提示されてから国大協として対応するのは遅いので、問題点については、あらかじめまとめておく必要がある。そういう意味で、現在農、工学系に対し、具体的な計画案の提出を要求している。

既ね以上の意見交換が行われたのち、委員長から次のような提言があり、了承された。

現在、文部省には要望書が出されているが、それとは別に国大協の立場から連合大学院（農工系計画案）についての文部省の考えを伺ってみることとしたい。

(2) 放送大学について

このことについて委員長から次のような経過説明があった。

このことについて国大協は協力を依頼されているが、種々問題点があり、特に放送大学と国立大学との関連が不明確である点に問題がある。国大協としては、文部省直轄ということは望ましくないので、そういう趣旨の要望書を出している。

ついでこれに関して、放送教育開発センターとの関係、通信教育との関係、四年制大学への編入の問題、教育内容の問題などについて意見の交換が行われた。

(3) 技術系職員の処遇改善について

このことについて委員長から次のように述べられた。

この問題は、専門官制度問題小委員会（第1常置と第6常置の合同小委員会）で検討されてきたもので、その内容の大筋は、大学が研究教育面の技術者として優秀な人材を確保することは大事なことであるので、これらの者に対しては一つの職群として別途の俸給表を設定して、その待遇を改善することが妥当であるというものである。そのような趣旨から、その構想を付して関係方面にこれの実現方を要望したが、この問題の結論を得るには、なお2年位かかると思われる。なお、これのアフターケアは第6常置が当たることになっている。

(4) 助手問題について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

この問題は、現在の組織制度の枠内では根本的な解決の出来ない性格のものであるが、当面少なくとも研究助手に関してはその数の20%位について講師振替えまたはそれ相当の待遇改善の措置を講ずることにするということで、助手問題小委員会（第1常置と第6常置の合同小委員会）において一応の結論を得た。そして、これに関する具体的な改善案の作成については第6常置で検討することになった。

(5) 外国人教師の大学教官採用に関する問題について

このことについて委員長から次のように述べられた。

外国人教師を国立大学の教官に採用する問題であるが、これには学術・研究の国際化という趣旨のほかに、定住外国人の団体からの差別撤廃の要求という問題も含まれていて複雑な点がある。学問の交流という観点からすれば、立派な外国人教師を国立大学教官に採用することには十分な意味がある。しかし、その場合に起ってくるメリットおよびデメリットについて十分検討しておかなければならない問題であると思っている。

(6) 講座の組織と教官定員について

このことについて委員長から次のように述べられた。

講座組織については当面、不完全講座の是正

および大講座制の教官組織などが検討課題になると思う。ただ、この教官定員の問題については、国家公務員総定員法との関連もあるので見通しが困難である。大講座制の問題については、各大学各様の構想が出ているようであるが、まだ、これからの問題である。これについては、今後各大学に対するアンケート調査を依頼するなどして、資料収集面から開始することとしたい。

(7) その他

今後の審議事項に関連して獣医学教育の問題も取り上げてもらいたい旨の要望があった。

以上をもって閉会した。

日 時 昭和54年6月20日(水) 10:00~12:00

場 所 国立教育会館第7研修室

出席者 若槻委員長

伊藤、大塚、帷子、宮島、斉藤、谷、辰野、五十嵐、丸井、三上、脇坂、林、深瀬、平木(代:俵)、浅原、蟹江各委員

第2 常置委員会

議事に先立ち、若槻委員(大阪大学長)が座長に推薦され、同委員司会のもとに開会した。ついで、各委員の自己紹介があったのち、議事に入った。

【議 事】

1. 委員長の選任について

まず委員長の互選を行い、若槻委員が委員長に再任された。

2. 今後の検討課題について

(1) 昭和55年度共通第1次学力試験関係について

① 昭和55年度共通第1次学力試験に関する申入れについて

このことについて若槻委員長より次のとおり述べられた。

昭和55年度の共通第1次学力試験の実施については大綱は前年度と大差はないが、その細部については改善を要する点があると思われるので、次の5項目について大学入試センター所長宛に要望書を提出することにしたいのでご審議を願いたい。これについて種々意見交換の後、下記内容の申入れをすることが了承された。

(要望書)

1. 試験場の設定等については、各大学からの意見を可能な限り尊重されたいこと。
2. 試験実施の細目については、大学入試センターからの指示は必要最低限にとどめ、各大学の実情に応じた対処にまかせられたいこと。
3. 大学入試センターからの指示で統一することが必要と考えられる事項についても、更に吟味を加えて頂きたいこと。
4. 昭和54年度には、受験生をその在学した高校のある都道府県で受験させた結果、共通第1次学力試験実施の負担（精神的、労力的ならびに財政的）がいくつもの都道府県で特に過大となった。このような事態は入試を無事に行うのに適当でないばかりでなく、特定の都道府県にある大学にのみ、他よりも特に過重な負担を強いることは避けねばならないので、より広域的な視点から受験生を割り振る工夫が必要になった。至急検討のうえ昭和55年度の府県別受験生割当てから改良せられたい。
5. 各大学での共通第1次学力試験実施に必要な経費は、すべて支給せられるよう努力されたい。

(追記) 第4項の要望について、具体案の検討には第2常置委員会小委員会において協力の用意がある。

② 大学入学者選抜実施日程について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

共通第1次学力試験の実施期日については、昭和54年度の際にも問題があり、第2常置委員会と大学入試センターとの間で十分検討した結果、できる限り時期を繰り下げる措置をとった。しかし、高校側からこれを更に繰り下げて

ほしいとの要望が出ている。これは簡単に調整できない事情があるため、55年度については前年度同様の方針としたが、今後検討を要する問題である。

この問題について協議の結果、合格発表が3月20日という前提があることから、共通第1次学力試験と個々の大学の第2次試験との日程の組合せなど種々問題はありますが、全大学の意見を伺い今後十分検討したうえで改善できるところは改善するという事になった。

③ 私立医科大学の共通第1次学力試験参加申入れについて

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

この問題については新聞紙上にも報道されているように、一部の私立医科大学から共通第1次学力試験に参加の申入れがあり、前総会においてこの問題は第2常置委員会でその可否について検討してほしい旨の要請を受けた。そこで早速検討したが、種々困難な点があり、未だ結論に至っていない。

この問題について協議の結果、このことは私立医科大学ばかりでなく他の私立大学にも波及が予想されることや、共通第1次学力試験は全国一斉に行われるため一部地区で問題が起きた場合、全国に波及することが懸念されることなど種々問題があり、現在の共通第1次学力試験制度の下では直ちに参加を認める訳にはいかないが、今後同様な加入申込みがあれば、小委員会において検討し考慮するという事になった。

④ 私費留学生の入試について

初めに委員長より次のような報告があった。

「留学生問題を考えるグループ」という団体から、私費留学生の入試に関して改善措置を講

じてほしいとの要望が再三きている。このグループの考えとしては、共通第1次学力試験は、日本人学生を対象とするものであるから留学生には適用すべきでなく、留学生には現在、私費留学生統一試験制度があるので、その成績によって判定してほしいというものである。

この問題について協議の結果、共通第1次学力試験は日本の国立大学において修学するのに必要最低限の学力を検査する試験であるので、入学してからの事を考えた場合、特別の配慮を施した方がよいかどうか疑問であるとの意見もあったが、私費留学生の入学後の成長度は、個人差によることも大であるので、各大学で私費留学生の事情をよく考慮してそれぞれ対処すべきであろうということになった。

⑥ その他

新学習指導要領が昭和57年度より高校で実施されることについて協議され、これについては各大学においてどのような影響がでてくるか意見を伺い、慎重に検討するという事になった。

次に、一部委員の交代に伴い小委員会の構成を次のとおりとすることが了承された。

若槻委員長（大阪大）、帷子（弘前大）、大塚（宮城教育大）、斎藤（東京工業大）、丸井（名古屋大）、片山（岡山大）各委員
肥田野（東大）、安倍（東京外語大）、扇谷（大阪大）各専門委員

第3 常置委員会

日 時 昭和54年6月18日（月）13：30～16：00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

小池、木下、岡本、坂本、福井、古屋、加藤、豊田、桑原、水野、南、三谷、永松、古川各委員
粟冠専門委員

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

前回の委員会（54.1.23）で、当面の検討課題として、①課外活動施設の整備充実の問題、②留年問題、の二つが考えられるが、まず、①の問題を取り上げ、これの見通しがついた段階で②の問題に取り組むという結論に達し、課外活動施設の問題について種々議論頂いた。その際、この問題については施設の基準面積の拡充その他で第4常置委員会と共通するものもあるので、第4常置の意見を伺ったうえで合同会議を開催し、その席に文部省の関係官を招き意見

を開く、ということになった。

それで文部省学生課長に出席願い、去る5月14日に合同会議を開催し、厚生補導施設の問題に関して文部省の見解を聞き、種々意見の交換をした。その折、文部省としては、教育研究施設の整備、新設医科大学の施設整備も進んできたので、これからは課外活動施設についても力を入れたい、という考えを示した。

このように委員会で何度か基本的な問題について審議を重ね、また文部省の見解も聞いたので、本日はこれらを踏まえて、課外活動施設の整備充実の問題についての今後の作業の進め方

について、具体的に協議を進めて頂きたい。なお、明日開催の総会に提案予定の第4常置と共同の要望書の審議の件もあるので、これもよろしくお願ひしたい。

【議 事】

1. 厚生補導施設に関する問題について

このことについて委員長より次のように述べられた。

大学学術局学生課で出した「国立大学における厚生補導に関する基準的な施設・設備」（昭和40年）で示されている基準面積の拡大を含めて、課外活動施設の拡充整備を図るため、前回委員会でも協議したように、実務的には、一つには実態を踏まえた協議の必要性からそのための実態調査、また一つには大学側の管理運営方式の調査研究、の二つは欠かせないと思われる。その他にお気づきのものがあれば提案頂くとして、本日は具体的拡充に向けての進め方についてご協議頂きたい。

ついで次のような意見の交換があった。

- 今回までの当委員会での審議内容を整理してみると、課外活動施設については次の5つの問題があるように思う。
 - ① 基準面積の総枠の増加
 - ② 複数キャンパスの場合の扱い
 - ③ 個別部室の問題
 - ④ 共用サークル棟の問題
 - ⑤ 大学会館の問題

本日の協議の手順としては、まずこれ以外に問題点があれば追加願ひ、これらについて個々に検討し詰めていったらどうか。その他前回委員会でも話題に上った自治会室は、課

外活動のための部室と一緒に議論する問題ではないので、今回は一応検討外ということにしたい。

- その他に管理の問題がある。
- ご指摘のとおり、これとは別に管理の問題がある。本来的には施設の問題を検討する前に、大学として、課外活動に対する基本的な考え方が詰められねばならないが、これについては一応おいておくということになっている。
- しかし逆に、長期的観点に立ち、大学教育の一環としての課外活動の位置づけができれば論点も明確になろう。そして次第に現実を是正する方向に持っていく。そうすれば必然的に管理運営についても方向性がでてくる。現在の大学の実態に囚われると、困難な途を歩むのではないかという危惧を感じる。
- 現在の学生生活にあっては、課外活動は重要な位地を占めているので重要視されねばならない。しかし理想像から追求すると現実との間に大きな隔たりが生じよう。要望の際、管理について触れていないのでは迫力を欠くので、当委員会では必要最低限の議論の必要はある。
- 管理運営問題は、その対象（個別部室、共用サークル棟、大学会館）によって異なるので、個々について議論の要がある。
- 基準面積の総枠の増加のためには、まず基準面積の充足率等について、各大学の実態を調査する必要がある。
- 大学によっては課外活動施設として、旧軍関係の施設等（木造建築）を使用している。その場合、面積は案外広く、多分基準面積を越えていよう。これらの大学の場合、新しく施設をつくる際、既得権と現行の基準面積と

の間で問題が発生することも考えられる。

- 実態調査をしても、正確に現状を把握するのは困難である。今回は当委員会委員の大学に限定して実施したらどうか。これでも、ある程度の実態はわかると思う。
- 複数キャンパスの場合、キャンパスごとに施設の設置が可能と聞かすが、実際はどうか。
- 私のところは複数キャンパスだが、その中の三つには、体育館・学生会館が設置されている。他の複数キャンパスを持つ大学も、ほぼ同様だと聞いている。
- 私のところは二つキャンパスがあるが、一つの方は教養部があり体育が正課になっているので、体育関係の施設として課外活動にも使用できるものをつくるのは割に容易である。しかし、正課体育を含まない学部の場合の場合はこれがむずかしい。
- 私のところは医・薬・医療短大の共同利用という名目で、割合大きな体育館が設置された。部室については正課にあるものはつくってくれた。
- 文部省学生課の説明では、学生数に応じて施設をつくる、ということであったが、複数キャンパスの場合、分散して設置されるので不自由があるのではないか。
- 正課体育のあるキャンパスには体育館を設置してくれる。また部室についても器具庫等の名目でつくっているのが多いはずである。このように体育系については余り問題はない。問題は文科系である。この場合はサークルの共同部室という名目で申請するわけだが、認められても基準面積より小さなものになってしまう。
- 学生課の説明では個別部室はむずかしいとのことであるが、学生の要求を聞くと、共同

利用的なものもさることながら、個別部室も必要と考えられる。

- 部室と大学会館との関係だが、私のところは新築された大学会館があり、その中には共用部室もあり相互に使用している。しかし個別部室も旧軍関係の建物に残っており、それは特定のサークルが使用している。課外活動施設としてはこの二つが考えられるが、当委員会ではどう進めるのか。現状を見ると、大学会館の形の方が相互にうまく運営でき、使いやすい。個別部室だと、基準面積が仮に増加しても、80サークルもあるので、その運用・管理面で非常に困難があろう。
- 私のところの例であるが、課外活動施設の現状と計画中のものを含めて説明し参考に供したい。

私のところは昭和42年に学生会館が完成したが、その後4年ほど紛争の影響で使用できなかった。しかし現在では、学生との間に合意をみて、文科系サークル（芸術系も含む）の共用施設として機能している。学生会館が設置されるについては、長い年月にわたって、学生の合意を得た管理運営規則を作成し、文部省の了承を得て予算がつき建設できた、という経緯がある。また、現在、体育系サークルの共用施設についても同様の手順で進めている。共用施設を利用できるのは、大学の公認したサークルであり、これには顧問教官が必要である。顧問教官のいないサークルは同好者の集まりとみなしている。

旧学生部の木造建築を使用し、いくつかの部室が入っているが、新しく研究施設が新築されるに伴い、従来使用した建物（鉄筋）があくので内部を改造して部室として使用することになった。これについても、学生および

文部省との折衝を経て予算がついた。ここへは、旧学生部建物に入っていたサークルから入れる予定だが、もちろん管理規則にそって使用してもらう。

- 最後に話のあった施設は、名目上、共用施設だが、特定のサークルが特定の部屋を使用する施設のことか。
- 実質的には個別部室である。これらのサークルは既に旧学生部建物に入っている。しかしその中には顧問教官のいないサークルもあるので、新しいサークル棟に入れるのは、顧問教官がおり、なおかつ、入るについて学生と台意したものを許可するわけである。
- 入れるについては期限を決めるのか。
- 現時点で顧問教官がおり大学が承認したサークルは、将来とも特定の部室を使用できるわけである。
- 管理にあたる大学職員はつくのか。
- 職員はつかない。学生に規則を守らせ、自主性に委ねる。しかし、キャンパスの中には全般を管理する宿直室は設置している。
- 基準面積の中でやっているのか。
- 正確なところは今、わからない。
- 最後の例は、大学の管理運営体制が整備されれば、個別部室を総合した建物の設置が可能と解釈してよいか。
- ただこの場合、旧研究棟が改造すればまだ使用可能であるという特別な条件がある。更地に新設は困難と思うが、これは実質的には個別部室であるので、文部省もそれを認めた、ということになる。
- 今、具体例の説明があったので、私のところも概略を説明し参考に供したい。

私のところは、学生組織の面で、学生サークルと学生自治団体がおり、これが組織を二

分している。学生自治体としては、「〇〇大学における学生の組織および連絡会に関する要項」という学内規則を作り、クラスを母体とした学生の自主的組織である「全学学類専門学部代表者会議（一般の全学自治会に相当する）を作らせている。これについては学内の公の機関とみなし、大学は学生を有力・不可欠な構成分子とし、学生の意思を表明する団体として把握、組織運営経費についても物品供与という形で援助している。その他、部屋や会議室の使用等も考慮している。

また、課外活動団体は現在 120 数個ある。課外活動団体の承認を受けるのは、最終的には学長許可だが、要件として学内の専任教官を顧問教官とし会員名簿をそえて提出する必要がある。これらが課外活動団体として学生の意思を形成する。これらのサークルは、体育・文化・芸術系のいずれかに所属するわけだが、この三系ごとにその代表者を選出させ、各系の代表者の集まりとして「系別責任者会議」をつくらせて、系にかかる諸問題の処理については学生の自主的組織で解決にあたらせ、また大学に対しても折衝できる、という組織体になっている。なお、認定した団体は、援助育成の対象にしている。

三系のうち、体育系は性質を異にするので「体育会」という名称をつけているが、残りの二つの系は「代表者責任者会議」という名称で活動している。

サークル会館の管理運営は、厚生補導担当の副学長がその長だが、大学の教職員で構成する「サークル会館運営委員会」があたっている。その諮問機関としては「管理運営委員会」が設置されている。しかし実質的には、日常業務的事柄は学生の課外活動団体組織

が、重要事項は管理運営委員会があたっている。サークル会館の運営は体育会と系別責任者会議が共同して、年度初めに年間の使用計画を立案する。立案にあたっては、課外活動団体の組織が自主的に、相互の利害の調整をはかりながら決める。大学は、この使用計画を提出させ、特に支障がなければ許可する。このように、実際のサークル会館運営は学生自身に委ねる、というのが建前である。サークル会館の大部分は共用部室という形で使用されているが、中には楽器を持つサークル、または防音装置の部屋等は、学生の組織内部で調整がつけば、実質的に特定のサークルが専有するのも認めている。

サークル会館の他に大学会館があるが、これには課外活動に使用する部屋はない。教職員が優先して使用している。ただし、小ホールが設けられているので、音楽会・映画会等の催しは、支障なければ、使用料を支払いのうえ、学生にも利用させている。

- サークル運営委員会と学生の使用計画が衝突した場合、教官側の主張を学生は聞くだろうか。というのは、私のところでは体育系は教官と衝突をしないので公認しているが、文科系の中には極論すると大学と衝突することこそサークル活動だとみなすものもありうるわけである。そうすると、可能性として、特定のセクトが文科系サークルの協議会のようなものに乗っ取り、大学と対抗する懸念がある。また、大学は公認サークルに対し援助するので、その運用が協議会のようなものに委ねられているとしたら、間違った方向に運用される懸念もある。そうした時に、その委員会で学生を押えることが可能であるか懸念を持つわけである。

- そのようなことがないことはない。これは各大学共通の悩みであろう。
- 一番問題なのは文科系サークルである。大学の管理体制としては、公認の条件は困難な問題であるが、ある基準の下に許可し、個別部室にして責任を持って使用さすほうが良策である。そうすれば責任も明確化できよう。現在、文部省の方針としては共用施設ということだが、共用の形で長期にわたって運営すると、次第に無秩序化する危惧を感じる。当座は共用の形で運営し、次第に仕切る等して、個別部室化したほうがよい。
- 管理面からいうと、私のところは細かい使用上の規則があり、違反した場合、使用禁止等の罰則を設け、そういう面での危険に対処している。
- 逆に、個別部室になると立ち入りが困難である。共用施設でないと管理は困難ではないか。
- 今、私のところで学生会館設置の話があるので、大学学術局学生課で出した「国立大学における厚生補導に関する基準的な施設・設備」を調べてみた。するとその中の付表1の課外活動施設の中に「学生事務室」というのがある。これは読み方によっては自治会室のようにも読める。これでは困る。この基準は大学紛争前のもので、現状とマッチしない表現と考えるので改めてほしいと思う。また、名称についても、文部省は大学会館なのか、学生会館なのか、見解を出してほしい。
- 現実問題として、大学会館でないと予算はつかない。
- 大学は学生のため、少しでも施設増加をと苦心しているわけであるが、最近の定員削減に関連し、施設増があっても人員がつかない

い。この辺施設拡張ばかりでなく、要員配置の点の配慮も必要である。

概ね以上のような意見の交換があった後、委員長から今後の審議の進め方について次のように述べられた。

いろいろと問題点も指摘頂き、また大学の具体例も出たので、この辺で小委員会を組織して、今までの協議を踏まえて親委員会へ原案を出すようにしたい。ついては次の総会で常置委員会の組み替えがあるが、教員委員・専門委員の交代はないので、水野委員を中心に小委員会を組織し、問題を詰めていきたい。これについては新メンバーでの委員会の際、追認を願いたいと考える。

2. その他

委員長より次のように述べられた。

明日の総会に、本委員会と第4常置との共同で提案する要望の中に「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書」がある

が、これは新しく提出するもので、その他は例年どおりのものである。この基準面積の改正に関する要望書を今回提出することにしたのは、去る5月14日開催の第4常置との合同会議の際、文部省学生課長からこの問題について検討する用意がある旨の発言があり、またその後開催された特別会計制度協議会の席上においても教育施設部計画課長および学生課長から同様の趣旨の発言があったので、この際これをプッシュする意味で一応国大協としての意思表示をしておいた方がよいと考えたからである。それで山岡第4常置委員長とも相談して急遽別紙のような要望書を作成し、理事会に提案して承認を得た。ついてはこの内容についてご意見を伺いたい。

ついでこの要望書案についての協議が行われた結果、今回は総論的なものであり、今後改めて具体的な要望書を提出することとして、この原案のまま提出することが承認された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3 常置委員会

日時 昭和54年6月20日（水）10：00～12：00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 広根委員長

小池、岡本、福井、古屋、加藤、豊田、吉田、南、三谷、岡、大賀、古川、中村、木下各委員

議事に先立ち、広根委員（山形大学長）が座長に推薦され、同委員司会のもとに開会した。

【議 事】

1. 委員長の選任について

まず委員長の互選を行い、広根委員（山形大

学長）が委員長に再任された。

2. 「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書」について

このことについて広根委員長から、次のとおり述べられた。

昨日の総会に「厚生補導に関する施設の基準

面積の改正についての要望書」を、第3常置委員会と第4常置委員会で共同提案した。これに対し、その文案の修正意見が出されたが、第4常置委員長としては、原文のままでもよいという気持が強いようである。その背景は、この要望書は、これから具体的要望を行うにあたっての手始めのものであること、これから予算編成も始まろうとしている時期であるので早目に文部省学生課の方へ提出したいということ等の事情によるものであろう。それで、本委員会として、これをどう処置したらよいかについてお諮りする。

これについて協議の結果、この要望書(案)の「適当な規模」という表現の中には、大学地域の特殊事情等を含んでいると思われるので、原文のままでも差支えないのではないかとの結論となり、委員長が、その旨を第4常置委員長に伝えることにした。

3. 委員会の今後の審議について

広根委員長から、概ね次のとおり述べられた。

第3常置委員会としては、今後、課外活動施設の拡充整備について検討を続けたい。この問題については、サークル部室がどうしても共用施設では具合が悪い場合はどうするかという問題や学生会館の一部を部室に使う場合、大学としての管理運営をどのようにすればよいかというような問題等があり、それらの点を検討したうえ原案を作成する作業に移りたい。

ついで、概ね次のような意見の交換が行われた。

- 課外活動施設は、学生の人間形成のためのものであるから、政治活動的なものが入り込まないように注意しなければならない。
- 単に日本の実情だけでなく、海外の事情を調べてみてはどうか。その方が要求する場合にも説得力がある。
- 課外活動施設の問題については、国有財産の管理者として、というような立場で考えるのではなく、大学教育にどうしても必要であるということを強調したい。課外活動の実態を調査し、一貫して課外活動を重視する立場を第3常置委員会としてとった方がよい。
- 夏休みに作業を進めるのは結構だが、各大学の実態を踏まえておかなければ、議論が進めにくいので、まずアンケートを実施した方がよい。例えば、①学生会館はどのように利用しているか、②サークル共用施設はどうなっているか、③部室の利用の実態、等をアンケートすればよい。
- 地域の特徴も、アンケートを実施すれば把握できる。そのうえで議論した方がよい。

概ね以上のような意見交換ののち、今後の審議方法については、夏休みにアンケートを実施し、それを踏まえて秋に委員会を開催して検討することとなった。

日 時 昭和54年6月20日（水）10：00～12：00

場 所 国立教育会館大会議室

出席者 山岡委員長

村尾、岡路、大池、渡辺、吉田、野村、柳田、鈴木、吉利、
桑原、百々、筒井、綾部、吉武、池田、勝木各委員

第4常置委員会

議事に先立ち、山岡委員（高知大学長）が座長に推薦され、同委員司会のもとに開会した。ついで、各委員の自己紹介があったのち議事に入った。

【議 事】

1. 委員長の選任について

まず委員長の互選を行い、その結果、山岡委員が委員長に再任された。

2. 「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書」について

初めに委員長から次のように述べられた。

今後の審議事項について協議頂く前に、「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書」について審議して頂きたい。昨日の総会でこの要望書（案）について説明したが、これに対して、この文中に、「厚生補導施設の基準面積は、地域性と大学の特殊性を考慮して決定するよう」という文言を盛り込んだらどうかとのアドバイスがあった。しかし、基準面積改定の問題は、まだ審議が始まったばかりで十分に審議していないし、また、この問題は多面的で、課外活動施設、厚生施設の問題を含めての問題であるため、第3常置委員会と第4常置委員会の合同小委員会を設置し、これから漸次詰めていく段階にある、という事情がある。

それと、先の第3、第4常置委員会合同会議で、文部省の学生課長にも出席頂き、厚生補導

施設の基準面積改正の問題について話し合いを行った際、学生課長は前向きに検討する姿勢を示していたので、今の段階で基準面積改正についての要望の意思表示をしておけば、文部省の中での予算獲得にも有利であると思う。

ついで、次のような意見が交換された。

- 「地方の大学の特殊性」ということは、施設全般にわたる問題であって、厚生施設に限る問題ではない。アドバイスがあったように要望書に書くとしても、「なお書」の方がよいと思われる。
- 医科大学などの学生定員の少ない大学では、学生定員だけであれだけの厚生補導施設はできない。学生定員の少ない大学の基準面積は学生定員だけでなく、おそらく別の基準があり、学生定員だけで全てを割り切ってしまうというのではないと思う。総合大学においても、基準は学生定員であるが、そのほかA、B、Cのようにランクがあって、それで施設の面積を算出しているということもある。しかし、当面はその底にある基準、つまり学生定員1人当りの積算だけでももう少し増すことを要望する要がある。
- 要望書を文部省に提出する際には、地域性と大学の特殊性を考慮に入れてほしいということは十分に説明する。また、第3常置委員会では、要望書は文面どおりでよいと言っている。
- 文部省の教育施設部、学生課も基準面積改

正には前向きの姿勢なので、そのバックアップのための要望書であり、個々の大学のためのものではない。そういう意味で説明し納得して頂き、この要望書を出したい。

概ね以上のような意見交換があり、要望書は原案通り文部省へ提出し、地域性と大学の特殊性を考慮されたい旨口頭で説明することとした。

3. 今後の検討課題について

最近数年間の本委員会の審議事項を基に、次のような意見交換が行われた。

(1) 学生の教育研究災害傷害保険について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

この制度を実施してから既に4年を経過したが、まだ大学院問題について注文が出ている。また、この制度の改善についても、発足後4年を経過して再検討の時期を迎えいろいろな要求もあると思うので、それらをとりまとめる必要がある。更に、課外活動の際の傷害保険も審議したいと思う。

以上の説明ののち次のような意見交換があった。

○ この制度が発足したいきさつは正課活動におけるものであって、課外活動は除外してある。課外活動は、責任をもってその範囲等を定めることができないし、保険料を決める基礎の算定もしにくい。しかし、正課活動はその見通しもついたし、保険料を割り出すこともできた。災害傷害保険は危険度で入っており、課外活動には各種のものがあるので、それを混同したらどうにもならないというのが

出発点である。この制度の実施後、国大協、文部省で調査したところ、あれだけの保険料にしなくてもやっていけるのではないかという結論が出た。4年間の実績をみると、あの保険料でまかなうだけの実績は出ていない。保険会社のもうけ過ぎという見方もあるが、慎重に取扱わなければならない。

○ 一度学徒援護会の理事と会って話を聞いた。先方もこの制度について考えていることは確かで、若干の手直しは必要だと思う。大学院生の問題、放射線事故、フィールド調査の際の事故とか、いろいろな問題を詰めたいので、原案が出たら学徒援護会の意見を聞いて進めていきたい。

(2) 大学保健管理施設の増加充実について

このことについて次のような意見があった。

○ 高校では養護教員がついているのに、大学には配置されていない。これは制度上おかしいと思うので、この点もお考え頂ければと思う。

(3) 大学および大学院の奨学制度の拡充について

このことについて次のような意見があった。

○ 物価も値上がりしているので、奨学金ももう少し額を増やしてもらいたい。

○ 奨学金は授業料と連動している。奨学金を上げるかわりに授業料も上がっているのは問題がある。

(4) 共同利用研修施設について

このことについて次のような意見交換があった。

○ 国大協としては200名収容規模のものを要求しているが、現実には100名程度のものとなっている。最近名古屋大学にできるのも100名である。

- 施設の主管大学に管理運営費のことで過重な負担をかけないように参加大学も協力すべきであろう。
 - 東北地区に共同利用研修施設を作るというのが当面の課題だが、主管大学は弘前大学以外には考えられないのではないか。その地区の大学が共同で管理運営費を負担するようにすればよいのではないか。
- (5) 学寮問題について
- このことについて次のような意見交換があった。
- 現在、老朽寄宿舎の改築が漸次進みつつあるが、まだ73の老朽化した学寮が残っている。学寮の改築、新築には管理運営を確立するのが基本であるが、学生相手の交渉がむずかしい面がある。また、1人部屋が最近の学生の志向であり、更に学寮と食堂との関連が問題として残っている。
 - 学寮の光熱水料の負担区分や炊夫の人件費

の扱いは大学によって異なっており、大学によっては文部省、会計検査院から、基準に合致していないと指摘されている。これを基準通り学生の負担に切り換えるのはむずかしい。しかし、懸案で現実的な難問である。

- 学寮の新設の概算要求をする場合、大学に学寮委員会があることが必要条件か。
- 学寮規定などに教官側の委員会に関する規定を盛り込む必要がある。
- 学生との間の協議機関を設けるのはよいが、責任を大学側がとれる体制でなければならない。

(6) 福利厚生施設の基準面積の改定について

このことについて若干の意見交換があったのうち、山岡委員長より、これまで提起された事項については新たに問題が起こったら取り上げて検討することとし、現在のところは配付資料の1～6の問題について検討することとしたい旨述べられ、本日の議事を終了した。

日時 昭和54年5月14日(月) 13:30~16:00

場所 学士会分館8号室

出席者 (第3常置委員会) 広根委員長

木下、岡本、坂本、古屋、加藤、豊田、高瀬、桑原、南、岡、大賀、永松各委員

粟冠専門委員

(第4常置委員会) 山岡委員長

村尾、岡路、大池、渡辺、吉田(久)、林、鈴木、吉利、吉田(徳)、百々、谷口、吉武、池田、中村各委員

井上臨時委員

(文部省) 石井学生課長、他2名

第3・第4常置委員会合同会議

開会に当り、まず広根第3常置委員長より次のように挨拶があった。

本日は、厚生補導施設の問題についての説明のため、文部省から石井学生課長にご出席頂いた。第3常置においては目下課外活動施設の整

備充実の問題を審議しているが、第4常置においても現在福利厚生施設の基準面積の拡大の問題を扱っており、両者共通の問題があるため、本日は両委員会合同でお話を伺うことにしたのでよろしくお願ひしたい。

ついで山岡第4常置委員長より次のように挨拶があった。

福利厚生施設の拡充については各方面からの要望もあって、本委員会での問題を検討することになったが、この問題は課外活動施設の問題とも密接に関連する。それで、第3常置とも連携をとりつつ検討を進めてきたが、この問題を取りまとめるについては文部省側の考えをもきく必要があるので、過般その旨を学生課長に伝えた。その際、学生課においても厚生補導に関する施設の見直しをしているとのことであったので、今回これの現状と将来の展望についてお話を伺う機会を設けたわけである。そのような次第であるので実のあるご討議をお願いしたい。

【議事】

1. 厚生補導施設に関する問題について

まず、石井学生課長から、配付資料（厚生補導関係施設関係資料）を基に次のような説明があった。

(1) 厚生補導関係施設の現状について

1) 大学会館の設置状況

34年度以降53年度までに46箇所設置されたが、43～50年度の間は学園紛争の関係もあって殆ど設置されなかった。

2) 昭和50年度以降の文教施設整備費によるサークル共用施設の設置状況

現在10大学に12施設が設置されている程度で不十分な状況である。

3) 国立大学の地区共同利用合宿研修施設の設置状況

国大協から各地区に2～3箇所設置の要望があるが、現状は12箇所である（東北

1、近畿0）。そのほかセミナーハウスが東京八王子と京都にある。

4) 学生寄宿舎の現状

現在、新規格の寮が20（収容人員6,793）、RCの寮が177（高専等を含む）（収容人員46,743）、その他の寮93（附属学校を含む）（収容人員9,691）、計290寮（収容人員63,227）となっている。

5) 国立大学の老朽寄宿舎の改築状況

旧寄宿舎31寮、新寄宿舎21寮を改築した。大学側と話し合いのついたところは改築を進めている。

6) 国立大学の老朽寄宿舎の状況

29大学73寮あり、早い機会に改築したいと考えている。

(2) 国立大学の厚生補導関係施設に対する問題および考え方について

現在、国立大学にあっては、研究・教育面の施設はかなり良く整備されてきた。また新設医科大学の整備も峠を越えたという段階である。そこでこのような機会に学生の厚生補導の充実や福利厚生施設の整備を図るべきではないかと考えている。これらの施設を良くするためには施設基準の改定ということが問題になるが、しかしこれを一挙に行うということについては予算その他の関係もあって困難な面もある。それで本日は、学生生活の場としてのいろいろな施設の基準を上げていくのにどのような工夫があるかということについて若干意見を述べてみたい。

1) 大学会館について

先般行われた東海・北陸の学生部部長会議において、大学会館については独自の基準面積を設けるべきであるとの要望が出されている。これも施設整備のための一つ

の工夫の方法であると思うが、これを現在の福利厚生施設の中に含めて、どの程度にしたらいかを検討することも必要であろう。すなわち、学生の集会のために使う大学会館のあり方についての工夫ということも必要と思われる。

2) 課外活動施設の基準について

これについても、全体の基準を上げるということは困難であるが、一つの方法として教員養成系学部を重点とした整備計画ということも考えられる。教員養成系学部の学生は一般大学・学部の学生と異なり将来教職に就くのがその主たる目的であるので、教育上からも課外活動が必要であるほか、将来職業人となった場合にもその経験、知識が必要とされる。そのようなことを考えると、教員養成系学部については課外活動施設の基準を別個に考えてもよいのではないかと考えられ、またそれによって施設が整備されれば、他学部の学生もこれを利用することができる。施設基準の改正についてはいろいろなやり方があると思うが、さしあたり以上のような措置ができないかということを検討している。

3) 学寮について

学寮については管理運営のことと経費負担区分のことが問題となっている。これについて各大学でも努力されているが、負担区分については、例えば本来学生個人が負担すべきものであるのに、これを大学が負担しているというような事実があるとすればこれは今後ぜひ改めるよう努力して頂きたい。

それから、最近学寮を新築する場合、文部省としては原則的には食堂を置かない個

室方式の寮とする方針で進めている。これに対しては、寮に食堂がないのは不便であるなどの意見があるが、管理の面から学生とトラブルを起こし易い食堂については、これを設けない方がよいのではないかと考えているわけである。しかし、大学の地理的な事情等によって食堂設置の必要条件の高いところでは、食堂設置について格別の工夫を必要とするであろう。いずれにしても各大学に一律のパターンを強いるのは問題であろう。

4) 部室の問題について

大学にはいろいろのサークルができ、学生の方からは部室を設けてほしいとの要求があるが、それを叶えることは財政的その他の事情で限度がある。そこでサークル共用施設の設置という方針で進めている。現在、サークル部室はプレハブ建築や老朽建物の転用等のものが多いが、これには問題があるので、学生ともよく話し合って共用施設設置の方向で解決を図ってほしい。学生の生活の場の面からすると、大学の設備の現状は不十分であり、これを改善するには基準の引上げや老朽化したものの改築などが必要だが、その改善策を伺いその方向に沿って努力したいと考えている。

厚生補導関係施設に関する考え方について概ね以上のような説明があったのち、関連して今回の国鉄運賃値上げに伴う通学定期料金の引上げについて次のように説明があった。

これについては、運輸省から運輸審議会へ36.9パーセントの値上げの申請がなされていたが、これは上げ幅が大きすぎるので文部省事務次官名で運輸省に対し、このような大幅引上げ

は行わないよう要請した。その後も機会あるごとに国鉄、運輸省に配慮方の要請を重ねその結果27.9パーセントの値上げに止まることになった。(通学定期の割引率3.5%引下げを2.0%引下げに止めた)。2年引続いての大幅改定になったが、以上のような事情であるのでご了承頂きたい。

以上の説明ののち広根第3常置委員長より次のように述べられた。

ただいま学生課長より、厚生補導施設全般に亘る現状の説明と今後の施設整備に当たっての考え方を示して頂き問題点がはっきりしてきました。委員各位にはこの際、福利厚生施設、課外活動施設に関する問題について質疑、意見等があれば自由にご発言を願いたい。

ついで次のような意見交換が行われた。

- 大学会館の内容の基準についてお尋ねしたい。これから大学会館をつくる場合、その内容のパターンとしてこういうものが必要であるというような考えがあるのであろうか。
- 現在の大学会館はその面積の大半を食堂や売店に占められているという状況にあるが、本来の大学会館は、いろいろな形の集会所ができ、学生相互間または学生と教官の交流の場というような施設であるべきではないかと考える。つまり集会室を中心にしてあと喫茶室くらいを置けばよいのではないかと思う。そのような点から食堂や売店のようなものは別途に考えた方がよいように思う。そういう大学会館を考える場合、最低限度どのくらいの設備があればよいかについてご意見をきかせて貰えれば幸いである。大学における教育、研究と合せて学生生活をエンジョイでき

る場が必要であり、そのような観点から大学会館のイメージを考えて頂けると有難い。

- 例えば大学会館に学生が合宿するような場合には、食堂が切り離されていない方がよいと思われる。
 - 大学会館は集会室本位のものとした方がよいと思う。
 - 東海・北陸地区の学生部課長会議では、3～4年前から大学会館の基準面積の別建設定について検討を続け、昨年11月にこれに関する要望書を提出した。このような構想を考えるに至ったのは、従来大学会館には社交施設、課外活動施設、福利施設等の各施設を設けることが建前とされ、これらの各施設については相互に融通し合いそれぞれの大学に見合ったものを設けるとされていたため、福利厚生施設に重きが置かれると学園内の人間交流の共通の場としての大学会館の機能が薄められる結果になるという理由からである。しかし、福利厚生としての食堂や売店というものも考えなければならないので、その辺の調整をどうするかという問題がある。
- それといま一つは、大学会館を設ける場合に課外活動施設との融通を図ることとされているが、課外活動施設の面積をこれに取り入れると課外活動の方の整備も十分にできないことになる。
- そのようなことから、大学会館内に設ける諸施設やそれらの面積について、新たな視点を加味し会館の基準面積を別建にするとともに、併せて現行の課外活動、福利厚生施設基準面積の有効な計画が図られることを提言、要望したわけである。
- 食堂の経営を財団に委ねるといった形があるようであるが、これの予算はどうなるのか。

財団に資金があるのか。

- その例は筑波大学に見られるが、これは、筑波新大学資金財団といって前東京教育大学同窓会（茗溪会）が資金を集め、これをプールして資金援助をする形のものである。
- 先程の学生課長の話の中で、学生の課外活動施設の基準面積の問題に関して教員養成学部を重点に基準面積の拡大を図りたいとの提言があったが、それはどの程度具体的に検討されているのか。

次に学生の課外活動は顧問教官とのコンタクトもあり、友人や先輩後輩の交流もあって人間的成長に重要な役割を果たしている。それで、文部省も、課外活動施設の抜本的改革を考えて大蔵省に要求し基準面積の拡大を図ってほしい。

- 大学会館が設けられても一番大学が苦慮するところは、それを管理する人の問題である。定員削減の関係もあってこれを管理する職員を配置できない実情である。大学会館については基準の改正という問題があるが、管理運営という面からの人の問題もある。これは大学の規模の大小にかかわらず共通な悩みである。大型の施設の管理のためには最低1人の常勤職員が必要である。それがむずかしい場合には非常勤職員でもよい。定員問題が厳しい折柄むずかしいこととは思うが、厚生施設の充実ということについては職員配置のことを配慮してほしい。
- 先程の課外活動施設の整備についてのお尋ねについては、単に教員養成学部の課外活動施設の拡充だけを考えているわけではない。ただ、一挙に全体の整備をすることはむずかしいので、一つの考えとして私見を述べたわけである。学生課としては大学の管理問題に

関心を寄せていたが、同時に学生の生活の場の改善を図らなければならないと考え、その方策について検討しているのので、国大協の協力を得て基準改正のことも実現したい気持ちでいる。

次に、ただいまの厚生施設管理のための人の問題であるが、定員をつけることは目下の状況では困難である。それで、考えられる方法としては、運営費で非常勤職員を雇うということである。その点文部省でも最大限努力はするので、大学側としても管理の万全を期して頂きたい。大学会館の周辺がきたない所もあるようなので、業者委託の方法などで清掃するよう配慮してほしい。

- 保健センターの設置は完了に近づいたが、これの教職員配置の状況はどのようであろうか。
- 保健センターについては、本年度は大阪外国語大学と琉球大学に設置することになった。なお、そのほか北海道教育大学、福島大学、和歌山大学の3校が残っているので、まずこれらのところに保健センターを新設することを考えている。次に保健センターの教官の問題であるが、助教授、講師を教授に振替えることについては、漸次実現をみつつある状況である。
- 共同利用合宿研修施設の問題であるが、東海・北陸地区には今度これが設置されることになったが、東北地区はまだ1箇所しかないので新設を考慮してほしい。なお、この共同利用施設の場合にも管理のための定員の問題がある。これの管理要員を供出するのは大規模大学でないとできない。また、これの運営費も設置校が相当持ち出しの状況となっているので、それらの点を配慮して頂きたい。

- 共同利用施設の利用度を高めるためには体育施設の付設が必要であると思う。そこで、既設の施設を含めこれの整備を図るよう配慮してほしい。
- 共同利用施設について体育館等の体育施設が必要ということは同感である。学生課としてもその実現に努力したいが、施設基準の改定と合せその点も国大協として要望してほしい。なお、この共同利用施設の人の面については、要求はしているが実現が仲々むずかしい。
- 保健センターの教官振替えには何か基準があるのであろうか。
- 保健センターについては、その基準をA, B, Cという規模に分けていて、A, B規模については同じように教授(1), 講師(1), 看護婦(1)ということになっている。ところが従前は助教授を最初に配置したので、現在これを教授に振替え、また講師を助教授に振替えるという作業を急速に進めている状況である。C規模のものについては教授(1), 看護婦(1)ということになっているが、純増の形で講師(1)を配置するというように努力している。そのほか、医学部のあるところで教授(1)が配置されていないところがあるので、これについても純増の形で教授(1)を配置することになっている。
- 文化系、体育系の共用施設は学生数に応じて違うのか。
- 現在の基準ではそういうことになっている。
- 学寮の経費負担区分や炊夫の問題は、各大学いろいろな措置を講じているが、一挙に解決するのはむずかしい。
- 昭和40年に出した学生課の「厚生補導に関する施設・設備の基準」を改正する考えがあるのか。
- 学寮問題については各大学それぞれ経緯があり、その対応の仕方も異なると思うが、社会的にみて本来学生個人が負担すべきものは負担させるよう是正してほしい。次に施設の基準のことであるが、40年以降改定されていない。国大協で基準改定の方向に向かって努力して頂きたい。
- 大学院の設置が各大学で進められて指定職になっている教官も増大しているが、学生部長についての指定職任用の枠の拡大を配慮してほしい。現在は、学生数5,000人以上の大学の学生部長を指定職にしているとのことであるが、学生部長の苦勞は学生数には関わりがないので、その点を配慮してほしい。
- 学生部長の指定職任用の枠の拡大については、できるだけ要望に応ずるように努力したい。ただ、大学の事情もあるのであろうが、学生部長在任の期間がいかに短いということがあり、これが処遇の面にも関わりがあるので、せめて2～3年は務めるようにして頂きたい。
- 大学会館は53年度にはかなりの大学に新設が認められているようであるが、今後もこのように新設を認めていくという方針であらうか。
- 大学会館については53年度に6校新設されたが、54年度は4校についてその新設を考えている。なお、大学会館の新設については、管理運営の規程というものがしっかりと整っておれば新設を認めていく、という方針である。
- 大学会館の管理運営の規程についてはどのようなところがポイントになるのであろう

か。

- ある大学を例にとって説明すると、管理責任者は大学とし、責任者は学生部長、事務処理は学生課というように定めている。そのほか運営のための大学会館運営協議会を設け、その協議会の議長は学生部長が当たり、学生代表も委員に加えている、というようなことである。
- 大学会館の面積は学生数を基準としているようであるが、教官数は多くても学生数が少ないという医科大学のような場合については、特別な配慮があるのであろうか。
- 現在は学生数を基準にして福利厚生施設を設置しているが、いまのお話のような問題もあるので、教職員数も含めたものとして検討したいということで、管理局計画課の方でも検討を進めている。なお、これまで述べたことは私個人の私見であるが、ここでいろいろ審議して頂いて、現在の不十分な点を指摘して具体的な要望をして頂けるとう有難い。
- やや違った問題であるが、通学バスの問題がある。通学時に学生の多くが乗ることができないという状況にあるので、県の方へも陳情をしているのであるが、これという名案もない。これについて何かよい方法はないであろうか。
- 通学バスの問題は、運輸省の関係であるので、その方面にも相談することがよい方法であろう。もう一つにはスクールバスを購入する方法もある。
- ところが、道路については民間会社の路線権利という問題もあるので容易でない。
- 保健管理センターについて、キャンパスが

分かれている関係で分室を設ける必要がある場合、分室の規模について特別の配慮ができるものであろうか。

- これについては、診察室のような建物を作るということではできるであろうが、医師、看護婦というような人の配置はむずかしい問題であると思う。そこで医師の巡回ということになるのではなかろうか。
- サークルの共用施設の設置はどのような条件が揃えば認められるのであろうか。
- これも管理上の問題であろうと思う。大学で管理上の責任が十分取れるようであれば、大学の要望がありかつ資格面積があれば、そのような施設が設けられるように努力したいと考えている。

以上のような意見の交換があったのち、山岡第4常置委員長より次のような挨拶があって閉会した。

本日は、初めて学生課長にきて頂き、実のある話し合いができ感謝している。今後も時々出席願って、いろいろ要望などをきいて頂きたいと思う。本日の中心課題である厚生補導関係施設の基準面積の改定は、そう簡単にはいかない問題と思うが、学生課長のアドバイスも頂いてまとめ上げたいと思うので、よろしく願いたい。

なお、このあと第3常置は、次回を6月18日午後1時30分から開催することを決めた。

また、第4常置は、今回の総会に提出する要望書の件について協議を行い、これを了承して散会した。

第5常置委員会

日時 昭和54年6月20日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館第5研修室

出席者 佐々木委員長

西川, 加藤, 坂本, 平島, 高安(代:岩井), 平松, 丸山, 伊地智, 小林, 小西, 野本, 井上, 宮城, 西沢, 柿本各委員

議事に先立ち、佐々木委員(東京水産大学長)が座長に推薦され、同委員司会のもとに開会した。

【議事】

1. 委員長の選任について

まず委員長の互選を行い、佐々木委員が委員長に再任された。

2. 今後の検討課題について

議事に入る前に委員長より、本年5月~6月に実施したオーストラリア副学長招待事業について、支障なく終了した旨の報告と関係大学への謝意が述べられ、続いて審議に入った。

(1) 中国留学生の問題について

委員長より、昨日の総会の席で、中国留学生問題に関する国大協としての取り組み方について疑義が呈されたことに関連して、この問題の経過および国大協とりわけ第5常置委員会としての、これまでの審議内容に関する大筋の説明が行われた。

以上のことに関し次のような意見の交換があった。

○ 中国留学生の場合、学制の違いから就学年数の不足が問題とされるが、他の国にもこのような例はあり必ずしも慣例に抵触するとは思われない。

○ 日本の学部レベルに留学を希望する中国人

学生は、現在吉林師範大学で日本語教育を受けているが、これは東京外国語大学の日本語学校と同じスケジュールで授業が行われ、優秀な学生が選抜されると聞いている。

○ 年限にこだわるのはあまりに形式的にすぎる。実力さえあればよいのではないかと思う。文部省は法制化の問題に関して抜本改正ではなく省令改正で臨むと聞くが、妥当な処置だと思う。

○ 昨年12月篠沢学術国際局長を代表とする中国教育視察訪中団が中国側と取り決めた事柄について、国大協を無視したのではないかという意見があるように聞くが、出発前に意見の打診があり、その場で十分な論議をつくしている。事態はすでに具体的に進んでおり、まして二国間政府の交渉の問題である以上、国大協および当委員会の対処としては妥当なものではなかったらと思う。

○ 国際交流の現実面から見ても、留学生経費の全額を中国側が負担するというのは疑問がある。

○ そのこと自体は中国自身の問題であり、他の国が同じ方法で受入れを希望してきた場合には、その時また対策を考えればよいのではないか。

○ 中国留学生の問題を考える場合、文明観の相違ということを考慮しなくてはならない。現在の中国人留学生の取扱い方法は、日本の大学教育の障害とはなっていないと思う。

○ この問題について、国大協として総会で意

思決定を行い了解を得るという手続きはとれなかったのか。国大協内部で手続き的に瑕疵があったのではないか。

- この問題は中国側の対応の仕方がかなり政治的であり、政府間の交渉にわたるところが多い。国大協としては、文部省ともこれまでに十分協議を行っており、国大協の対応の仕方としては十分納得がいくものとする。

(2) 外国人宿舎の問題について

まず委員長より次のように述べられた。
各大学とも大小はあるが、ゲストハウスを持

っている。ただ、ここで問題とするのは半年間ぐらい滞在できる外国人宿舎の問題である。これについてはアンケート調査を行ってはどうかと考えている。アンケートの内容は、各大学の実情を聞くことと、地域で共同利用的な施設を建設するかどうかということになると思う。アンケートの結果は、秋の国大協総会に報告する予定にしており、そこで国大協としての要望書を出すかどうかを決定するというにしたい。

以上の説明ののち若干の意見交換があり議事を終了した。

日時 昭和54年5月16日(水) 10:00~13:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 今村委員長

第6常置委員会

九嶋、畑、大石、太田、武藤、三上、安藤、川村、竹山、
小西、幡、中塚各委員
高梨、吉田、平間、舟橋各専門委員
(文部省) 阿部審議官、滝沢大学課長

今村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、新委員幡克美香川大学長の紹介があり、ついで次の挨拶が述べられた。

本日の議題は、第一は「昭和55年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針について」である。これに関しては、文部省の方の考え方を伺い、それについて意見交換をすることにするが、この議題は、本日午後開催される特別会計制度協議会の議題にもなっているので、その際に第6常置の意見を反映したいと考えている。

第二は「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について」である。これは例年のとおり要望書案をまとめ理事会の了承を経て総会に提案することにした。そこでその原案のまとめ

方についてお諮りする。

第三は「非常勤職員に関する実態調査について」である。これは宿題になっている議題であるので、どのような取り組み方をすればよいかについてご相談したい。

【議事】

1. 昭和55年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針について

初めに滝沢大学課長から、お手許の配付資料「昭和55年度国立学校特別会計予算の概算要求について(説明資料)(案)」は、昭和55年度の概算要求に当り、各大学等からの要求に係るも

の取扱いの方針を示したものであるが、基本的には前年度と特に変わったところはない、と前置きして、同資料を朗読しながら概要の説明があった。

以上の説明に関し次のような質疑応答が行われた。

- この説明資料のなかで全く新しい事項というのはどの部分であろうか。
- 新しく変わった大きな部分としては、まず「医学教育の整備充実」のところで、医学部の新設という事項を落としたことである（計画完了のため）。次に「国際協力の推進」のところで「特に、発展途上国の人材養成に資するものについて考慮する」と追記した。その次には、「厚生補導の充実」のところで、昨年は「共同利用合宿研修施設の新設・整備等」とあったのを、一般的な考え方で「課外活動施設及び福利厚生施設の整備充実について」に改めた。なお、厚生補導施設関係については全体的に「その運営の状況をみながら推進を図ることとする」としている。それから「施設の整備」のところでは「当該施設の維持管理及び運営体制について十分検討されているもの」という文章を追加した。以上が、大きく変わったところである。そのほかは文言の適切でないところを訂正したにすぎない。
- 基準的経費については大体昨年と同じ方針で要求されるのか。
- この説明資料では、大学から出される新規計画についての基本的方針を示しているのであって、基準的経費については触れていない。したがって、基準的経費については、これから特別会計制度協議会などにおいて大学側の意見を伺ったうえで方針をまとめること

になる。

「2. 大学の整備充実」関係

- この項の(4)にある「附属施設」に関することであるが、最近いろいろなかたちの附属施設あるいはセンターというものが増えてきている。そのなかで、例えば大学入試センターのように大学に直接所属しないセンターなどの教官は、教育公務員特例法の適用を受けていないようであるが、これらセンターの教官と教特法の関係についてはどのような考えがあるのであろうか。ここでいわれている「附属施設」というのは大学附属のものを指しているのであろうか。
- ここでは大学の要求にかかる施設と、大学から独立した共同利用研究施設を区別して考えている。そして、教特法との関係は、独立の共同利用研究施設については全面的適用ではないが、関係の法令により必要な範囲内で準用のかたちをとっている。
- 新規事項はかなり困難な状況にあるが、客員部門ないし客員講座というものを認める考えはあるのか。
- そういう要求は余り出ていないが、研究、交流の面で意義があると思うので、個々に相談することにした。
- この項の(5)に「勤労学生の教育の機会の拡大に資するもの」とあるが、これは夜間部学生にも勉強しやすい状況を整えていくということであろうか。また、このことは勤労学生のための大学院という問題にもつながるのであろうか。
- これには夜間部を拡大するという意味がある。最近、夜間部の志願者が少なく、私立大学では夜間部を廃止する状況が出ている。そこで国立大学はその面を補っていかなければ

ばならない。そうかといって昼夜開講制には運営上かなりの問題があり、また昼夜の別をなくするとすると、本来の勤労学生が入学できにくくなるという問題がある。大学院については「学術研究上の要請、社会的需要の動向等の諸条件を総合的に勘案」して整備する方針であって、勤労学生については学部レベルのことを考えている。

「3. 大学院の整備充実」関係

- この項の(2)に、修士課程の研究科の新設について「社会的要請に答え得る明確な設置目的……」ということがいわれているが、これは具体的にはどういうことであろうか。
- この部分は昨年と全く同じであって、大学院問題懇談会の修士課程に対する注意に応えたところである。具体的には、修士課程は教員組織が充実しておれば設置を認める方針である。ところが、設置された修士課程がいかなる社会的要請に対応して置かれたのか、その目的がかならずしも明確でなく、入学志願者も少ないという状況がある。したがって修士課程の設置には教員組織だけでなく、個々の設置目的ないしは職業への順応性も十分勘案して考慮するということである。

「4. 医学教育の整備充実」関係

- この項の(2)に「医療技術短期大学部の新設については、慎重に検討する」とあるが、これを要求しても通る見込みはないのか。
- 「検討する」という場合は是々非々ということであり、「慎重に検討する」という場合はそれよりも少し厳しいということである。

「11. 国際協力の推進」関係

- この項の記述の表現が、全体的に消極的に読みとれる。「国際協力に効果的に資するものについて検討する」とあるが、ただ「検

討」するだけか。

- そういうことではない。ここでの「検討」というのは「慎重に検討」の意味ではない。国際協力の推進ということには、具体的にはいろいろなむずかしい問題があるので、要求をそのまま取り入れることにはならないということで、このように書いたわけである。
- 中国留学生の受入れの進行状況はどのようになっているのか。
- 今年は「進修生」「研究生」という大学院レベルの学生だけで、人数は400名である。
- 外国人留学生のための宿舎が問題になっている。東京と大阪には留学生のための大きな施設があるが、その他の地方では少数の留学生を収容する宿舎がない。そこで、例えば職員宿舎の一部をリザーブしておいて、非常勤講師および外国人教師ならびに留学生の宿舎に充てることは、大学の裁量でできないであろうか。
- 公務員宿舎をそのように利用することは問題がある。留学生にはむしろ学生寮の方を充てるほうがふさわしいと思うが、これもいろいろ問題がある。

「12. 厚生補導の充実」関係

- この項に記されている「課外活動施設及び福利厚生施設の整備充実」に関することであるが、これの施設基準面積を拡大してほしいとの要望が強いがどう考えているか。
- そのことについては教育施設部においても問題意識はもっているが、一般的に基準面積の手直しをすところまでは、にわかにはいかない。

「13. 事務組織の整備」関係

- この項に「事務組織については、医、歯学部とその附属病院の事務組織の一本化等によ

る再編整備，行政事務の合理化，省力化を図り，……」とあるが，これは今後古い大学（既設の複合大学）についても全般的に押し進めるということであろうか。

- これはすでに現実に合理化が行われた医学部・歯学部とその附属病院の場合を例示として挙げたにすぎない。この他にも文理学部の改組の場合の例がある。各大学においてはなんらかのかたちの合理化を考えてもらいたいわけであるが，このようなかたちの合理化をすべての場合に画一的に押し進める考えがあるわけではない。
- この項の後段に「教育研究体制の整備を図る上で極めて緊要度の高い分野における必要定員」とあるのはどういう意味であろうか。
- これは，例えば，大学院の事務機構，大型施設の維持等幾つかの事項を考えている。これらの必要度の高い分野については，定員削減が行われている状況にあってもそれなりの整備を図っていくということである。
- 行政事務の合理化にからむ問題として定削や非常勤職員の問題がある。ところで，最近官庁・民間企業を問わず間接業務を請負に出している状況があって，大学でも宿日直や清掃に同じ状況がふえている。しかし，大学ではそのための経費を校費で支出せざるをえない。そこで，このための予算を別建てにすることができれば，必要最小限の業務に限って職員にやらせ，その他の間接業務は請負に任せるというかたちの合理化が促進されやすくなると思う。
- その問題は各大学の事情によって異なるので，一律に考えることはできない。個々の事情に応じていろいろな措置を考えていかなければならない。

<文部省側退席>

ついで委員長から，これまで55年度特別会計予算概算方針についての文部省側の考えを中心にして討議を行ったが，本日午後特別会計制度協議会が開かれるので，この際，概算要求に関することだけに限らず広くその他のことで，第6常置として発言する必要があることがあれば主張したいのでご意見を伺いたい，と述べられた。この提言について次の意見が述べられた。

- 先程も述べたように清掃その他の請負の問題がある。これに対する予算措置ができれば間接業務を請負に出し，行政事務の合理化，省力化を促進することができるし，定削問題をカバーすることもできる。別途予算の配賦を要望したい。
- 基準的経費の増額についても主張すべきである。
- この問題にはおそらく物価上昇の見通しが関係している。かつてのオイルショックの時代に大学財政は危機的になった経験がある。最近，またオイル問題が騒がれているので，それとの関係を考えれば事前に主張しておくべきである。
- 基準的経費の問題ではそのほかに講座制・学科目制による基準単価の問題がある。また，最近は大講座制という新しい形態のものが出てきたが，これには大講座のための予算基準というものが別にあるわけではなく，ただ従前の講座の幾つかを括ったにすぎないかたちのものになっている。そこで，予算的にも大講座制の基準を確立すべきである。
- 大講座制にはいろいろな内容のものがあるので，この問題をどのようにまとめればよいかかわからない。しかし，それはともかく，

大講座制というものには予算積算基準等について十分検討すべきであるという意見が出たことを主張することにしたい。

2. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

これについては初めに高梨専門委員から、資料の要望書案について次のように説明があった。

この要望書案は、昨年のもを基にして作成したもので、若干表現を変えたがその筋立ては昨年と同じである。以下、そのうちの主な修正部分について説明する。

第一は、「研究教育補助職員」とあったのを「研究教育関係職員」という呼称に改めた。

第二は、研究技術専門官制度に関係した部分の表現の修正である。昨年この要望書を作成した時には、この専門官制度案がまだ総会で承認される前であったが、その後これが承認され要望書として提出されたので、その状況の変化に即して表現を改めた。

第三は、定年制の問題である。これは別途に要望することも考えられたが、原案には入れておいた。この夏に人事院は公務員の定年制を60歳として勧告する方針のようであるので、国大協として定年制について意思表示をしておく必要があると考え、この項目を新たに付加した。その内容は、大学の教官については教特法で、「大学教官の定年制は大学の管理機関が定める」ということで今日に及んでいるので、教官については特例扱いにすべきであるというものである。なお、事務系職員については、一般公務員の線で考えられることになろうからここでは触れないことにした。

第四は、週休2日制の問題である。これにつ

いても今回の人事院勧告で打ち出されるということであるが、国立大学で週休2日制を実施する場合には、附属の小・中学校および附属病院等にいろいろな問題があるようであるので、この要望書では触れないことにした。

以上をもって内容の説明を終り、ついで、原案について逐条的に審議が行われ、若干字句修正を施しこれが承認された。その際、次のことが問題点として論議された。

国大協は、教官等（教官と研究教育関係職員）だけの待遇改善だけでなく、事務系職員の給与改善についても要望を出すべきではないかとの提言があるが、これについては、大学の事務系職員は他の官庁の行政職員とは異なる特殊性、専門性があることを明確にすべきであるなど検討すべき問題があるので、今後の宿題として給与問題小委員会で検討していくことになった。

3. 非常勤職員に関する実態調査について

初めに竹下事務局次長より配付資料について説明があり、続いて舟橋専門委員から、文部省提供の資料ならびに東京周辺の数大学の実情を調査した資料を基に非常勤職員の实態について説明があった。

以上の説明に続いて委員長から次のことが述べられた。

この議題は本日この委員会で具体的な検討に入るということではなく、これらの資料を基に今後給与問題小委員会において検討をはじめることにはしたいということである。

なお、配付した一連の資料はこの委員会限りの部内資料であるので、これの取扱いについては慎重な配慮を特にお願ひしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日時 昭和54年6月20日(水)10:00~12:00

場所 国立教育会館第6研修室

出席者 今村委員長

九嶋, 畑, 太田, 諸星, 蓼沼, 武藤, 榊, 和田, 高梨,
中塚, 神田, 砂田, 竹山, 川村各委員

議事に先立ち、今村委員(北海道大学長)が座長に推薦され、同委員司会のもとに開会した。ついで各委員の自己紹介があったのち議事に入った。

【議事】

1. 委員長の選任について

まず委員長の互選を行い、その結果、今村委員が委員長に再任された。

2. 今後の検討課題について

委員長から、第6常置委員会における担当事項について説明が行われ、次にそれぞれの問題点について意見が交換された。

(1) 国立大学教官等の待遇改善について

この要望書中、教官等とある「等」の中に事務職員を含めるかどうかについて次のような意見が出された。

- 事務職員は、国立大学だけの問題ではないので、任用、昇任、配転、定数などの観点から第1常置委員会へ移行したらどうか。
- 文部省あるいは、他省庁と比較して国立大学の事務職員は、5等級、6等級への昇任に関し、等級別定数が少ないようでもあるので、国立大学の特殊性を強調して、事務職員を要望の中に入れてもよいのではないか。

- この要望書は、余り多くの要望事項を含んだものとはせずに、重点項目主義的な要望書にした方が要望書として強くなるのではないか。

以上のような意見交換ののち、この問題については、次回の要望書作成までになお検討することになった。

(2) 定員削減問題について

この問題については、来年第4次定員削減の最後の年であり、初年度の積み残しの0.2%についての対応策をどうするかが問題とされたが、①教官と看護婦を削減の対象から除いたことが事務職員へのしわ寄せとなっているのか、②他省庁と比較して事務職員の削減率はどうなっているのか、等の点について、この席で判明しなかったため、これらの点に関し調査のうえ検討することになった。

(3) 助手の待遇改善問題について

この問題について委員長から次のとおり述べられた。

第1常置委員会から助手の一部(約20%程度)を講師に振り替えるという要望にしたかどうかという話があったが、これについては「20%」とする根拠が無いので無理があるようである。それと、「助手の待遇改善」というだ

けでは、要望理由にとぼしいので、もっと明確な理由付けがほしい。講師への昇任基準を設けたらどうかとも考えられる。

これに関し次のような意見が述べられた。

- ①一時的な待遇改善としてとらえるのか、
- ②恒久的な待遇改善としてとらえていくのか、
- ③教育研究の体制上講師が必要であるとするのか、をはっきりさせる必要があるのではないか。
- 医学系では、既に助手の定数の半分までを講師に振り替えている。
- 一率に20%ということではなく、属人的・属部局的にするか、あるいは、振替え要件を規定化したらどうか。例えば、助教授への昇任資格を有する者に限るとかしてはどうだろうか。

以上のような意見が出されたが、なお今後検

討を加えていくこととした。

(4) 教官の研究休暇制について

この問題については、外国へも直接調査に行くことが必要なので、当分の間棚上げとすることにした。

(5) 週休2日制について

この問題については、再試行の結果がまだ出ていないので、結果をみてから検討することとした。

(6) 研究技術専門官制度について

この問題については、要望書を提出してあるので、今後の動きを見守っていくこととした。

(7) その他

給与問題小委員会に、農工大の諸星委員が新たに加わる事が了承された。

教養課程に関する特別委員会

日時 昭和54年5月23日(水) 13:30~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 岳中委員長
加藤、久保、若槻、村、竹山、神田各委員
鬼沢、柘植、中川、佐久間、緒方、重岡各専門委員

岳中委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のような挨拶があった。

前回の当特別委員会(53.10.17)に欠席したが、その際、武谷委員長退任に伴う後任委員長の選任が行われ、私が推薦されたが、当日の委員会は定足数に達していなかったため、その後改めて文書で各委員にこの件の了解を求めることになった。その結果、委員各位のご了承が得られたとのことで、委員長をお引受けすること

になったのでよろしく願います。また今後の審議の関係上、さきに文書をもってご了解を求めたように、このたび熊本大学の重岡教授を専門委員に委嘱したのでご紹介する。

ところで今日お諮りするの、武谷(前)委員長の時より着手した調査報告書の印刷公表についてである。これについては昨年秋の総会(53.11.29)の際、その原案はほぼまとまっていたが、総会提出には間に合わなかったので、取

り敢えず「教養課程組織改編に関する実情調査報告書・抄約」を配付し、その大綱について説明し印刷公表の承認方をお諮りした。これに対し、報告書を公表する際にはその成案を予め理事会に提出し承認を得る手続きになっているとの提議があり、また報告書の内容についても種々質問が出された。そこでその後、数回、小委員会を開催し、久保委員を中心に仕上げのための協議を重ね、本日ここに「教養課程組織改編に関する調査報告書」（案）として提出する運びとなった。ついてはその内容についてよろしくご審議のほどお願いをする。そして当委員会の承認が得られれば、明日の理事会の了承を得て総会に提出することにした。

以上のように述べられたのち議事に入った。

【議事】

1. 報告書のまとめについて

初めに委員長より、当特別委員会の歴史的経過とその活動状況の概要ならびに今回の報告書を公表するに至った経緯および意義についての報告があった後、報告書（案）について「要約」の部分から順次審議に移った。

（要約）

次のような意見交換があった。

- 「一般教育の進む途は、二つの分極の中に位置するものと思われる。一の極は4年一貫制のもとに専門教育と一般教育の融合を図りつつ、一般教育を大学教育の柱に再置する方向であり、他の極は一般教育の内容をむしろ専門基礎教育に合致させることで、一般教育空洞化の現実的解消を図る方向である」とあるが、この「二つの分極」ということについて

もう少し詳しく説明願いたい。

- このような二つの異なる考え方があるということで、前の極は実際に存在するが、後者はあからさまに出ているものではないので、ある意味では仮想的な極といえる。
- 当委員会は教養課程に関する委員会なので、一般教育の中で問題を考えてきた。ところが実際には大学教育そのものをどうすべきかということが問われているのである。今、後の極を仮想的な極と言われたが、実際は目に見えない形で、この後者の極が出ているのである。一般教育自体をどうするかを本気になって考えれば前の極がもっとはっきりすると思うが、専門教育は無疵であり聖域であるとするれば現実的な動きは後の極にある、という受け止め方をしたのである。

（第1章「国立大学の一般教育と教養課程の諸問題」）

次のような意見交換があった。

- 「いわゆる一般教育の「空洞化」は、その後の20余年の経過とともに」とあるが、新制大学が設置されてから既に30年経過しているので、「20余年」という表現は適切ではないと思われる。この問題の審議の過程では20余年ということであったが、この報告書を公表する段階では30年とするほうが望ましいのではないか。
- この個所は、広島大学が全大学に先がけて総合科学部構想を打ち出さざるを得なかった時点をスタートとした。つまり新制大学が昭和24年に設置され、広島大学がこの構想を実現した昭和49年までの期間ということでも20余年と書いた。

(第6章「大阪大学言語文化部の設置」)

次のような意見交換があった。

- 「言語文化部と教養部の将来」のところであるが、大阪大学では外国語教官全員が言語文化部に移ったのち、文科系の教官、特に外国語系列と最も近い関係にある人文系教官団による、何らかの将来構想があるのでしょうか。
- 現時点では、ただ均衡が多少悪くなるということが指摘されるということである。

(第7章「九州大学健康科学センターの設置」)

審議に入るに先立ち、緒方委員より次のような補足説明がなされた。

研究部として、第1～第4部門まで立ててあるが、これはプロジェクト研究のグループという意味であり、次項にある事業部の三つの部門とは性格を異にしている。

ついで次のような意見交換があった。

- 健康科学センターは学部学生を持つのか。
- 現在のところは研究組織であるので学部学生は持っていない。
- 教育はすべて教養部が担当するのか。
- 事業部の中の保健体育部門の専門スタッフが一般教育の保健体育科目を教養部の兼任で担当する。

(第8章「東京大学教養学部とその組織改善計画」)

次のような意見交換があった。

- 教養学部教官の大学院との結びつきについて、その70%が大学院教育を分担しているところがあるが、これは博士課程を担当しているという意味であろうか。
- 今は70%以下であるが、兼任大学院講座を

含めると殆ど全員が分担していることになる。それと東京大学の場合、学年進行で予算が認められているわけではないので、毎年、予算要求を新たに提出する形になっている。

- 兼任講座は毎年予算要求をするといっても、学内的な了解なり、また文部省としても全体構想を把握していて、それに対処しているのであろうか。
- もちろん学内的に了解はとってある。また文部省も、その全体構想を承知している。本来なら学年進行で充実すべきところであるが、いろいろ事情があって現在では毎年3～4講座ずつが大講座方式で増設されている。
- その場合、既に大学院教育を担当している教官には問題はないが、それ以外の教官については大学院研究科から見た資格審査をするのであろうか。
- そのとおりであって、新たに大学院教育を担当するには、その資格審査を通らなければならない。今まで審査が通らなかったというのは、むしろその組織がなかったためであって、組織ができれば審査を通らない教官がいるという不都合はまず考えられない。
- 兼任大学院講座が増設された場合、「教養学部教官の一部は漸次この中に振替え組み込まれ……学内流用定員の定着化が図られる」という記述があるが、流用定員を新しい組織に定着化するというのは問題があるのではないか。
- どこからどこに貸し借りをしたかがわからない形になっているので、実質的定着ということになると考える。
- 教養学部の兼任講座については、その枠をあいまいな形のものにして認めてくれれば、学内運営がやりやすいように思われる。

- ここでは定着化といっているのであって、定員化とはいっていない。これについては学内的にも支障ないという了承の下で使っているのである。
- このようなことは実際には他大学でも、いろいろ工夫の結果行っていることと思う。しかし一般的には流用して定着化すると困ることになる。
- この学内定員の定着化は、むしろ学内欠員の有効利用の意味であろうから、「定着化」を「活用」に改めたらよいであろう。
- 同じ段落に、兼担大学院講座の増設の場合「若干名の大学院生定員増を伴う」とあるが、この定員増に伴って、ある程度の事務職員定数等の増も期待できるのか。
- 若干名というのは大講座で1名程度の増であるので、そのことは期待できない。
- 兼担教官はどこに所属するのか。
- 兼担というのは大学院に戸籍があり、住民登録を教養学部に行っているという形である。教養学部において大学院を兼任するというのではない。

(第10章「教養部を置かない大学での教養課程組織の実体と改善の方向」)

次のような意見交換があった。

- 浜松医科大学の教官配置表に関してであるが、心理学が非実験系となっているが、予算面からいうと実験系ではないのか。
- 教養部の心理学も大体実験系に入っているが、大学によっては非実験の場合もある。
- 表を見ると、非実験系、文科系と別個に読めるが、非実験系文科系ということである。
- 実験系・非実験系というのは予算積算上の用語であり、文科系・理科系というのは学問

上の系列であるので、これを「非実験系文科系」と同列に並べるのはおかしい。

- ここでは、非実験系＝文科系といっているのではなく、文科系の中にも実験講座があるという意味であると思う。
以上のような意見交換があったのち、報告書(案)を承認し、明日の理事会に諮ることとした。

2. 今後の検討課題について

初めに委員長から、先程承認された調査報告書案が総会において採択された後も、当委員会を、なお継続するかどうかについて諮られ、引き続き継続することが了承された。

ついで配付資料に基づき、現行の一般教育のシステムについて概略の説明がなされた後、委員長より次のように述べられた。

今後の検討課題について、特に用意をしていないので、これから自由に討議して今後の方針を固めていくことにしたい。ただ今後の検討事項として、この調査報告書では、中小規模大学(学生数5,000人以下)の一般教育の問題について十分に検討が行われているとはいいがたいので、この辺の調査研究を進めることが一つの課題となろうと思われる。また、この報告書の最終章で教養部を置かない大学における一般教育の問題について触れているが、ここでは十分な解析を試みていないので、この点も今後の課題となるのではなかろうかと考える。

ついで次のような意見が交された。

- この報告書は大学のケーススタディがかなりの部分を占めており、教養部を持たない中小規模大学の教養課程のあり方についても参考になろう。ただ広島大学の場合と東京大学の改編計画の比較検討がなされていれば、な

およかったと思う。この比較の中小規模大学に与える影響を考えると、その辺より始められたらいかかであろうか。

- それも一つの方向であろう。ただ報告書だけに限って言えば、広島大学型、東京大学型というのは良し悪しは別として、現在各大学で検討している構想の一つの模範にされることもあるので、これについての欠点を指摘するのは志気を削ぐことにもなりかねないという配慮から比較検討をしなかった。
- その比較を文章化するかどうかは別にして、当委員会としては、この問題を十分討議したほうが実り多い気がする。
- この報告書で「教養部組織の改編とその方向について」というテーマを第2章と第9章の二つの章に分けて取り扱ったが、第2章では教養部教官の立場を主として眺めた教養部組織の改編問題を取り上げ、第9章では、一般教育等の改善の見地を主軸としてこの問題を再論している。しかし、一般教育の改革を如何に具体化するかということの研究は今後委員会の課題である。だから大規模大学ではやれても、中小規模大学ではどうか、その場合一般教育はどうなるか、ということを討議し、それを基礎にして発展させることも考えられる。ただ大規模大学についても全て終了したわけではなく、名古屋大学はじめ新しい方向も生じているので、時に応じ議論が必要である。
- 大阪大学言語文化部、名古屋大学語学センターの設置は大学の語学教育について良い刺激になって、前向きの評価が滲透しつつあるように思う。これは大規模大学での改革ないしは教科の格差は正に関連するが、同時に大学の語学教育のあり方についての新しい方向

性が生まれつつあるともいえる。つまり、大規模大学という枠を越え、中小規模大学での語学教育のあり方についても広がっていく共通性を持っている。

観念論的なことをいうが、今は大学自身が何か工夫をする時代にきていると思う。新制大学になり、初めて一般教育が設けられ、理念的に位置づけられた。これに対して、この報告書のように大学における改革を調査研究し、過去30年間に生じた歪を直すという方向を示すことも大切であるが、一方、日本の大学教育を将来に向けてどう進めるかということ、視野の広い方々の間で次元の高い場で全部洗い直し、検討するというのも大事である。そうすれば日本の大学教育について具体的な形で方向性が生まれるのではないか。この課題は当委員会での検討に委ねられるよりも、むしろ別の組織が必要かもしれないが、それに向けての問題提起もある。

- 一般教育の中に「一般教育等」ということで保健・言語が入り、これについては大阪大学、名古屋大学で新しい構想がスタートしたので、その一つの模範になり、これを進めていける大学もあろう。しかし、残っている狭い意味での一般教育をどうするかが一番の大問題である。この問題を当委員会で検討するのは大変であるので、結局は機構を変える必要があるのではないか。
- 外国語教育についてであるが、大規模大学でも種々制約が存在し、名古屋大学、大阪大学の方向を評価しながらもその長所を十分に採り入れられない大学もある。しかし、中小規模大学になると、そんな悠長なことをいっておれない具体的な事情があると思う。そのあたりに焦点をあてるほうが一般教育の見直

しに直結するのではないか。

- 教養部のない大学にも種々あり、教員養成系大学は課程制なので、また違ってくる。
- 一般教育をシニアの段階で行い、全学教官がこれに関わる方がよいという考え方もある。これは現在のところ、それぞれ工夫の範囲内であるが、一般教育がこのように位置づけられれば、もっと積極的に改革が図られよう。
- 教養部を作ったため、他学部が一般教育に無関心になったということも聞く。
- 教養部は教育と学生補導のための組織と位置づけられているわけであるが、研究も不可欠である。それと、教養部のない大学では、一般教育主事の下に各学部より出た教官がいるわけだが、主事には何ら権限がない。それで、学生の処分権とか、教授会なみの法的権限を授与してほしい、という声もある。
- 岡山大学では当初教養部に修士課程をつくる構想であったが、教養部組織のため困難で、総合文化科学修士課程研究科を持つ独立大学院を設ける計画がある。それは教養部教官が担当するという構想のようである。
- 一般教育の難しさというのは、一つには、一般教育科目——教養課程で教える学問が、専門化の手前の未分化の状態に固定されているところにある。それで、受けとる側もこれを重く受けとらないという問題があるろう。もう一つは、いわゆる単位制とか、新しい教育制度が導入され、教官と学生の関係が乾いたものになり、いわゆるスキンシップが欠けている。特に学生急増により、マス教育が安易に導入され、そこにはそれに見合う教官増が伴わなかったというところが、一般教育が形骸化した原因でないかと思う。研究体制もさ

ることながら、教育体制面から見ても、マス教育が教養課程で不可避な形になってきているとしたら荒廃を来たしたのはそれが原因ではないかと思う。つまり、未分化の学問とマス教育とが相加して根本の原因をなしているように思う。

- 未分化のままではいけないが、大学教育では「総合」ということが必要である。
- 総合とは、各セクションの分析を十分した後で総合するわけで、未分化は分析までいかない。一般教育の狙いは未分化の学問を総合していくことである。ただこれは大学に入学してからでは遅いので、高校でやるべきだ、という考え方も出てくるわけである。

マス教育は若干物理的な問題になる。学生が専門課程に進めば、セミナーや卒論とか、また実験講座なら実地指導を受けるとかで教官との接触が生じ、相互に張合いがあるが、教養課程ではそのような接触が生じにくいので、教官もむなししいし、学生もつまらない、ということになるのであろう。
- 教養課程で教えていることが未分化の状態かどうか疑問であるが、マス教育の弊害については異論はない。しかし、マス教育でなくても、例えば学生1人当りの教官比率が増加しても、増加分だけ学生に対しスキンシップを増やすかという、現在の改善策では進展しない。
- 学園紛争以来、教官は自分の研究に専念して学生から逃避する傾向にある。これこそ大学の危機で、これを打破する方策を考える必要がある。
- 教養課程を担当している者の責任として、研究上の処遇が改善されたら、その分だけ学生にフィードバックしなければ責任を果した

ことにはならない。

- 教養部があると、補導面のことは全てこれに委ねてしまう。しかしそれではいけないので、全学の教育という面から全学的カリキュラムをつくり、全体で学生の教育に当たる必要がある。この報告書では専門学部のことには触れないという限界線上で意見を述べているが、視点をかえ全学的見地から一般教育を見ることも必要である。
- 当委員会の専門委員は教養部関係の教官で、報告書をつくるに際しても教養の見方が中心になりがちで、他学部から見た場合、なぜその点に触れないのか、ということがあるのではないかと思われる。その点、今後当委員会の人員構成について考慮してよいのではないか。

以上のように意見交換があつて、今後の検討課題についての検討を終了した後、まとめとして委員長より次のように述べられた。

今後の検討事項として、教養部組織の改編方法を踏まえて、中規模大学の教養部の問題および教養部のない大学の一般教育の問題を取り上げることにはしたい。

次に当委員会のメンバーに関してであるが、このたび退任された香川大学の円藤学長の後任として、同大学の幡克美(新)学長を委嘱したいと思う。特別委員会の場合は、後任の学長が前任者の後を継ぐことにはなっていないが、当特別委員会の構成内規からしてそのように措置することが適当のように思われるので、ここで了承が得られれば明日の理事会に諮りたい。また専門委員については、教養部改編に独自の構想を展開している岡山大学(教養部を持つ中規模大学)、国立大学一般教育担当部局協議会の中心となっている香川大学(教養部を置かない大学)、教養部改編に積極的に取り組んでいると聞く関東地区の茨城大学等から新たに推薦を願いたいと考えているが、候補者については久保委員ともなお相談のうえ、改めて委嘱について諮りたい。

最後に、本日をもって報告書も完了するわけであるが、今後の検討事項のこともあるので、引き続き緒方・拓植・重岡の各専門委員には、留任して頂きご協力を願いたい。また、他の専門委員各位には今回をもって解嘱となるが長い間ご尽力を頂き深く感謝申し上げる。

以上をもって本日の議事を終了した。

大学格差問題特別委員会

日 時 昭和54年6月18日(月) 16:00~17:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 岡本委員長

渡辺、畑、太田、野村、北村、豊田、丸山、小坂、野本各委員

下沢、白田各専門委員

岡本委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり新委員の紹介があった。

野村 正七委員(横浜国立大学長)

野本 尚敬委員(愛媛大学長)

続いて次のような挨拶があった。

前回の総会において、この委員会に対して、新設医科大学の附属病院のベット数が従来の医科大学に比べて少ないということは、大学格差の問題として考えられるのではないかという意見があった。しかし、この問題は、本委員会で審議するよりは、医学教育に関する特別委員会で取り上げる方が適切ではないかと思うので、これはそちらの方にお願することにしたい。

ところで、当委員会としては当面格差是正の一環として修士課程の整備充実の問題を取り上げているが、本日は当委員会として今後どのような作業を進めていけばよいかということについてお諮りしたい。それには、話を進めていくための手がかりがあった方がよいと考え、下沢専門委員をお願いして、この委員会のこれまでの経緯および今後の諸問題というようなことについて予め討議資料をまとめて頂いたので、その説明をまず伺い、それから自由な討議をすることにしたい。

以上のように述べられて議事に入った。

【議 事】

1. 今後の検討課題について

この問題について、下沢専門委員より配付資料（格差是正特別委員会討議資料）を基に、次の項目をあげながら説明があった。

- (1) 当特別委員会設立の経緯
- (2) 当委員会の果たした役割
- (3) 当委員会内での討議項目の排反性
 - ① 大学には格差があること
 - ② 各大学はDCをもつこと
 - ③ 各大学に研究所がおけるようにすること
 - ④ 科研費の配分に不公平がある

⑤ 予算規模が違いすぎる

⑥ 当委員会の性格

(4) 委員会存続の可否について

以上のような説明があり、続いて次のような意見の交換が行われた。

- この討議資料の(4)の最後の所に“当委員会は一応解散し「研究協議会」の再開を提案する”とあるが、従前このような協議会があったのであろうか。
- これは、国大協のなかにある大学運営協議会の研究部会のことである。
- この大学格差問題特別委員会の存続の可否であるが、大学のあり方という問題を議論する場としては存続すべきであると思う。また、例えば学費問題の一つを論ずるにしても、大学そのものを考えていかなければ、その正確な答えに到達することがむずかしい。
- 具体的な問題として考える場合に、大学には現実に格差がある。そこで一般的な格差問題を取り上げ大学のあり方を抽象的に論議するのもよいが、それよりは現実的な個々の格差問題に取り組んでいく必要があるのではなからうか。例えば、1,500万円以上の特別設備費等についてみても、いわゆる地方大学ではなかなか予算措置がむずかしいというような状況がある。これでは大学の整備充実ができるわけがない。もちろん、大学にあっては教育研究の向上に努力しなければならないが、それは予算的な裏付けがあってこそその実をあげることができるのであるから、常に要望を提起していくことは重要なことだと思う。
- この委員会が、今後どうすべきかという問題については、先ほど「当委員会の果たした役

割」として説明のあったなかに、まだ幾つか積み残している問題があるので、当面それを取り上げていくことにしてはどうか。そして、それらの問題を解決していったうえで一つの区切りとすることにしてはどうだろうか。それからもう一つは、「少なくとも各大学の学部までは同じ条件に整備する」ということに努力すべきであると思う。

- 学部のレベルを同じ条件にするということについては、以前に報告書のなかでそのようなことを書いたが実際には仲々むずかしい。学部と大学院の経費を別建にするとの提案もしたが、それでは損をするという意見もあった。
- 全国的な流れとしては、現在総合大学院あるいは連合大学院というような形で博士課程大学院を置くという方向で動いている。これらも格差是正の狙いがあるのではなかろうか。
- 博士課程大学院設置については、文部省も漸次前向きの姿勢になってきている。しかし、やはりこのような大学院設置の問題も、根気よく提起していくことによってその効果があがると思うので、今後も個々の問題を一つずつ解決していく努力をすべきである。
- 新しい大学院の設置をみても、その内容は例えば大講座方式にみられるように、その中味は随分以前とは異なっていて、教授、助教授、助手のバランスがとれていない。教官組織は却って逆三角形の構造となっている。
- 討議項目の「排反性」のところで、大学に格差があってはならないのか、あるのは止むをえないと考えるのか、そのいずれであろうかということがいわれているが、格差はあっても、それに合理性があれば納得できる。し

かしそうでないところに問題がある。

- 実験講座と非実験講座との研究費の問題であるが、これにはあまりにも差があり過ぎるのではなかろうか。
- 最近、非実験の実験化は随分進んでいるようである。
- 格差の問題では、そのほか教養部と一般学部との予算に関する問題がある。例えば、博士課程をもつ学部と教養部とを比べると、以前は随分子算の差があった。そこで教養部の学生経費を引上げることによって、どうやら現在は他学部との均衡が保てるようになった。ところがこの影響が博士課程をもたない地方大学には別な結果を生じ、学生数の多い教養部の予算が相対的に多くなり、一般学部はこれに比べて却って少ないという反対の現象となった。このように、格差是正の問題を取り上げる場合には、その実情を十分見極めて対処しないと逆に迷惑する向きも生じてくるわけである。
- 格差というと、大学間の問題、大学内の問題、学部内の問題、学科内の問題というように、いろいろな格差問題が考えられるが、整理していくに従って、現在は主として同じ学部間の横の関係の問題という点に絞られてきている。
- 格差是正をしても旧帝大と比較すれば、やはり段階ができる。最近の文理学部改組についてみても、新しい年度に行われたものと、古い年度に行った大学とでは格差があり、新しい年度のものの方が条件が悪い。したがって、ここで考えなければならないことは条件が悪くても改組してほしいというところにも問題があるということである。格差是正についても、条件が悪ければその要望を解消するくら

いの決意がなければ格差是正は困難である。
う。

以上のような意見の交換があり、最後に委員長から次のようなまとめがあった。

① 今総会において報告を求められた場合は、本日のような議論が出たということだけを報告する。

② 今後の作業の進め方としては、先の51年に出した中間報告以降において、まだ、是正されていない分野について、どのような要望があるのか、その辺について専門委員の意見も伺い整理をしたうえで、秋の総会より大分早い時期に委員会を開きご審議を願うことにしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

図書館特別委員会

日時 昭和54年6月18日(月) 13:30~16:00

場所 学士会分館7号室

出席者 今村委員長

大塚、広根(代:野島)、木村、野村、丸山、桑原、林、小坂、岡、吉武、池田各委員
長沢、藤井、田辺各専門委員
(文部省)情報図書館課田中専門員、他1名

今村委員長主宰のもとに開会。
初めに委員長から次のとおり新委員の紹介があった。

大塚 徳郎 (宮城教育大学長)

木村 増三 (一橋大学教授)

野村 正七 (横浜国立大学長)

桑原 正信 (滋賀大学長)

岡 芳包 (徳島大学長)

吉武 泰水 (九州芸工大学長)

続いて本日の議事の進め方について次のように述べられた。

本日は、55年度図書館予算に関する要望について、もう一つは今後の議事のすすめ方について、の二つの議題を予定している。ところで、前者のほうの議題に関しては、例年6月絵会において、次年度の図書館予算に関する概算要求についての要望書の作成ならびに提出を、この特別委員会に一任してもらい、その後小委員会において、図書館協議会の方から出される要望

書の内容をも踏まえて具体的な作業に取り組むという取扱い例になっている。そこで特別に異議がなければ今回も、明日から開催される絵会において例年のように事前の承認を求めることにしている。したがって、本日とくにお諮りしたいことは、この予算に関する要望についてということよりは後者のほうの議題であって、この特別委員会は今後どのように作業を進めていくかについての意見を伺うことである。

ところで、この特別委員会はこれまで45年と50年の2回にわたって「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について」ということで各大学の意見も伺って報告書をまとめ、大学図書館の改善に供してきた。しかし、その後は特別な作業はしていない。ところが、最近学術審議会のほうから学術情報システムのあり方についての中間報告が出されるという状況があるので、これについて文部省の方から説明を伺うことにしている。そのほか、そのよう

な情況のなかで図書館協議会の方ではどのような考えがあるのか、それも伺ったうえで、この特別委員会の今後の活動の方向を決めることにするというので、去る5月11日に小委員会（委員長は木村委員）を開催し、図書館協議会の方からは会長・副会長および常務理事である図書館長にご出席頂き意見交換を行った。そして、その結果を踏まえて小委員会の方で更に検討が重ねられたので、それを木村小委員長から話題として提供して頂くことにしている。

そこで今日は、小委員会の検討結果の報告と文部省の方からは学術情報システムの在り方について説明を伺い、そのうえで今後の議事のすすめ方について意見交換をすることにしたい。

【議 事】

1. 今後の議事のすすめ方について

初めに木村委員から小委員会の検討結果について、資料（大学図書館の今後のあり方）を読みながら報告があった。

次に田中専門員より「今後における学術情報システムの在り方について」その中間報告案および資料編を基に詳細な説明があった。

以上の説明に関し次のような意見交換が行われた。

- この学術情報システムは大型計算機センター（以下大型センター）とはどのような関連になっているのか。もう一つは学術情報システムと図書館との関係はどの程度のものが考えられているのか。
- この学術情報システムのなかで大型センターが受け持つのは二つの機能がある。その一つは、学術情報システムの中心になる部分

（これを仮に中枢センターという）は、大型センターとは別の機能として考え、そこに全国共同利用のための大規模のデータベースを置くとするれば、大型センターはいかなる役割を受け持つのかということになるが、大型センターはデータベースが形成されていく場合のその過程あるいは研究開発の段階において、データの入力などの協力をしたり、完成したデータベースの保管運用にあたるのが一つの機能として考えられる。これはデータベースの形成が研究者と最も密接に結び付く機能があるから、中枢センターにおくよりは実際的であると考えられるからである。そうすれば資料編のなかで「学術情報システム概念図」として示しているように大型センターは特殊なデータを全国の研究者に提供できるし、また各大学は通信網を介してそれを利用することができることになる。このように物理的には中枢センターと同じになるが、機能的には特殊なデータベースを運用していくという異なる側面がある。

もう一つの機能は、現在の大型センターがやっている仕事の80~100%にあたる科学技術計算の拡大である。現在は7つの大型センター間はネットワークとして結び付いてはいる。ところがこの学術情報システムでは大型センターを結び付ける仕組みになっている。したがって、例えば「ある大学」だけが持っている特殊なハードウェアあるいは特殊なソフトウェアを、「他の大学」のネットワークの中にある「その他の大学」も通信網を介して利用することができるようになる。そうすれば「ある大学」の大型センターが故障の場合は、「他の大学」の大学センターのネットワークにスイッチを切り換え、「その大学」の

大型センターを利用して計算をすることもできるようになる。このようにしてこの学術情報システムは大型センターを結び付け、そこに持っている計算機能や特殊なハードウェアあるいは特殊なソフトウェアというものを全国的に共同利用できるようにすることが、その目的の一つでもあるわけである。

次に大型センターと図書館との関係ということにおいては、図書館に対するバックアップの機能は大型センターにあるのではなく、この中枢センターがその機能として持つことになる。大型センターは全国にデータを提供するとしても地域的に置かれたものであり、その地域の特長というものを充たすことが当面の目標となろう。そうして図書館の機械化については別途に考えざるをえないであろうと思っている。

- 大型センターは、この構想にあるようにデータベースのサービス機能を持ってもよいのではないかと考えてはいるが、本来計算センターというのは計算のセンターであって、巨大な国際的なデータベースを動かして情報提供サービスをすることはむずかしい。「ある大学」の大型センターはすべてそれを行っているが、そのような形をすべての大型センターに期待することは困難である。したがって、そのためにこそ別のセンターを設けるべきではないかというのが、学術審議会の意見の大勢である。そうして大型センター問題は学術審議会でも最も熱心に議論された点の一つであるので、この学術情報システムが実現されれば具体的問題として展開していくことになる。
- この特別委員会としては、この学術情報システムの在り方について、今日初めて文部省

の方から説明を伺ったので、これを踏まえてこれから小委員会を中心にして大学図書館の対応について意見交換をすすめていくことになるが、例えば現在の陣容と予算規模（大型センターも同じ）をもって、うまく対応できる態勢がとれるのかどうか、あるいは規模の再編成が必要になるのかというような問題が差し当り考えられる。

- 大学図書館の職員数は全大学の事務系職員総数の10%以上を占めており、しかも図書館職員は高学歴でもあるので、1～2年の間にこのシステムが機能することはできないにしても、対応できる可能性は十分あるとみている。ただ、図書館内部の職員配置、再編成の必要性は考えられるであろう。
- ここに小委員会が提起した「大学図書館の今後のあり方」（配付資料）の中に、「このネットワークの中には公・私立大学、国立国会図書館も考慮すべきであり、とくに後者との調整が必要である」とあるが、これはいかなる意味のことであろうか。
- その意味は、今後における学術情報システムのあり方の構想では、国立大学の附属図書館および公・私立大学の附属図書館だけでなく、国立国会図書館も含めた学術情報ネットワークとして考慮されなければならない。ただ国立国会図書館は大学図書館とは異質の性格があるので、その間にはある程度の調整が必要になろうということである。
- 「学内外への新しい図書館像のPR」というのはどういうことであろうか。
- これは、学内における図書館の存在意義を十分認識してもらい、図書館の発言力を強めようということである。
- 「図書館利用者の教育、とくに自然科学

系」とあるのはなにか。

- これは新しい図書館のネットワークができれば、自然科学系の利用者もふえてくる。そうなった場合に図書館が十分対応できるように、自然科学だけに限定するわけではないが、とくに自然科学系の利用者に図書館利用のためのオリエンテーションが必要になるであろうということである。
- このことは見方を変えれば、従来の図書館は人文・社会系の方に大きくウェイトをかけていたのであるが、それが新しく学術情報システムという形に変容するとなれば、利用者の範囲も変わってくることになるので、図書館情報を広くPRしなければならなくなるゆえんではないかと思う。
- この問題は図書館職員の教育というよりは、図書館を利用する側とくに自然科学の方の利用者に図書館の機能というものを十分認識してもらうということに重点をおくべきである。
- 自然科学系のほうにも、このような学術情報システムを早急に設けるべきではないかという気運は出ていると思う。そこで、この気運をうまく利用してこの学術情報システム構想を進めることは好ましい。そして、それと同時に大学図書館は一次資料の蓄積が圧倒的に多いという状況があるが、この蓄積された資料を相互の大学がその関連において如何に合理的に利用できるかということを考える場合に、現在のところはそのシステムはできていない。したがって早く全国的なシステムを設けながらこれをPRしていくという考えもできると思う。
- ただその場合には、すべてのものを包含して一挙に全国一本のシステムにするという、

いわば命令一下のもとにやるというような感を受けないではない。したがって、むしろ大学図書館の方から積み上げていく方式の方が望ましいと思う。

- 大型センターおよび拠点図書館は、その活動においてすでにある程度の実績を上げつつある状況がある。そこに、ここでいわれていることはセンター機能というものを位置づけて、かつそれを全国的な機能として働かせたいということに狙いがあると思う。この構想は大学全体としては受け入れやすいように思われる。しかし、そのために個々の大学が蓄積、新しい開発（図書館自体の開発・データベースの開発）、新しい図書館の活用法等についてこれまで営々として築き上げてきた側面が見失われるような形にならないであろうか。もう一つは図書館としての活動が実際にうまくいっている例もあるわけであるから、そのような実例等をPRすることも意義があるのではないかと思っている。
- 優れた中枢センターが出来ても、大学のほうがうまく対応できなければ実効は乏しく、折角の構想もそのなかに埋没するのではないかという心配がある。そのようなことのないように大学の方の態勢をさきに整える必要があるのではないか。
- そのためには中枢機能は初期の間は小規模のものにしておいて、周囲の充実・発展に対応しながら規模を拡大していくやり方が望ましい。また、そのほうが現実的なやり方ではないかと思う。
- データベースのサービス機能は試験的にすでに行われている。試験的なサービスにもかかわらずその需要は加速度的にふえている。この状況からすれば、この学術情報システム

の設置の必要性は現実の問題になっているといえる。それならば現在の大型センターにその機能を持たせればよいではないかという意見も出ようが、現在大型センターはハードウェアのサービスはできるが、ソフトウェアについてはすでに限界にきている。このように経常的なサービスというものが大型になればなるほど大型センターの片手間に任せるよりは、別に専門のシステムを置くべきであるという結論になってくる。したがって、この構想は従来のシステムとは全く異質のものではなく、従来の機能の発展的なものにすぎない。そうして、このことは図書館についても同じような見方をしているので、大きなショックを図書館に与えるのではないかというような危惧は全くない。更に、このシステムを一挙に全国に広めるような考えは現在の財政事情からしてできるものではない。

- この特別委員会としてはこれから検討をはじめることになる。そうして、それについては理事会に報告し11月総会において了承を得ることになる。しかし、それにしてもこの中間報告がどのような最終答申になるのか、それを見なければならぬ。また、図書館協議会の方の対応がどのような結論になるのか、それらを踏まえうえて国大協の見解はまとまることになる。
- 図書館協議会としても、本格的な協議には、この中間答申が出たあとで取り組むことになる。その意味においてはこの特別委員会とはほぼ同じような状況にある。ただ常務理事会において今後の対応の仕方についてある種の意見が出ることは考えられる。
- 国大協としてもこの構想を積極的にバックアップしたい考えはある。しかし、それには

この中間報告が全大学に滲透し、また国大協としてもこの内容を十分検討し理解したうえでなければならぬ。それが望ましい形であることはいうまでもない。

2. 55年度図書館予算に関する要望について

このことに関連して田中専門員から配付資料（昭和54年度国立大学図書館関係主要予算額事項別表）を基にして、次のように説明があった。

来年度図書館予算の概算方針については、まだ報告できるまでの詰めができていない。しかし、来年度政府予算の伸びはゼロといわれている状況下でもあるので、これまで要求を続けてきた「参考業務担当職員」の残りわずかではあるが、困難なものがある。

次に「図書館経費」についてであるが、これについては出すべき項目は殆ど出尽くしたものであると思われるので、今後はこれら項目の内容の充実を図ることにしたい。なお、新規事項としては、学術情報システム構想が具体化してくれば当面このシステムの実現化に向けて全力を注ぐことになる。そうして、それに関連して大学図書館の内容の充実努力を傾けることにしたい。もう一つの新規事項は「図書館特別業務経費」である。この中味は古文献資料の収集整理のための経費である。

次に今年度の図書館予算のうちでとくに大きな伸びがみられたものは「外国雑誌等購入費」である。その他では大きな伸びはなかったが、国立学校一般の当校費の伸びに比べれば図書館予算の伸び率は高いものがあったといえる。

以上をもって閉会した。

日 時 昭和54年6月18日(月) 13:30~16:00

場 所 学生会分館3号室

出席者 須田委員長

教員養成制度特別委員会

岡路, 椎名, 岩下, 太田, 田浦, 橋爪, 三上, 小林, 安藤,
竹山, 井上, 大賀, 岡本(洋)各委員
山田, 片山各専門委員

須田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のような挨拶があった。

本日午前中小委員会を開き、今回行ったアンケート調査結果のまとめについて検討をした。その結果、前もってこの委員会にご報告した予定とは少し異なるのではあるが、次のような作業の進め方としてはどうであろうかと考えている。

① アンケート調査結果の中間まとめを9月~10月に行い委員会に報告する。

② そうして、この中間報告を各大学に送付して意見を求めたうえ再検討をする。なお必要ならば更にアンケート調査をし、これも資料とする。

③ このような検討をしたうえ55年6月の総会を目途として資料を作成し報告する。

以上がその作業の進め方の予定であるが、本日の委員会では、これまでに小委員会においてまとめたものについて田浦、小林両委員および山田専門委員より報告を願い、ただいま私から申し上げたような方向をご了承願いたいわけである。

以上のような挨拶があったのち議事に入った。

【議 事】

1. アンケート調査結果のまとめについて

まず田浦委員より配付資料「一般大学・学部

における教員養成について(I-1~I-4)」を基にアンケート調査結果について説明があり、引続き(I-5~I-10)について、山田専門委員より説明があった。

以上の説明について、次のような質疑および意見の交換が行われた。

○ 教育実習経費について学生が負担しているということであるが、例えばどのようなものを学生が負担しているのか、その中味に触れていない。これについては、学生経費のなかで当然公費として負担すべきものまでを負担させているということがあるのではなかろうか、またその内容がどのようなのか、その辺についてわかるようにしてはどうであろうか。

○ 今回のアンケート調査では、実際にその教育実習経費の内容が現われるようにはなっていない。しかし、大学の回答には、実習録を買わせているとか、交通費の負担または謝金を払わせているとかいうように具体的に、その項目を挙げている場合もある。

○ この表で、免許状取得者数が実習者数より多いというところが見受けられるが、これはどういうことであろうか。

○ これは、特に第IIグループ(教育学部あるいは教育学科のある大学)に見られる現象であるが、工学部の場合、教育実習を受けなくても免許状を取得することができる。そのために

工学部系統の学部については実習者数より免許状取得者数が多いのである。

- このアンケート結果では、教育実習者数および免許状取得者数が51年度より52年度の方が増加しているということであるが、卒業生総数も増えているのではなかろうか。そうだとすればその年次の卒業生総数も挙げる必要があるのではなかろうか。
- 教育実習者数および免許状取得者数について、年度による比較対照を見ることができれば、卒業生総数の増加もわからなければ確かに意味がない。
ついで、小林委員より配付資料に基づき、次の集計結果について説明があった。
 - II 大学院の教員養成への関わり
 - III 教育系大学・学部の大学院
 - IV 専攻科
 - V 研修生制度

以上の説明について、次のような質疑および意見の交換が行われた。

- III-3の大学院の組織・編成のところ、回答21校となっているが、学校教育15、教育科学4、教育基礎学3ということであれば、回答数21校というのは、1校不足のようである。なお、大学院の学生数の入学者のところで、教職経験者数のパーセントの出し方も違っているようであるからまとめの際に注意されたい。
- 表の(10)のところであるが、註によると、
 - (A)——53年3月修了（退学）者数
 - (B)——(A)のうち教員免許所有者数
 - (C)——(B)のうち大学院在学中に新たに免許を取得した者の数
 - (D)——(B)のうち大学院在学中に免許を更新し

た者の数

(E)——(A)のうち教職就職者数

- となっているが、ここのパーセントの出し方で(B)分の(C)はあまり意味がないのではなかろうか。これはむしろ(A)分の(C)を求めるべきであろう。それから法学部のところのパーセントが違っているようである。
- 大学院の目的のところ、3点満点としたウェートの数として表わしているが、これは校数とした方がよい。それでないと、そのばらつきがわからないのではなかろうか。
- 研修生制度のところであるが、はじめのところで現職教員について、積極的に入学させようというような説明があったが、この表では必ずしもそのようではないようである。実際にはどのようなことであろうか。
- 現職教員を積極的に受け入れようという姿勢は教育系大学院に見られることであって、全体の研究生の数から見ると、現職教員数はそれほど多いものではない。
- 大学院教員組織のところであるが、その充足度の問題は審査方針との関わりで問題があると思う。現在の教育系大学・学部に対する審査基準によると助手は殆ど大学院教員組織としては編入されないような審査の仕方である。そこで助手が要員として数えられていない場合、審査との関わりがあるのではないかと、思われる。そこでコメントのときその辺はわかるように示しておくべきであろう。
- 専攻科のところ、教職課程の認定をうけている専攻科とあるが、ここで「おいている」あるいは「おいていない」という専攻科の科名について調べてもらいたい。なぜならば教育専攻科と言っている教育学については、課程認定を受けないのが建前である。こ

のように専攻科の科によっては認定を受けないのが当然であるというようなものが出てくるからである。

- このところは、専攻科を置けるのに置いていないのか、あるいは置けないのか、その辺をはっきりするようにすればよいと思う。
- 大学院において新たに免許状を取得するという場合に、大学院で開講している科目を履修してもこれは免許状を取得することにはならない。そうであるとすれば、2ページの(3)「教職志願者のための特別な方策」との関係が出てくるのではなからうか。また、免許状の更新であるが、大学院に入学してはじめて免許状を取得する場合、ストレートに1級の免許状を取得することはできない。これには一般免許状を取得したうえでもう一度申請しなければ、1級の免許状を取得することはできないという関係がある。
- この調査目的は大学院がどれだけ免許状取得に貢献しているかというところにあった。しかし、そのような関わりについて設問が必

要であれば新たに起こしてもよいと思う。

- 大学院の課程認定を受けているところで、免許状更新は、どういう場合にできて、どのような場合にできないのであろうか。
- 一般的に言えば、大学院の課程を履修した場合（専攻科も同じ）、これらの学生は既に学部において免許状を取得している。そこで更新のための特別な科目を受けなくとも、その課程が認定されておれば自動的に1級の免許状取得の申請ができるということである。

以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

今後の作業の進め方についてであるが、別に異議がなければ、初めに述べた計画によって進めていきたいと思うのでご了承願いたい。

なお、今総会では、この委員会として作業の経過報告と今後の予定について報告するに止めておきたい。

以上のように述べられて本日の議事を終了した。

日時 昭和54年5月24日(木) 17:00~18:30

場所 学生会分館6号室

出席者 向坊委員長

岡本、香月、北村、若槻、広根、山岡、今村、加藤、平松、須田、小坂各委員

(理事会関係出席者) 大池、前田、畑、斎藤、武藤、岡、野本、神田、池田各理事

宮島監事

大学運営協議会

向坊委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のような挨拶があった。

大学運営協議会は、国立大学の管理運営の改善に寄与することを目的として、昭和38年2月に設置されたものであり、発足以来、当面する

大学の管理運営上の諸問題について活発な検討を行ってきた。特に昭和40年代前半における「学園紛争」を契機として、大学改革問題に関する調査研究に精力的に取り組み、45年から48年の間にかけて3回に亘り調査研究書を作成発表

した。しかしその後は、調査研究が一段落したこともあり、また学園も正常化に向ってきたこともあって、格別の活動も行われず、50年以後最近数年間は休会状態が続いている。

このことに関し、過般の11月総会において、このような状態に放置しておくことはその設置の趣旨に添わないので、これの活用方について再検討されたい旨の提議があった。それで、このことについて去る2月14日開催の理事会で協議した結果、取敢えず一度協議会を招集し、今後の運営方針について懇談的な話し合いを行うということになった。

本日は以上のような趣旨の会合であるので、本協議会の臨時委員、専門委員等の招集は見合わせ、また理事会のメンバーで関心のある方々には自由に参加して頂くという特別の措置を講じたので、よろしくご了承を願いたい。なお、本日の討議の参考までにお手許に資料を配付したのでご参照頂きたい。

以上の挨拶ののち議事に入った。

【議 事】

1. 大学運営協議会の今後の運営について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

大学運営協議会は、(1)国立大学の管理運営の改善に寄与すること、(2)国立大学にその内部で解決することの困難な問題が生じた場合に、その大学の自主的な解決に助力すること、の二つの任務を果たすために設置されたものであるが、最近この協議会は暫く開かれていない。このことに関し、過般の総会で宮島筑波大学長より、この協議会の今後の運営について一度討議

してはどうかとの示唆があったので、そのことを理事会に諮った結果、本日の会合を開くこととなった。ついては、初めに宮島学長より、提言の趣旨についてご説明を願いたい。

ついで宮島学長より次のような趣旨説明があった。

大学運営協議会規程実施細則によると、この協議会は毎年2回以上開催する定めとなっているが、最近数年間全く開催されない状態が続いているので、その点を指摘されると困る点もあるため、監事の立場にある関係もありそのような提言をしたわけである。

そのような経緯から、この際この実施細則を改めるといふことも考えられるが、他面、この協議会については、(1)の任務は必ずしもこの協議会によらなくても常置委員会の中で処理できるようにも思われ、また(2)の任務は実際に実行されることは殆どないのではないかと思われる。そのような疑義もあるが、兎に角このような規則がある以上、これをどうするかについて国大協としての方針をまとめて、すっきりさせる必要があると思われる。そのような趣旨から過般の提言を行ったわけである。

以上のような説明があったのち、大学運営協議会のあり方に関し自由討議が行われ、各大学の管理運営に関する問題の実情やこれの対処の仕方等について率直な話し合いが行われた。

その結果、大学運営協議会そのものについては、その設置の経緯と大学の管理の現状に鑑みこれをそのまま存置することとし、これの運営については弾力的な運用を図るよう処置することとし、実施細則の改正を含め小委員会において検討することになった。

日時 昭和54年5月16日(水) 15:00~17:00
場所 東海大学校友会富士の間
出席者 (文部省側) 井内、佐野、篠沢、三角、宮地、西崎各委員
遠藤、滝沢、斎藤、佐藤各専門委員
阿部審議官、石井学生課長、国松人事課長、佐藤計画課長
(国大協側) 向坊、岡本(道)、香月、今村、岡本(舜)各委員
吉田、平間、石塚各専門委員

特別会計制度協議会

向坊議長主宰のもとに開会。

初めに議長から次のとおり挨拶が述べられた。

本日は、文部省から「昭和55年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針」について説明を伺いこれについてご審議をお願いする。

ついで、井内事務次官から次のような挨拶があった。

本日は、昭和55年度予算概算編成方針についてご協議願うのであるが、これまでの国立大学の経費に関してはこの特別会計制度協議会において審議した方針に従って行ってきた。振り返ってみれば、昭和51年度からの高等教育については、高等教育懇談会が51年3月にまとめた「高等教育の計画的整備について」に基づいてその整備が進められ、現在はその10年計画の前期の経過期間というわけで、国立大学の関係ではほぼ2,000人くらいの学生増員を目処に毎年予算要求をし、確保してきた。その間、無医大県解消計画あるいは地方における国立大学の整備等を中心に進めてきた結果、無医大県の解消計画は昭和54年度の琉球大学の医学部の設置をもって一応達成の段階に至った。従って医科大学については、これから年次的な整備を行っていくということである。また、地方における国立大学の拡充整備についても、ほぼ所期の成果が得られたものと思われる。

最近における社会情勢、経済情勢の変化ある

いは学術研究の進展、また国際交流の活発化等によって、大学の果たさなければならない役割もいろいろな面で高まってきている。そのような状況から、昭和55年度の国立学校特別会計の概算要求に当っては、これらの事情を考慮すると共に大学の質の向上ということを配慮して努力したいと考えている。

なお、昭和51年度から始まった前期の計画期間が、昭和55年度でその最終年次を迎えるが、56年度以降の後期計画については、大学設置審議会の計画分科会において最終的な詰めを行っている段階であり、当面は前期計画の最終年次ということで昭和55年度の予算編成に当たってこうと考えている。

昭和54年度の政府予算は非常にむずかしい問題に取り組みながら行われた予算であった。これを振り返ってみると、歳入面では租税収入は0.2%増に過ぎず、歳出の増加に見合う財源の殆どは公債の増発に頼らざるを得なかったという状況である。予算の性格を見る一つの目安となる公共事業費についても、53年度31.5パーセントに対して今年度は22.5パーセントという低い伸び率である。このような意味からも54年度予算は財政が何らかの形で新しい方向に転換していく転舵の年である。これを端的にいうと、53会計年度においては、景気水準の挺入れをしなければならないということで各省庁が公共事業の予算執行を早目を実施した。しかし、54会

計年度は昨年度と違い、物価の動きというものを十分見極め、景気の回復という問題、経済全体の安定および財政健全化という問題等幾つかの問題を考慮しながら予算執行にあたることになる。幸いに人件費の伸び率が低かったことと、物価の安定していたことから53年度は何とか切り抜けることができた。ところで、55会計年度の政府全体の予算編成方針については、まだはっきりとした線が出ていないわけではなく、54年度とはまた異なった問題が出てくる年ではないかと思われるので、政府の予算全体の編成方針とその動きを見ながら主張すべきは主張して予算編成を行いたいと考えている。

更に教職員の定員事情が55年度どのようなものか、慎重に対応しなければならない点である。55年度は第4次定割の最終年次にあたるので、政府全体として定員問題がどのような線が出されることになるか今のところ分からないが、これに適切に対応し、必要な定員の確保ということに全力をあげたいと考えている。55年度は今年よりも更に厳しくなるのではなからうかと懸念している。

以上のような諸状況を勘案してよろしくご協

議をお願いしたい。

【協 議】

1. 昭和55年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案について

初めに文部省側から、配付資料に基づき55年度概算要求の大綱について説明があった。

ついで、これに関し主に次の事項について質疑応答ならびに意見交換が行われた。

基準的経費の増額、学会出張等の研究旅費の増額、清掃費等外注に関わるものの予算の配慮、大講座制に対する予算積算基礎の明確化、国際協力推進の積極化、厚生補導の充実（福利・厚生施設の基準面積の改正）、教員養成の改善充実（教育実習の問題）、外国人教員任用の問題、研究所等の整備充実（基礎科学の振興）、外国人研究員制度の問題、敷地確保の問題、大学構内の駐車場の問題、発展途上国の人材養成の問題、大学学会館の問題、寄宿料改定の問題、国鉄運賃改定の問題、放送大学の問題。

以上の諸問題について質疑応答ならびに意見交換が行われたのち閉会した。

創立30周年記念行事準備委員会

日 時 昭和54年5月28日（月）16：00～17：00
場 所 国立大学協会会議室
出席者 香月委員長
平間、吉田、小島、石塚各委員

香月委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のような挨拶があった後議事に入った。

前回ご検討頂いた30周年記念行事の基本構想について、去る5月24日の理事会に報告し、記念誌発行、記念式典・祝宴挙行を柱に記念行事

を行うことが了承された。

本日は、記念行事の基本構想を基にその実施計画についてご検討願う訳であるが、まず初めに小委員会で作成された記念誌の大綱から検討を始めて頂きたい。

【議 事】

1. 記念行事の実施計画について

記念誌について、石塚委員から小委員会（5月8日および5月22日）で検討立案した「記念

誌編集の概要」の説明があり、これを基に種々意見交換し検討の結果、以下のような造本体裁、執筆陣容、編集構成、刊行スケジュールとすることとなった。

30周年記念誌

○造本体裁

判型 B5 (182mm×257mm) 横組み

使用活字 9ポイントおよび5号

部数 約1,000部

頁数 約250頁

表紙 布製 函入り

各章ごと別丁色紙挿入

○執筆陣容（別紙）

序にかえて	（執筆者）3名	（原稿枚数）400字×3枚
随 想	15名	400字×3～4枚
当時の思い出	3名	400字×3～4枚
懸案事項の経緯・当面の問題点について	12名	400字×6枚
文芸の広場	92名+α（局長）	400字×1～3枚

○編集構成

序にかえて

第1章 大学のプロフィール

1. 大学本部建物写真と学長写真 (54.7.1現在)
2. 大学の概要 (54.10.1現在)

（学部数，附置研究所数，教職員数，大学院研究科数，学部入学定員数）

第2章 随 想（執筆者別紙）

表題は各自に依頼

第3章 当時の思い出

進藤，鶴田元局長，丁子前局長

第4章 懸案事項の経緯・当面の問題点について（執筆者別紙）

54年度第1～第6常置，特別委員会各委員長

第5章 協会30年のあゆみ

1. 概 歴 （目次別紙） 丁子委員執筆
2. 5つのトピックス（別紙） 事務局作成

3. 要望書リスト	事務局作成
4. 報告書リスト	〃
5. 年表	丁子委員作成
6. 歴代役員・委員名簿	〃
7. 協会の会費, 予算・決算額	事務局作成
8. 歴代事務職員, 現職員名簿	〃

第6章 資料編 (別紙) 平間, 吉田, 石塚委員作成

第7章 文芸のひろば (別紙)

編集をおえて

石塚委員執筆

なお、目次のタイトルについては、さらに検討を加えることにした。その他、①旧会長・副会長に執筆を願う「随想」の寄稿については、前以て諾否の照会を行うこと、②「資料編」はグラフを入れること、③「序にかえて」、「各委員会報告」、「文芸のひろば」等の執筆者は54.7.1現在の現役者とする事、などを取り決めた。

○刊行スケジュール

○原稿依頼	昭和54年7月1日
○原稿締切	54年10月31日
○原稿督促	54年11月
○原稿最終締切	54年12月末
○原稿整理完了	55年5月末
○原稿印刷所渡し	55年6月1日
○納本	55年9月末

次いで、記念行事の期日、会場、記念品などについて意見交換が行われた結果、それぞれ次のようにすることとした。

- 記念式典および講演、祝宴の実施期日は、総会終了翌日、事務連絡会議前日に当る55年11月20日(木)とする。(講演者の選定は55年に入ってから行う)
- 会場は学士会館(神田)とする。
- 記念品はネクタイピンとし、そのデザイン

のデザイナーを福井東京芸術大学長に推薦して頂く。

- 国立大学に対する記念誌の寄贈は1校あて3部とし、それ以上の部数については有償とする。(30周年記念事業積立金300万の枠内では記念事業実施が困難のため、記念誌の頒布という形で不足分を補填する)

今回は7月12日(木)午後4時開催とした。

第64回総会国立大学協会事業報告書

(注) 第63回総会より今総会前まで

I 諸 会 合 (55回)

1. 第63回総会

53. 11. 29 (水) 第1日

11. 30 (木) 第2日

2. 事務連絡会議

53. 11. 30 (木) 幹事会

12. 1 (金) 第30回事務連絡会議

3. 理 事 会

54. 2. 14 (水) 理事会

5. 24 (木) 委員等選考役員会

5. 24 (木) 理事会

4. 常置委員会 (17回)

(1) 第1常置委員会

(主要審議事項) 51年7月以来検討を続けてきた「大学院の整備拡充」(特に新設大学の博士課程設置の問題)について、引き続きこれの具体的な意見をまとめる作業を進めるとともに、これに関連して「講座の組織と教官定員」の問題についても検討した。

また、助手の処遇問題を検討するために昨年7月発足した「助手問題に関する小委員会」(第1常置と第6常置の合同小委員会)の審議結果を基に、制度的観点から改善案の検討を行った。

その他、目下設置が推進されている「放送大学」の問題についても審議を行い、また「外国人の国公立大学教員任用」の問題について検討を行った。

54. 2. 28 (水) 常置委員会

6. 18 (月) 常置委員会

(2) 第2常置委員会

(主要審議事項) 共通第1次学力試験を取り入れた新しい制度による大学入試が終了した段階で、その結果を基にこれらの問題点の検討を行い、来年度の大学入試の実施方針につ

いて国大協としての見解を取りまとめるとともに、共通入試に関する今後の検討事項についても審議した。

また、留学生の大学入学に関し、文部省が導入を意図しているインターナショナルバカロレア（IB）の問題について検討を行った。

54. 4. 6（金） 常置委員会

5. 25（金） 小委員会

(3) 第3常置委員会

（主要審議事項） 50年暮以降、第4常置委員会と合同審議を続けてきた学寮問題の検討を一応終え、昨年6月以降新たな検討課題として留年問題と課外活動施設の整備充実の問題を取り上げて審議してきたが、留年問題については課外活動施設に関する問題の見通しがついた段階で本格的審議に入ることとした。

課外活動施設の問題については、サークル部室の問題（特に文化系サークル部室について）、課外活動施設の管理運営の問題、施設基準の問題等を中心に検討が進められている。なお、施設基準の問題については第4常置委員会と提携して検討を進め、中間的な要望書の取りまとめを行った。

54. 1. 23（火） 小委員会

1. 23（火） 常置委員会

5. 14（月） 第4常置との合同会議

6. 18（月） 常置委員会

(4) 第4常置委員会

（主要審議事項） 第3常置委員会と合同で審議してきた学寮問題の検討に続き、昨年6月以降新たな検討課題として福利厚生施設の基準面積の拡大の問題を取り上げ、審議を行ってきた。福利厚生施設の拡充整備については、特に学生会館（学生会館）のあり方に焦点が置かれているが、これについては課外活動施設との関連もあるので、第3常置と連携をとりつつこの問題の検討を進めている。それとともに、施設基準の改正を推進するためには、その主張の根拠と要求する基準を提示する必要があるため、これについての検討を進めているが、取敢えず中間的な要望書を第3常置と共同で取りまとめることとした。

54. 2. 13（火） 常置委員会

5. 14（月） 第3常置と合同会議

5. 14（月） 常置委員会

(5) 第5常置委員会

（主要審議事項） 学長の国際交流について文部省とも協議し、本年度の実施計画を定

め、去る5月下旬より6月上旬にかけ(5.20~6.10の3週間)オーストラリアより3名の副学長を招待した。

また、本年度の国際交流関係の予算案(教育・学術・文化の国際交流、外国人教師・在外研究員・内地研究員、留学生等に関するもの)について文部省側より説明をきき意見交換を行うとともに、本年度より開始された中国からの派遣留学生の問題について討議した。

54. 2. 20(火) 常置委員会

(6) 第6常置委員会

(主要審議事項) 大学財政問題については、来年度の「国立学校特別会計予算概算要求編成方針」について文部省側の説明をきき、これについて意見交換を行った。

給与問題については、例年関係方面に提出している「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を引続き提出することとし、これの文案の作成を行った。

定員問題については、定員削減の現状と今後の見通しを踏まえつつ、これの対応について協議した。

助手問題については、「助手問題に関する小委員会」(第1常置と第6常置の合同小委員会)の審議結果を基に、第6常置としてのこの問題の対応について協議した。

非常勤職員の問題については、これに関する資料を基に検討し、実態調査の実施を目的として審議を進めている。

学費問題については、授業料問題について長期的展望の下に検討を続けることとし、各方面の意見を基に検討を進めている。

前総会後に要望書を提出した「研究技術専門官制度」の問題については、引続き関係当局との接触を行い、これの推進を図ることとした。

53. 12. 19(火) 給与問題・定員問題合同小委員会

54. 5. 16(水) 常置委員会

5. 16(水) 学費問題小委員会

(7) 助手問題に関する小委員会

(主要審議事項) 国立大学教官等の待遇改善に関し、特に助手の待遇改善を図ることが急務であることから、過般(53年5月)取りまとめた助手の職務実態に関する調査の結果等を踏まえ、これの具体的検討を進めることになり、このため第1常置委員会(組織・制度の問題担当)と第6常置委員会(大学財政の問題担当)の合同小委員会を設けて昨年7月より検討を開始した。これまでの4回の会議の結果、当面の待遇改善措置に関する意見を取りまとめる方針を定め、助手制度に関する基本的問題については今後の検討課題とすることとした。

54. 1. 31(水) 小委員会

54. 5. 30 (水) 小委員会

5. 特別委員会 (13回)

(1) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 大学図書館の充実整備を図るため、その今後のあり方について検討を進める一方、当面の作業として、例年提出している「大学図書館の予算に関する要望書」の作業を行っている。

54. 4. 23 (月) 小委員会

5. 17 (木) 小委員会

6. 11 (月) 小委員会

6. 18 (月) 特別委員会

(2) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 51年9月以降行ってきた教養課程問題に関するフリートーキングおよび既に教養部改革を実施ないし進行中の大学についてのケーススタディを基にして、「教養課程組織改編に関する調査報告書」のまとめを行ってきたが、去る5月の理事会でこの報告書が承認され、今回の6月総会にこれが提出されることになった。なお、今後引き続き教養課程のあり方等についての検討を続行することにしていく。

54. 2. 5 (月) 打合せ会

3. 26 (月) 小委員会

5. 23 (水) 特別委員会

(3) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 52年11月に公表した「大学における教員養成——その基準のための基礎的検討——」以後の検討課題として、①教育系大学・学部における大学院の問題、②一般大学・学部における教員養成の問題、の二つを取り上げることにし、まずこれの検討資料を得るため各大学の実情を調べるアンケートを行うことにした(昨年12月20日依頼、本年2月20日締切)。ついで、このアンケート結果の取りまとめの作業を進めているが、その過程で、これを更に補完するアンケートを行うことになり、これを俟って報告書の作成に取りかかることとし、その完成の目処を一応来春総会ということにした。

以上の作業のほか、当面の重要問題である教育実習の問題について討議を行った。

53. 12. 18 (月) 小委員会

54. 3. 31 (土) 特別委員会

5. 18 (金) 小委員会

6. 18 (月) 小委員会

6. 18（月） 特別委員会

(4) 大学格差問題特別委員会

（主要審議事項） いわゆる新設大学の充実整備を推進するための方策について検討を続け、当面修士課程の質的充実を促進することに重点を置き、同委員会委員の所属大学に対して行った実情調査の結果を基に問題点の検討を行った。

54. 6. 18（月） 特別委員会

6. 大学運営協議会（1回）

（主要審議事項） 大学の管理運営の改善に寄与するために設置された本協議会の今後の運営方針について、理事会メンバーを含めて懇談的な協議を行い、その結果、小委員会を設けこの問題の検討を進めることになった。

54. 5. 24（木） 懇談会

7. その他の諸会合（17回）

53. 12. 4（月） 日教組との会見（研究技術専門官制度問題）

12. 7（木） 就職問題懇談会

12. 12（火） 日教組との会見（定員・予算問題等）

54. 1. 5（金） 特別会計制度協議会

1. 24（水） 就職問題懇談会

4. 5（木） 特別会計制度協議会

4. 18（水） 創立30周年記念行事準備委員会

4. 24（火） オーストラリア国大学副学長招待準備委員会

4. 28（土） 国公立大学入試問題連絡協議委員会

5. 8（火） 創立30周年記念誌編集小委員会

5. 14（月） 全国大学生協連との会見

5. 16（水） 特別会計制度協議会

5. 22（火） 創立30周年記念誌編集小委員会

5. 24（木） 「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」との会見

5. 28（月） 創立30周年記念行事準備委員会

6. 8（金） オーストラリア国大学副学長招待準備委員会

6. 8（金） オーストラリア国大学副学長との懇談会

II 要望書その他の諸活動（9件）

■対外的諸活動

53. 12. 1 去る11月総会において決議された「研究技術専門官制度の新設に関する要望書」について、向坊会長と今村第6常置委員長が文部省を訪問し、文部事務次官にこれを提出し、要望懇談した。なお、その際、第6常置委員会が取りまとめた「国立大学における定員削減の現状と問題点」をも併せて提出し、定員問題に対する配慮方を要請した。
53. 12. 15 内藤新文部大臣の就任に当たり、向坊会長と岡本、香月両副会長が同大臣を訪問し、当面の諸問題について懇談したが、その際、授業料については、値上げは当分の間行わないよう配慮されたい旨とくに要請した。また、引続き井内事務次官および佐野大学局長に対しても同趣旨の申し入れをした。
53. 12. 27 香月副会長が本協会を代表して、授業料問題に関し、高村文部政務次官および井内事務次官に対し値上げを行わないよう重ねて要望した。
54. 4. 27 文部省が構想してきた「放送大学」に関する法案の国会審議に当たり、この新しい形態の大学の健全かつ適正な発展を図るための大学側としての意見具申をするため、3項目から成る要望書を文部大臣ならびに衆・参両院文教委員会委員長に提出した。（なお、公立大学協会側より共同提出の申し入れがあったので、国大協会長と公大協会長との連名の文書とした。）

■各国立大学への意見等照会

53. 12. 20 教育系大学・学部における大学院の問題ならびに一般大学・学部における教員養成の問題を検討するための資料を得るため、須田教員養成制度特別委員会委員長より各国立大学長あてアンケートを依頼した。

■資料・連絡強化等

53. 12. 21 内藤新文部大臣の就任に当たり、会長、副会長が同大臣と会見を行った際、授業料等の値上げは当分の間行わないよう要請したことに関し、事務局長より各国立大学長あて事務連絡した。
54. 3. 9 昭和54年度大学卒業予定者の就職事務に関する国公立大学・高専団体の申合せについて、会長より各国立大学長に連絡し、趣旨の徹底方について配慮を依頼した。
54. 5. 8 文部省が国会に提案している「放送大学学園法案」に関し、国公立大学としての意見具申をした要望書を文部大臣ならびに衆・参両院文教委員会委員長に提出したことについて、会長名をもって各国立大学長あて報告した。
54. 5. 30 共通第1次学力試験を取り入れた大学入試の実施により、各国立大学の入学者選抜方法が従来と変ってきたことから、高校側より受験生の進路指導に役立つ「大学案内」の作成の希望が出され、これの刊行が本協会と大学入試センターとの協議によって決定されたの

で、これの原稿提出方について若槻第2常置委員会委員長より各国公立大学長あて依頼した。

III 要望書等の受理

受付日	提出団体等	要望事項	関係委員会
53. 11. 22	第55回東海・北陸地区国立 大学学生部課長会議	大学会館の基準面積の別建設定について(要望)	第3・第4常置
11. 28	東京都高等学校教職員組合	共通一次テスト受付方法改善についての要請	第2常置
12. 2	東大東京天文台職員組合技 術系職員専門委員会	技術系職員の待遇改善に関する要望書 について	第6常置
12. 26	第26回六大学教養部長・事 務長会議	一般教育の整備充実に関する諸要望	第6常置 教養課程特別
54. 1. 30	外国人教員法案検討会	国公立大学外国人教員任用法案に関する要請	第5常置
2. 14	昭和53年度秋季中国・四国 地区国立大学長会議	大学院の整備について(要望)	第1常置
3. 29	岩手大学長	昭和55年度共通第1次学力試験について(要望)	第2常置
3. 29	日教組中央執行委員長・日 高教中央執行委員長	共通一次試験等について(申し入れ)	第2常置
4. 26	全学連・全寮連・大学生協 連	国鉄値上げ反対運動に関する申し入れ	第4常置
5. 2	全国大学生協連会長	福利厚生施設基準の改正について	第4常置

IV 刊行物

- (1) 54. 5 教養課程組織改編に関する調査報告書
- (2) 54. 2 会報83号
- 54. 6 会報84号

諸 会 合

(54年5月～6月)

- | | | |
|----------|-------|----------------------|
| 5. 8(火) | 15:00 | 創立30周年記念誌編集小委員会 |
| 5. 14(月) | 13:30 | 第3常置・第4常置委員会合同会議 |
| 5. 16(水) | 10:00 | 第6常置委員会 |
| | 13:00 | 学費問題小委員会 |
| | 15:00 | 特別会計制度協議会 |
| 5. 17(木) | 9:30 | 図書館特別委員会小委員会 |
| 5. 18(金) | 13:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 5. 22(火) | 15:00 | 創立30周年記念誌編集小委員会 |
| 5. 23(水) | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会 |
| 5. 24(木) | 11:00 | 委員等選考役員会 |
| | 13:30 | 理事会 |
| | 16:30 | 大学運営協議会 |
| 5. 25(金) | 13:30 | 第2常置委員会小委員会 |
| 5. 28(月) | 16:00 | 創立30周年記念行事準備委員会 |
| 5. 30(水) | 13:30 | 助手問題に関する小委員会 |
| 6. 8(金) | 15:00 | オーストラリア国大学副学長招待準備委員会 |
| | 16:00 | オーストラリア国大学副学長との懇談会 |
| 6. 11(月) | 13:30 | 図書館特別委員会小委員会 |
| 6. 18(月) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| | 13:30 | 教員養成制度特別委員会 |
| | 13:30 | 第1常置委員会 |
| | 13:30 | 第3常置委員会 |
| | 13:30 | 図書館特別委員会 |
| | 16:00 | 大学格差問題特別委員会 |
| 6. 19(火) | 10:00 | 第64回総会(第1日目) |
| | 12:00 | 理事会 |
| 6. 20(水) | 10:00 | 第1常置委員会 |
| | 10:00 | 第2常置委員会 |
| | 10:00 | 第3常置委員会 |
| | 10:00 | 第4常置委員会 |
| | 10:00 | 第5常置委員会 |
| | 10:00 | 第6常置委員会 |
| | 13:00 | 第64回総会(第2日目) |
| 6. 21(木) | 18:00 | 幹事会 |
| 6. 22(金) | 10:00 | 第31回事務連絡会議 |
| 6. 26(火) | 15:00 | 創立30周年記念誌編集小委員会 |

ヒゲの 生物学的意義

東京学芸大学教授
小野 三嗣

あるいは威厳を感じさせるような面での社会的意義は認められても、生物学的には退化の一途をたどっている無用の長物としての評価しかあたえられていないのがヒゲのはずである。いわんやヒゲと健康との関係など想像もできないに違いない。

しかし現実には厳然とした因果関係が存在しているのである。健康状態を維持しようとすれば何がしかの運動鍛練を行わなければならないが、運動時には皮膚血流が

さかんになり、汗腺活動がおこり、皮脂腺での皮脂分泌も増大する。

このような皮膚及びその付属器における活動のあるものはヒゲに対して促進的に、あるものは抑制的に作用するのである。

筆者は自身のヒゲの伸び量について、電気カミソリ法で約20年間測定している。またランニングの生体に及ぼす影響を知る目的で満50歳の誕生日からその実験を開始して今日に到っている。

寺田やハミルトン等の疫学的調査研究の示唆どおりに、少くともランニング開始前まではヒゲの一日伸び量が増大の一途をたどってきた。しかしランニングトレーニング開始後はヒゲの伸びが停滞し、しかもトレーニング開始4年経過頃から、運動に起因する心室性期外収縮を中心とする不整脈が頻発するようになってからは、ヒゲの伸びが一段と悪くなったのである。

その後、ランニング前の食事内容を変えたり、ランニング距離、速度、頻度などに工夫を加えたりすることによって、不整脈頻発阻止に成功して以降は、再びヒゲの伸びが回復に向っていることが確認された。

こういう因果関係を支配しているメカニズムは未だ明らかにすることはできないが、過量の皮脂に含まれる脂肪酸には、そこに存在する酸素量が充分の場合、毛根でのケラチン合成に必要なSH基の働きを阻害する働きがあるという事実が認められている以上、前述した成績を考察する一助とすることはできそうである。無理をして頑張るような形になるランニングでは特に皮脂腺活動がさかんになるためにヒゲの伸びが悪くなるが、そうでないランニングではあまり皮脂腺が刺激されないために伸びが悪くならないと考えてみたのである。

逆説的に言えば、あまりヒゲの伸びが悪くなるような運動は健康的でないという考え方を提唱してみたいのである。

要 望 書

大学保健管理施設の増設・充実についての要望書

昭和54年6月19日
国立大学協会
会長 向坊 隆

国立大学協会は、かねてより大学保健管理の重要性と保健管理センターの増設・充実整備の必要を認め、これが実現について要望してまいりました。すでに過半数の大学に保健管理センターが設置され、既設センターに教授定員の配置が実現する運びとなりましたことは、われわれのひとしく感謝するところであります。昭和55年度においては、さらに一層の推進を期するため、重ねてここに別紙要望書を提出いたします。

つきましては、本要望に対し、特別の措置が講ぜられ、これが実現について格段の配慮をされるようお願いいたします。

(要望書) 大学保健管理施設の増設・充実について

現在保健管理センターにおいては、一般的な保健管理業務すなわち健康診断、健康相談、各種検査、救急処置など、およびその他の修学上の相談のほかに、精神衛生、災害保障、公害防止などに関する諸問題に直接間接関与する必要を生じ、その業務はますます重大性を加えている。

については、このセンターの設立主旨に従って、さらにこれの増設を急ぐとともに、独立的な機関としてその業務を遂行するため、その長に専任の教授定員を配置されたく、なお、その施設の整備拡充とその経常費の増額および要員増員等あわせてご考慮を払われたく、ここに重ねて強く要望する次第である。

(要望書提出先：内藤文部大臣)

国立大学共同利用研修施設設置・充実に関する要望書

昭和54年6月19日
国立大学協会
会長 向坊 隆

国立大学協会は、予てより教員と学生の共同生活を通じて、教員と学生の融合をはかるとともに、各学部間ならびに、各大学間の研究と教育の交流をはかる目的をもって共同利用研修施設の設置を要望してきましたが、昭和47年以降逐次実施の運びとなりましたことは、われわれのひとしく感謝するところであります。

つきましては、別紙「共同利用研修施設設置計画」の趣旨をじゅうぶんに考慮され、さらにその推進方につき特段の配慮をされるようここに要望いたします。

なお、既設の施設の充実ならびに管理要員の定員化についてもご配慮くださるようお願いいたします。

共同利用研修施設設置計画

社会の発展に対応すべき大学の役割は、日とともに重要となりつつあり、大学もまたこの使命を果たすため、あらたな態勢をととのえるべく改革問題を取りあげて、研究ならびに教育の成果をあげようと努力している。このためには従来の講義形式のみならず教員ならびに学生が、すぐれた自然環境のなかで共同生活を通じて一体となって相互の研磨に努め、学部の自主性の上に立ちながらも学部間の壁を取り除くとともに国内外の大学間の交流をはかり、相互の融合接触を密にし、研究ならびに教育のあらたな態勢をととのえる必要があることはいうまでもない。

以上の目的を達成するため、ここに共同利用研修施設の設置を計画するものである。

なお、この施設は、以上の目的に使用するほか、その余裕を見て教職員の福利厚生施設にも利用する。

その設置要領は、つぎのとおりである。

共同利用研修施設設置要領

1. 事業

この施設は、つぎの目的に使用する。

- (1) 学生と教員の合宿研修
- (2) 大学が必要と認める学外の実習・演習・体育実技等
- (3) 大学が認める課外活動
- (4) 教員と学生の交歓行事
- (5) その他大学が研究・教育上必要と認める事業

2. 施設・設備

- (1) おおよそ 200 名が同時に宿泊できる施設と設備
- (2) 建物面積は、すべてを含め少なくとも 3,000m²
- (3) 敷地は、上記の目的を達成するためにじゅうぶんな用地

3. 管理

- (1) 管理は、この施設を利用する大学のうち、特定の大学がこれに当たり、これに必要な管理要員を定員化する。
- (2) 管理の責任者は、管理にあたる大学の学長または学生部長とする。

4. 設置場所

各地区に少なくとも 2ヶ所を設置する。

(要望書提出先：内藤文部大臣)

大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書

昭和54年6月19日

国立大学協会
会長 向坊 隆

大学および大学院の学生に対する奨学制度は優秀な人材を確保して、これに高等教育の機会を保障することによって、わが国の学術文化の発展に不可欠な役割を果たしてきました。しかしながら、最近における学生の勉学および生活に要する諸経費の上昇に比べて、貸与金額の改善がなお立ち遅れを示している現状は甚だ憂慮に堪えないところであります。

本年度においても改善の一部が実現したことはわれわれのひとしく感謝するところでありますが、なお学費・下宿料・食費・図書費・交通費等の必要経費の大幅な上昇に伴い、奨学生の生活費にシめる奨学金の比率はますます低下し、アルバイトによってその不足額を補わざるを得ない学生がますます増加している実情であります。このため一部には学業に支障を来し、勉学を中断せざるを得ない者さえ生じていることは甚だ遺憾であります。

よって、このような事情に鑑み、現行の奨学金制度について以下の諸点を改善・拡充されるよう、特段の配慮を要望いたします。

- (1) 大学および大学院の学生に対する貸与額を、最近の学生の勉学および生活に要する諸経費の上昇に対応して大幅に増額されたい。
- (2) 優秀な資質の学生を確保できるよう、奨学生採用者の増員を図られたい。

(要望書提出先：内藤文部大臣
林日本育英会会長)

学生部関係職員の待遇改善に関する要望書

昭和54年6月19日

国立大学協会
会長 向坊 隆

学生部関係職員は学生の厚生補導という重責を担うとともに大学の管理運営に関して重要な役割を果たしているが、この職責に見合う処遇が十分でない実情に鑑み、次の諸点について特段の配慮をされるよう要望いたします。

- (1) 大学の規模の大小にかかわらず、すべての学生部長にその在職期間中指定職を適用されたい。
- (2) 学生部の課長の特別調整額については実情に応じ部内の均衡を考慮するとともに事務局課長との権衡を図るよう措置されたい。

(要望書提出先：内藤文部大臣)

厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書

昭和54年6月19日

国立大学協会
会長 向坊 隆

大学における厚生補導に関する施設は、学生生活の充実と向上を図る上で重要な役割を果たすものでありますが、各国立大学における厚生施設や課外活動施設の現状は、その後の学生の増加等もあって、窮屈な状況に置かれております。

ついでには、これらの施設の一層の整備を図り豊かな学園生活を実現するため、現行の基準面積を適当な規模に拡大し、これの改善充実を図られるよう要望いたします。

(要望書提出先：内藤文部大臣)

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

昭和54年6月19日

国立大学協会
会長 向坊 隆

大学教官の待遇は、その職務の特殊性と専門性とを十分に配慮して決定されなければならないと考える。

いうまでもなく、大学教官は、高度かつ専門的な学術研究に従事し、進歩発展しつつある研究成果を不断に摂取するのみではなく、研究水準を積極的に向上させていく職責がある。と同時に、この研究成果にもとづいて高度の専門教育を行う特殊かつ重要な責務を負っている。

年々、国立大学教官の待遇は改善されてきたが、未だ大学教官にふさわしい十分な処遇をうけているとはいえない。その結果、大学は有為な人材を確保することに困難をきたしている。

こうした点をふまえ、つぎの諸点の実現方を重ねて強く要望する次第である。

1. 俸給水準の引上げならびに俸給体系の合理的な是正を図ること。

大学教官の俸給をその職責にふさわしい水準に引き上げる必要性が大であることは、いうまでもないが、同時に俸給の上下格差を縮小し、初任給ならびに下位等級者の俸給を引き上げ、現行の俸給曲線の「中だるみ」を是正し、早期に最高号俸に到達できるよう「中ぶくらみ」の形に改める必要性も高い。

これなくしては、大学は高度の専門的研究・教育者にふさわしい有能な人材、とくに若手・中堅教官を確保することも、また大学教官の研究・教育能力の水準を不断に引き上げることも困難であるといわざるをえない。

そのさい、つぎの点をとくに配慮されたい。すなわち、講師の職務は、教授または助教授に準ずると学校教育法に定められ、また実態としても講師の職務内容は、助教授のそれと大差が

ない。そこで現行俸給表に修正を加え、助教授のほか講師も、2等級とし、両等級の一本化を図ること。これに応じて、助手を3等級に格上げし、教育職(一)俸給表の等級数の縮減を図ること。

2. 大学教官の全般的待遇改善に資する方向で「大学研究調整額」(仮称)を新設すること。

周知のように、義務教育教員には、教職調整額、医療職については初任給調整手当など特別な手当がある。大学教官も、研究・教育上の特殊性もあって、実験、実習、フィールド・ワーク等多様な職務を長時間にわたって遂行し、これらの負担が過重になっている。よって、このさい、こうした職務遂行に見合う手当を新設し、これをすべての大学教官に適用し、支給することをとくに配慮されたい。

3. 指定職の定数を大幅に増加させ、すべての部局長(学生部長を含む)に指定職を適用すること。

指定職の定数は、年々若干ずつではあるが増加し、部局長で指定職の適用を受けるものがふえてきた。ところが、未だ定数が必ずしも十分ではないために、すべての部局長が指定職の適用を受けているわけではない。

よって、このさい、大学の部局長については、現行の管理職手当の適用をやめ、指定職をすべての部局長にその在職期間中適用できるよう定数の増加を引続き図られたい。

なお暫定措置として、未だ指定職の適用を受けていない部局長については、現行の管理職手当の支給率を、均衡上、大学本部の部長なみの20パーセントに引き上げることを強く要望したい。

4. 管理職手当の適用対象を拡大すること。

近年、大学における管理運営の職責がますます重くなりつつある実情にかんがみ、評議員、全学段階の委員等の学内教育行政の激職にあるものには、その職務の内容や任用の手続きを明確化しうえて管理職手当を適用するようとくに配慮されたい。

5. 研究教育関係職員の待遇の抜本的改善を図ること。

大学における研究教育を十分に遂行するためには、大学特有の専門職である教務職員・技術職員および図書館職員等の果す役割は大きく、とりわけ、近年、研究教育または情報処理の機器が極度に高度化・専門化してきたことなどから、これらの職員の重要性がとみにましてきた。

にもかかわらず、これらの職員の待遇は十分ではなく、しかも給与に頭打ちがあることなどのために、有為な人材を確保することが著しく困難な状況にある。

こうした問題を抜本的に改善するために、当国立大学協会は「研究技術専門官」職階という別建の俸給表の新設を内容とする待遇改善案をまとめ、昨年、関係機関へ「要望書」を提出した。

これをふまえ、これらの職員の待遇改善を早急に実施されるよう特段の配慮を強く要望したい。

6. 国立大学教官の停年制については現行制度を維持されたい。

国家公務員への停年制の法制化が問題になっているが、すでに国立大学教官については、現に教育公務員特例法第8条第2項によって、それぞれの大学管理機関が停年年齢を定めて実施してきた。これはなんらの支障もなく、長年にわたって定着し、運用されてきた。

こうした実情をみるならば、国立大学教官については、現行制度を維持できるよう、ここに特別の配慮をお願いしたい。

資 料

会議出席旅費支給基準の一部改正

総会・事務連絡会議出席旅費支給基準

総会・事務連絡会議に出席する学長・事務局長については、国家公務員等の旅費に関する法律^(挿入)および文部省所管旅費規則に準じ、次の区分により旅費を支給する。

学長以外の委員の会議出席旅費支給基準

学長以外の委員の会議出席旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律および文部省所管旅費規則^(挿入)に準じ、次の区分により支給する。

1. 次項2の在京大学および東京近接大学以外の委員には、鉄道賃（グリーン車・特急券又は急行券）のほか、日当宿泊料（教育職2等級8号以上は行政職2等級^(削除)の額、2等級7号以下はそれぞれ定額）を支給する。事務系職員の委員は、これに準ずる。

大学設置審議会（大学設置分科会）委員について

6月30日をもって任期満了となる当協会推薦の大学設置審議会（大学設置分科会）委員の太田東京学芸大学長の後任として、7月16日付桶爪愛知教育大学長が発令された。

紀元2000年の夢、 葉緑素を利用 した太陽電池

宇都宮大学教授
高橋不二雄

ほうれん草から取得したクロロフィル（葉緑素）を白金板に被覆し、これを電極として用いた電池に光を照射すれば電気が得られる。この研究を始めてからもう5年経った。植物が太陽エネルギーを利用して炭酸固定を行っていることからヒントを得て、そのしくみをまねてつくった電池である。今までのところ電圧は最高0.3ボルト、電流はマイクロアンペア（1アンペアの百万分1）の範囲。とても実用どころではない。クロロフィルを用いた太陽電池の実用化が目標で、夢は大きいのである

が、現実には厳しくなかなかなかと思うにはかどらない。研究室では毎日苦闘を続けている。

そんなことにはお構いなく世の中は動いていく。最近のOPECによる石油の大幅値上げ。それが引き金となってカーター米大統領のエネルギー政策が発表された。その中の一つ、紀元2000年までにエネルギー消費量の20%を太陽エネルギーでまかなうという。大変な時代になったものである。太陽エネルギーは公害の心配はなく、量的には無尽蔵であるから誰もが考えつく。しかし非常に低密度のエネルギーなのである。大規模に使いたいなら濃縮してやらなければならない。広い面積と集光器が必要になる。経済性も考えなければならない。これに対して太陽電池は小規模発電に適する。家庭用、旅行用などにも使える。

一方、化学工業は多くの公害問題をひきおこしたことから、最近では公害の出る心配の少ない生物材料や生物機能の利用が注目されるようになった。筆者のように応用生物化学分野の研究をする者にとって誠にありがたい時代になったといえる。植物の葉から得られるクロロフィルを用いた太陽電池の研究は21世紀のエネルギー問題の解決のためにやるだけの意義をもってくるからである。

植物は光を電気に変えるための機能はもっていない。しかし人間の欲望は光を電気に変えること。5年前植物のしくみから電気をとり出す可能性をさぐってみてつぎのことがわかったのである。即ち植物は生きるために炭酸固定をしなければならない。そのために光が必要。植物が太陽エネルギーを取込むため大きな役割を果しているのはクロロフィルである。クロロフィルは光を吸収すると興奮し、植物体内では電子を右から左へと動かすポンプのような働きをしている。そしてこのしくみが実は電気化学の過程とよく似ていることに気づいたのであった。

このような思考の末、クロロフィルを用いた太陽電池を組立てたのである。植物の太陽エネルギー利用率は0.1~2.5%とされているので、植物の機能と同じくらいのエネルギー変換効率なら、計算上最低でも1平方メートルにつき1ワットくらいの電力が得られるはずである。まだ植物のしくみから学ぶべきことが沢山あるようだ。今すぐといわれたら困ってしまうが、紀元2000年までにクロロフィルの太陽電池が実用化できるようにと頑張っている。

名 簿

昭和54年8月20日現在

理 事 会

○印は常置委員長を兼任

会 長	向坊 隆	東 京 大
副会長	岡本 道雄	京 都 大
"	香月 秀雄	千 葉 大
理 事	○今村 成和	北 海 道 大
"	大池弥三郎	弘 前 大
"	前田 四郎	東 北 大
"	畑 敏雄	群 馬 大
"	岡本 舜三	埼 玉 大
"	斉藤 進六	東 京 工 大
"	○北村 四郎	新 瀧 大
"	丸山 健	静 岡 大
"	石塚 直隆	名 古 屋 大
"	三上 美樹	三 重 大
"	○若槻 哲雄	大 阪 大
"	須田 勇	神 戸 大
"	綾部 正大	鳥 取 大
"	竹山 晴夫	広 島 大
"	○山岡 亮一	高 知 大
"	神田 慶也	九 州 大
"	岳中 典男	熊 本 大
"	井上 由扶	宮 崎 大
第3常置委員長	広根徳太郎	山 形 大
第5常置委員長	佐々木忠義	東 京 水 産 大
監 事	宮島 龍興	筑 波 大
"	吉田 久	東 京 医 歯 大

常置委員会

第1常置委員会（大学の組織・制度）

委員長	北村 四郎	新 瀧 大
委 員	吉田 正夫	室 蘭 工 大
"	山田 守英	旭 川 医 大
"	前田 四郎	東 北 大
"	秋田 康一	茨 城 大
"	金勝 久	埼 玉 大
"	井上 茂	お茶の水大
"	宮川 公男	一 橋 大
"	川上 正光	長岡技科大
"	館 正知	岐 阜 大
"	橋爪 貞雄	愛知教育大
"	山田 敏郎	京 都 大
"	須田 勇	神 戸 大
"	谷口 澄夫	兵 庫 教 育 大
"	小坂 淳夫	岡 山 大
"	幡 克美	香 川 大
"	具島兼三郎	長 崎 大
"	岳中 典男	熊 本 大
専門委員	下沢 隆	埼玉大教授
"	白田 貴郎	千葉大教授
"	坂井 光夫	東京大教授
"	安盛 岩雄	東工大教授
"	遠藤 輝明	横浜国大教授
"	高田 敏	大阪大教授

第2常置委員会(学科課程・入学試験等)

委員長	若槻 哲雄	大阪大
委員	伊藤森右衛門	小樽商大
"	帷子 康雄	弘前大
"	大塚 徳郎	宮城教育大
"	宮島 龍興	筑波大
"	斉藤 進六	東京工大
"	谷 初蔵	東京商船大
"	辰野 千寿	上越教育大
"	五十嵐直雄	福井大
"	丸井 文男	名古屋大
"	三上 美樹	三重大
"	脇坂 行一	滋賀医大
"	林 保	京都教育大
"	深瀬 政市	島根医大
"	片山 嘉雄	岡山大
"	平木 潔	高知医大
"	浅原 照三	九州工大
"	蟹江 松雄	鹿児島大
専門委員	佐藤 親雄	筑波大教授
"	肥田野 直	東京大教授
"	安部 北夫	東京外大教授
"	扇谷 尚	大阪大教授
"	猪岡 武	大阪教育大教授

第3常置委員会(補導)

委員長	広根徳太郎	山形大
委員	小池東一郎	北見工大
"	木下 明	筑波大
"	岡本 舜三	埼玉大
"	福井 直俊	東京芸大
"	古屋 直臣	山梨大
"	加藤 静一	信州大
"	豊田 文一	金沢大
"	高瀬 武平	福井医大
"	吉田徳之助	京都工繊大
"	水野 克彦	大阪大
"	南 正巳	神戸商船大
"	三谷 健次	島根大
"	岡 芳包	徳島大
"	大賀 一夫	福岡教育大
"	永松 政俊	佐賀大
"	古川 哲二	佐賀医大
"	中村 末男	大分大
専門委員	栗冠 正利	東北大教授

第4常置委員会（学生の厚生）

委員長	山岡 亮一	高知大
委員	村尾 誠	北海道大
"	岡路 市郎	北海教育大
"	大池弥三郎	弘前大
"	渡辺源次郎	福島大
"	鈴木 一夫	宇都宮大
"	吉田 久	東京医歯大
"	野村 正七	横浜国大
"	柳田 友道	富山大
"	鈴木 寛	金沢大
"	吉利 和	浜松医大
"	桑原 正信	滋賀大
"	百々 和	神戸大
"	筒井 信定	和歌山大
"	綾部 正大	鳥取大
"	吉武 泰水	九州芸工大
"	池田 数好	佐賀大
"	勝木司馬之助	宮崎医大
臨時委員	井上 剛	
専門委員	小路 敏彦	長崎大教授

第5常置委員会（大学間の協力）

委員長	佐々木忠義	東京水産大
委員	西川 義正	帯広畜産大
"	加藤 久弥	岩手大
"	坂本 是忠	東京外語大
"	平島 正喜	電気通信大
"	細谷 千博	一橋大
"	高安 久雄	山梨医大
"	平松 博	富山医薬大
"	丸山 健	静岡大
"	石塚 直隆	名古屋大
"	伊地智善継	大阪外語大
"	小林 章	奈良教育大
"	小西 俊造	山口大
"	野本 尚敬	愛媛大
"	西沢 弘順	高知大
"	井上 由扶	宮崎大
"	柿本 大老	鹿児島大
"	宮城 健	琉球大
専門委員	白倉 昌明	東京大教授

特別委員会

第6常置委員会（大学財政）

委員長	今村 成和	北海道大
委員	和田 正信	東北大
〃	九嶋 勝司	秋田大
〃	畑 敏雄	群馬大
〃	大石嘉一郎	東京大
〃	太田 善磨	東京学芸大
〃	諸星静次郎	東京農工大
〃	蓼沼 謙一	一橋大
〃	高梨 昌	信州大
〃	武藤 三郎	名古屋工大
〃	榊 米一郎	豊橋技科大
〃	安藤 格	大阪教育大
〃	川村 徹	奈良女子大
〃	竹山 晴夫	広島大
〃	砂田 輝武	香川医大
〃	神田 慶也	九州大
〃	中塚 正行	大分医大
専門委員	塩野 宏	東京大教授
〃	大川 政三	一橋大教授
〃	慶谷 淑夫	東京工大助教授
〃	吉田 寿雄	東京大事務局長
〃	平間 巖	東京医歯大事務局長
〃	舟橋 昭夫	東京大庶務部長

科学技術行政特別委員会

委員	今村 成和	北海道大
〃	香月 秀雄	千葉大
〃	向坊 隆	東京大
〃	石塚 直隆	名古屋大
〃	岡本 道雄	京都大
〃	若槻 哲雄	大阪大
〃	蟹江 松雄	鹿児島大
専門委員	雄川 一郎	東京大教授

医学教育に関する特別委員会

委員長	北村 四郎	新潟大
委員	大池弥三郎	弘前大
〃	吉田 久	東京医歯大
〃	吉利 和	浜松医大
〃	脇坂 行一	滋賀医大
〃	石塚 直隆	名古屋大
〃	須田 勇	神戸大
〃	小坂 淳夫	岡山大
〃	具島兼三郎	長崎大
〃	古川 哲二	佐賀医大
専門委員	堀 原一	筑波大教授
〃	尾島 昭次	岐阜大教授
〃	中川 米造	大阪大助教授

教養課程に関する特別委員会

委員長	岳中 典男	熊本大
委員	加藤 久弥	岩手大
"	広根徳太郎	山形大
"	向坊 隆	東京大
"	久保 彰治	"
"	福井 直俊	東京芸大
"	佐々木忠義	東京水産大
"	吉利 和	浜松医大
"	若槻 哲雄	大阪大
"	林 保	京都教育大
"	幡 克美	香川大
"	竹山 晴夫	広島大
"	神田 慶也	九州大
専門委員	柘植 利之	名古屋大教授
"	緒方 直彦	九州大教授
"	重岡 和彦	熊本大教授

大学格差問題特別委員会

委員長	岡本 舜三	埼玉大
委員	渡辺源次郎	福島大
"	畑 敏雄	群馬大
"	太田 善磨	東京学芸大
"	野村 正七	横浜国大
"	北村 四郎	新潟大
"	豊田 文一	金沢大
"	丸山 健	静岡大
"	小坂 淳夫	岡山大
"	野本 尚敬	愛媛大
専門委員	下沢 隆	埼玉大教授
"	白田 貴郎	千葉大教授
"	鎌田 邦夫	埼玉大事務局長

図書館特別委員会

委員長	今村 成和	北海道大
委員	大塚 徳郎	宮城教育大
"	広根徳太郎	山形大
"	木村 増三	一橋大
"	野村 正七	横浜国大
"	丸山 健	静岡大
"	桑原 正信	滋賀大
"	林 良平	京都大
"	若槻 哲雄	大阪大
"	小坂 淳夫	岡山大
"	岡 芳包	徳島大
"	吉武 泰水	九州芸工大
"	池田 数好	佐賀大
専門委員	長沢 雅男	東京大助教授
"	田辺 広	一橋大図書館事務部長
"	藤井 和夫	東京大図書館事務部長

臨時専門委員 深川 恒喜

教職員の厚生等に関する特別委員会

委員	今村 成和	北海道大
"	向坊 隆	東京大
"	香月 秀雄	千葉大
"	岡本 道雄	京都大
"	山岡 亮一	高知大

研究所特別委員会

委員	今村 成和	北海道大
"	前田 四郎	東北大
"	向坊 隆	東京大
"	香月 秀雄	千葉大

大学運営協議会

委員 古屋 直臣 山 梨 大
 " 岡本 道雄 京 都 大
 " 須田 勇 神 戸 大
 " 小坂 淳夫 岡 山 大
 専門委員 荒 松雄 東京大教授
 " 積田 亨 "
 " 河田 幸三 "
 " 尾崎 萃 東京工大教授
 " 山田 秀雄 一橋大教授

教員養成制度特別委員会

委員長 須田 勇 神 戸 大
 委員 岡路 市郎 北 海 教 育
 " 九嶋 勝司 秋 田 大
 " 岩下新太郎 東 北 大
 " 椎名 万吉 千 葉 大
 " 太田 善磨 東京学芸大
 " 岡本 舜三 埼 玉 大
 " 田浦 武雄 名 古 屋 大
 " 橋爪 貞雄 愛 知 教 育 大
 " 三上 美樹 三 重 大
 " 小林 哲也 京 都 大
 " 安藤 格 大 阪 教 育 大
 " 竹山 晴夫 広 島 大
 " 井上 久雄 広 島 大
 " 大賀 一夫 福 岡 教 育 大
 " 岡本 洋三 鹿 児 島 大
 専門委員 山田 昇 和 歌 山 大 教 授
 " 片山 嘉雄 岡 山 大 教 授

○小委員
 *研究部会委員
 (会長)
 委員長 ○向坊 隆 東 京 大
 (副会長)
 委員 ○岡本 道雄 京 都 大
 (副会長)
 " ○香月 秀雄 千 葉 大
 (第1常置委員長)
 " *○北村 四郎 新 潟 大
 (第2常置委員長)
 " *○若槻 哲雄 大 阪 大
 (第3常置委員長)
 " *○広根徳太郎 山 形 大
 (第4常置委員長)
 " *○山岡 亮一 高 知 大
 (第5常置委員長)
 " *○佐々木忠義 東 京 水 産 大
 (第6常置委員長)
 " ○今村 成和 北 海 道 大
 (北海道・東北地区)
 " 小池東一郎 北 見 工 大
 (関東・甲信越地区)
 " 宮島 龍興 筑 波 大
 (関東・甲信越地区)
 " 加藤 静一 信 州 大
 (中部地区)
 " 豊田 文一 金 沢 大
 (近畿地区)
 " 脇坂 行一 滋 賀 医 大
 (中国・四国地区)
 " 三谷 健次 島 根 大
 (九州地区)
 " 神田 慶也 九 州 大
 臨時委員 *○今堀 和友 東 京 大 教 授
 *○雄川 一郎 "
 *○林 良平 京 都 大 教 授
 *○山田 敏郎 "
 専門委員 *下沢 隆 埼 玉 大 教 授
 *伊藤 正己 東 京 大 教 授

特別会計制度協議会

”	沢田 正三	東京工大教授
”	*安盛 岩雄	”
”	*成田 頼明	横浜国大教授
”	*鈴木 寛	金沢大教授
”	*小野木重治	京都大教授
”	*高田 敏	大阪大教授
”	*式部 久	広島大教授
”	*中嶋 康輔	岡山大教授
”	*永松 政俊	佐賀大教授

○印小委員

【文部省側委員】

文部事務次官	井内慶次郎
○大学局長	佐野文一郎
○学術国際局長	篠沢 公平
○管理局長	三角 哲生
○官房長	宮地 貫一
○官房会計課長	植木 浩

【国立大学協会側委員】

東京大学長	向坊 隆
京都大学長	岡本 道雄
○千葉大学長	香月 秀雄
○北海道大学長	今村 成和
埼玉大学長	岡本 舜三
一橋大学長	蓼沼 謙一

【専門委員】

高等教育計画課長	遠藤 丞
大学課長	滝沢 博三
研究機関課長	斉藤 諦淳
会計課副長	佐藤 禎一
東京大学事務局長	吉田 寿雄
東京医科歯科大学 事務局長	平間 巖
国立大学協会 事務局長	石塚龍之進

そ の 他

学長等の異動

○学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
大 阪	若槻 哲雄	山村 雄一
宇 都 宮	事務取扱 近藤 正巳	事務取扱 鈴木 一夫

○役員の交代

	(前 任)	(新 任)
理 事	柳田 友道(富山大)	丸山 健(静岡大)
〃	武藤 三郎(名古屋工大)	三上 美樹(三重大)
〃	若槻 哲雄(大阪大)	山村 雄一(大阪大)
〃	小坂 淳夫(岡山大)	綾部 正大(鳥取大)
〃	岡 芳包(徳島大)	竹山 晴夫(広島大)
〃	野本 尚敬(愛媛大)	山岡 亮一(高知大)
〃	池田 数好(佐賀大)	岳中 典男(熊本大)
〃	蟹江 松雄(鹿児島大)	井上 由扶(宮崎大)
監 事	蓼沼 謙一(一橋大)	吉田 久(東京医歯大)

○大学運営協議会地区委員の交代

(地 区)	(前 任)	(新 任)
北海道・東北	加藤 久弥(岩手大)	小池東一郎(北見工大)
関東・甲信越	坂本 是忠(東京外語大)	宮島 龍興(筑波大)
〃	谷 初蔵(東京商船大)	加藤 静一(信州大)
中 部	平松 博(富山医薬大)	豊田 文一(金沢大)
近 畿	須田 勇(神戸大)	脇坂 行一(滋賀医大)
中 国・四 国	小坂 淳夫(岡山大)	三谷 健次(島根大)
九 州	大賀 一夫(福岡教育大)	神田 慶也(九州大)

○委員の交代

	(前 任)	(新 任)
医学教育に関する 特別委員会	白瀬 勇(弘前大)	大池弥三郎(弘前大)
〃	武谷 健二(九州大)	古川 哲二(佐賀医大)
教養課程に関する 特別委員会	円藤 真一(香川大)	幡 克美(香川大)
大学格差問題 特別委員会	芦田 譲治(愛媛大)	野本 尚敬(愛媛大)
図書館特別委員会	山本 義一(宮城教育大)	大塚 徳郎(宮城教育大)
〃	市古 宙三(お茶の水大)	野村 正七(横浜国大)
〃	神野璋一郎(和歌山大)	桑原 正信(滋賀大)
〃	円藤 真一(香川大)	岡 芳包(徳島大)
特別会計制度協議会	西崎 清久(文部省 前会計課長)	植木 浩(文部省 会計課長)

○委員の委嘱

図書館特別委員会 吉武 泰水(九州芸工大)

○教員委員の交代

	(前 任)	(新 任)
第 6 常置委員会	神代 和俊(横浜国大)	高梨 昌(信州大)

○専門委員の解嘱

第 6 常置委員会	高梨 昌(信州大教授)
教養課程に関する 特別委員会	鬼沢 貞(岩手大教授)
〃	中川 努(大阪大教授)
〃	式部 久(広島大教授)
〃	佐久間元敬(〃)

寄贈図書

- 教育と情報 6月号, 7月号 (文部省)
厚生補導 6月号, 7月号 (文部省)
産業と教育 5月号, 6月号 (産業教育振興中央会)
IDE 6月号 (民主教育協会)
ESP 6月号, 7月号 (経済企画庁)
青少年問題 6月号, 7月号 (青少年問題研究会)
アジアの友 4・5月合併号 (アジア学生文化協会)
みんぱく 6月号 (国立民族学博物館)
エネルギー対話 (エッソスタンダード石油)
国際交流19号 (国際交流基金)
インターナショナル・リクルートメント・ニュース No. 53, 54 (外務省)
大学時報 5月号 (日本私立大学連盟)
大学図書館実態調査結果報告 昭和53年度 (文部省)
図書館情報大学案内 (図書館情報大学創設準備室)
常用漢字表案 中間答申 (国語審議会)
第15回大学教員懇談会記録 今日の大学教育の問題点 (大学セミナーハウス)
大学院研究年報 第8号 (中央大学)
大学院紀要 昭和53年度 (明治大学)
京都大学学生懇話室紀要 第8輯 (京都大学)
佐賀大学理工学部集報 第7号 (佐賀大学)
九州大学教育学部紀要 第24集 (九州大学)
筑波大学学校教育部紀要 第1巻 (筑波大学)
大阪教育大学教育研究所報 No. 14 (大阪教育大学)
Annual Report of Tokyo University of Agriculture and Technology (東京農工大学)
東京大学図書館情報学セミナー研究集録 1975年前期・後期 (東京大学)
逐次刊行物目録 昭和51年版 (国立国会図書館)
同盟15年のあゆみ (全関西私立大学国庫補助促進同盟)

編集後記

- * 省エネルギー時代を迎え、冷房の節約、省エネルギーの登場など何かと話題が多かったこの夏も終ろうとしております。省エネルギーの進行につれ、大学もその対策に種々ご苦労の多いことと推察しております。
- * 本号は前総会関係の記事を掲載した関係で相当大部のものになりました。

今回の「特別寄稿」には、太田東京学芸大学長の“教員養成系学部の設置基準をめぐって”および佐々木東京水産大学長の“オーストラリア国大学訪問記”を掲載することができました。ご多忙のところご寄稿くださった両先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。

- * 「窓欄」には、東京学芸大学小野三嗣教授の“ヒゲの生物学的意義”および宇都宮大学高橋不二雄教授の“紀元2000年の夢、葉緑素を利用した太陽電池”の二つの興味深い短編をお寄せ頂きました。ここに厚くお礼申し上げます。

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和54年8月28日 印刷 (非売品)
昭和54年8月31日 発行

会

報 第85号

(第29巻第3号 通巻第85号)

編集兼
発行者

石塚龍之進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (3668・4450)

03 (813) 0647

印刷・製本 協文唱堂